

第三百三十一回国会 衆議院 厚生委員会 議 録 第 八 号

(一〇七)

平成六年十一月二十五日(金曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 岩垂壽喜男君

理事 衛藤 晟二君

理事 鈴木 俊二君

理事 井上 喜一君

理事 山本 孝史君

理事 荒井 広幸君

理事 小野 晋也君

理事 高橋 辰夫君

理事 長勢 甚遠君

理事 堀之内久男君

理事 山本 公一君

理事 井奥 貞雄君

理事 大口 善徳君

理事 塚田 延充君

理事 福島 豊君

理事 柳田 稔君

理事 田口 健二君

理事 森井 忠良君

理事 岩佐 惠美君

出席国務大臣

厚生大臣 井出 正一君

出席政府委員

厚生大臣官房長 山口 剛彦君

厚生省保健医療局長 谷 修一君

委員外の出席者

議員 栗屋 敏信君

議員 冬柴 鐵三君

議員 高木 義明君

議員 柳田 稔君

議員 初村謙一郎君

議員 齊藤 鉄夫君

厚生委員会調査 市川 喬君

委員の異動

十一月十六日

辞任

岡田 克也君

同日

辞任

江崎 鐵磨君

同日

同月二十五日

辞任

熊代 昭彦君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

第一類第七号 厚生委員会議録第八号 平成六年十一月二十五日

田恵三君紹介(第六号)

同(岩佐恵美君紹介)(第二六号)

同(穀田恵二君紹介)(第二七号)

同(佐々木隆海君紹介)(第二八号)

同(志位和夫君紹介)(第二九号)

同(寺前巖君紹介)(第三〇号)

同(中島武敏君紹介)(第三一号)

同(東中光雄君紹介)(第三二号)

同(不破哲三君紹介)(第三三号)

同(藤田スミ君紹介)(第三四号)

同(古堅実吉君紹介)(第三五号)

同(正森成二君紹介)(第三六号)

同(松本善明君紹介)(第三七号)

同(矢島恒夫君紹介)(第三八号)

同(山原健二郎君紹介)(第三九号)

同(吉井英勝君紹介)(第四〇号)

同(志位和夫君紹介)(第四一七号)

同(志位和夫君紹介)(第一〇三三三)

同(東中光雄君紹介)(第一〇四四)

同(矢島恒夫君紹介)(第一〇五五)

年金と医療・福祉制度の改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第七号)

国民へのよい看護の実現に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第五〇号)

国民医療の改善に関する請願(古堅実吉君紹介)(第五一七号)

国民医療制度の改善に関する請願(不破哲三君紹介)(第五二二七号)

社会保障の拡充に関する請願(穀田恵二君紹介)(第五三三三)

年金制度の改善反対に関する請願(藤田スミ君紹介)(第五四四四)

豊かな老後のために公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

豊かな老後のための公的年金制度改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第五五五五)

請願(寺前巖君紹介)(第五六号)

年金支給開始年齢繰り延べ等反対に関する請願(寺前巖君紹介)(第一一〇号)

同(東中光雄君紹介)(第一一一号)

同(藤田スミ君紹介)(第一一二号)

同(松本善明君紹介)(第一一三三)

被爆者援護法の早期制定に関する請願(金田誠一君紹介)(第一二五五)

同(松前仰君紹介)(第一二六六)

輸入食品の安全基準の緩和反対、検査体制の充実に関する請願(東中光雄君紹介)(第一二七七)

同(藤田スミ君紹介)(第一二八八)

同(正森成二君紹介)(第一二九九)

同(吉井英勝君紹介)(第一三〇〇)

公共の場などの禁煙・分煙の法制定に関する請願(藤田スミ君紹介)(第一五二二)

社会保障拡充に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第一五三三)

十一月九日

国民本位の公的年金制度改革に関する請願(古堅実吉君紹介)(第一七六六)

同(山原健二郎君紹介)(第一七七七)

同(岩佐恵美君紹介)(第一三六六)

同(寺前巖君紹介)(第一三七七)

同(寺前巖君紹介)(第一三四四)

同(中島武敏君紹介)(第一三五五)

同(正森成二君紹介)(第一三六六)

社会保障拡充に関する請願(不破哲三君紹介)(第一七八八)

国民健康保険制度の改革に関する請願(尾身幸次君紹介)(第一二九〇)

同(佐藤謙一郎君紹介)(第一三〇〇)

同(長勢甚遠君紹介)(第一三一一)

同(藤本孝雄君紹介)(第一三二二)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(武藤嘉文君紹介)(第一三三三)

同(山本有二君紹介)(第三四号)
同(池田行彦君紹介)(第二六三号)
同外一件(近藤鉄雄君紹介)(第二六四号)
同(中谷元君紹介)(第二六五号)
同外一件(林義郎君紹介)(第二六六号)
同相沢英之君紹介(第三二〇号)
同(小野晋也君紹介)(第三二一号)
同(高村正彦君紹介)(第三二二号)
同外一件(竹内黎一君紹介)(第三二三号)
同(中島洋次郎君紹介)(第三二四号)
戦時災害援護法制定に関する請願(堀込征雄君紹介)(第三二五号)
保育園児に対する給食の国産米確保に関する請願(藤田スミ君紹介)(第三二六号)
公的年金制度改善・拡充に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第三二七号)
同(吉井英勝君紹介)(第三二八号)
年金六十歳支給の堅持に関する請願(沢藤礼次郎君紹介)(第三二九号)
年金と医療・福祉制度の改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第三三〇号)
社会保険の拡充に関する請願(志位和夫君紹介)(第三三一八号)
年金支給開始年齢繰り延べ等反対に関する請願(寺前巖君紹介)(第三三一九号)
同月十五日
国民の望む社会保障の拡充に関する請願(不破哲三君紹介)(第三三六号)
国民本位の公的年金制度改革に関する請願(矢島恒夫君紹介)(第三三七七号)
同(穀田恵二君紹介)(第三三七七号)
同(古堅実吉君紹介)(第三三八八号)
同(岩佐恵美君紹介)(第三三九号)
社会保険拡充に関する請願(佐々木隆海君紹介)(第三四八号)
同(岩佐恵美君紹介)(第三四六号)
骨形成不全症の特定疾患指定に関する請願(白井日出男君紹介)(第三三七三三号)
同(山下徳夫君紹介)(第三三七四号)

残留農薬・輸入食品の安全基準緩和反対、検査体制の充実に関する請願(松本善明君紹介)(第三七五号)
被爆者援護法の制定に関する請願(緒方克陽君紹介)(第三七六号)
輸入食品の安全基準の緩和反対、検査体制の充実に関する請願(岡崎宏美君紹介)(第三七九号)
同(穀田恵二君紹介)(第三三八〇号)
同(寺前巖君紹介)(第三三八一号)
同(松本善明君紹介)(第三三八二号)
同(吉井英勝君紹介)(第三四四五号)
同(岡崎宏美君紹介)(第三四八九号)
同(岡崎宏美君紹介)(第三五三〇号)
同(東中光雄君紹介)(第三五三一号)
国民健康保険制度の改革に関する請願外一件(白井日出男君紹介)(第三三八三三号)
同(小澤潔君紹介)(第三三八四号)
同(河村建夫君紹介)(第三三八五号)
同(平沼超夫君紹介)(第三三八六号)
同(古屋圭司君紹介)(第三三八七号)
同(牧野聖修君紹介)(第三三八八号)
同(武藤嘉文君紹介)(第三三八九号)
同外一件(越智通雄君紹介)(第三四二〇号)
同外一件(河村建夫君紹介)(第三四二二号)
同(古賀誠君紹介)(第三四二二二号)
同(沢藤礼次郎君紹介)(第三四二三号)
同(細川律夫君紹介)(第三四二四号)
同(武藤嘉文君紹介)(第三四二五号)
同(沢藤礼次郎君紹介)(第三四四七号)
同(鹿野道彦君紹介)(第三四九〇号)
同外一件(木村義雄君紹介)(第三四九一号)
同(北川正基君紹介)(第三四九二二号)
同外一件(近藤鉄雄君紹介)(第三四九三三号)
同(佐藤敬夫君紹介)(第三四九四四号)
同(鈴木俊一君紹介)(第三四九五五号)
同(中村正三郎君紹介)(第三四九六六号)
同(浜田靖一君紹介)(第三四九七七号)
同外一件(原田昇左右君紹介)(第三四九八八号)
同(藤本孝雄君紹介)(第三四九九九号)

同(森英介君紹介)(第五〇〇号)
同(渡瀬憲明君紹介)(第五〇一号)
同(今井宏君紹介)(第五〇二二二号)
同(大木正吾君紹介)(第五〇三三三三号)
同(鹿野道彦君紹介)(第五〇三四四四号)
同(永井英慈君紹介)(第五〇三五五五号)
戦時災害援護法制定に関する請願(網岡雄君紹介)(第五〇九〇号)
同(佐藤観樹君紹介)(第三九一九号)
公的年金制度改善・拡充に関する請願(山原健二郎君紹介)(第三九二二二二号)
同(山原健二郎君紹介)(第三九二六六六号)
年金六十歳支給の堅持に関する請願(石橋大吉君紹介)(第三九三三三三号)
重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(網岡雄君紹介)(第四一五五号)
同(網岡雄君紹介)(第四四八八号)
重度心身障害者とその両親またはその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(網岡雄君紹介)(第四一六六号)
小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願(石橋一弥君紹介)(第四一七七号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(石橋一弥君紹介)(第四一八八号)
輸入食品の検査・監視体制の強化に関する請願(山原健二郎君紹介)(第四四四四号)
公的年金の改善反対・充実に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第四八八八号)
同月十七日
医療・福祉の改善に関する請願(中島武敏君紹介)(第五六六七号)
同(矢島恒夫君紹介)(第五六八八号)
医療保険制度の改善に関する請願(中島武敏君紹介)(第五六九九号)
輸入食品の安全基準緩和反対に関する請願(濱田健一君紹介)(第五七〇号)

輸入食品の安全基準の緩和反対、検査体制の充実に関する請願(岡崎宏美君紹介)(第五七一七号)
同(東中光雄君紹介)(第五七二二二二号)
同(岡崎宏美君紹介)(第五七三三三三号)
同(岡崎宏美君紹介)(第五七三三八八号)
国民健康保険制度の改革に関する請願外一件(甘利明君紹介)(第五七三三三三号)
同外四件(石原慎太郎君紹介)(第五七四四四号)
同(江藤隆美君紹介)(第五七五五五五号)
同(遠藤乙彦君紹介)(第五七六六六六号)
同(亀井善之君紹介)(第五七七七七七号)
同(櫻内義雄君紹介)(第五七八八八八号)
同(塚原俊平君紹介)(第五七九九九九号)
同(中川秀直君紹介)(第五八〇〇〇号)
同外八件(中村喜四郎君紹介)(第五八一八一号)
同(三ツ林弥太郎君紹介)(第五八二二二二号)
同(山田宏君紹介)(第五八三三三三号)
同(山中貞則君紹介)(第五八四四四四号)
同(津島雄二君紹介)(第五八五五五五号)
同外一件(三原朝彦君紹介)(第五八六六六六号)
同(相沢英之君紹介)(第五八六九九九号)
同外三件(赤城徳彦君紹介)(第五八七四四四号)
同外四件(新井将敬君紹介)(第五八七四四四号)
同外一件(石橋一弥君紹介)(第五八七四四四号)
同(今津寛君紹介)(第五八七四四四号)
同外三件(衛藤晟一君紹介)(第五八七四四四号)
同(小川元君紹介)(第五八七四四四号)
同(越智通雄君紹介)(第五八七四四四号)
同(小此木八郎君紹介)(第五八七四四四号)
同外一件(柿澤弘治君紹介)(第五八七四四四号)
同外一件(粕谷茂君紹介)(第五八七四四四号)
同(河村建夫君紹介)(第五八七四四四号)
同(小泉純一郎君紹介)(第五八七四四四号)
同外四件(齊藤斗志三君紹介)(第五八七四四四号)
同(桜井新君紹介)(第五八七四四四号)
同外一件(笹川堯君紹介)(第五八七四四四号)
同(島村宜伸君紹介)(第五八七四四四号)
同外二件(近岡理一郎君紹介)(第五八七四四四号)
同外一件(葉梨信行君紹介)(第五八七四四四号)

同外五件 愛知和男君紹介(第一一三〇号)
同外八件 伊藤宗一郎君紹介(第一一二二号)
同(小沢一郎君紹介(第一一三二号)
同外三件 小野晋也君紹介(第一一三三三号)
同(岡田克也君紹介(第一一三四号)
同(金子徳之介君紹介(第一一三五号)
同外一件 亀井善之君紹介(第一一三六号)
同(岸田文雄君紹介(第一一三七号)
同(熊谷弘君紹介(第一一三八号)
同(佐藤孝行君紹介(第一一三九号)
同外一件 櫻内義雄君紹介(第一一四〇号)
同(田中直紀君紹介(第一一四一四号)
同(高島修君紹介(第一一四二四号)
同(竹下登君紹介(第一一四三三三号)
同(橋本太郎君紹介(第一一四四四号)
同外三件 西銘順治君紹介(第一一四五五号)
同(野呂田芳成君紹介(第一一四六六号)
同(福田康夫君紹介(第一一四七七号)
同外二件 藤井孝男君紹介(第一一四八八号)
同(保利耕輔君紹介(第一一四九九号)
同(穂積良行君紹介(第一一五〇号)
同(松岡利勝君紹介(第一一五一五号)
同外一件 武藤嘉文君紹介(第一一五二五号)
同(柳沢伯夫君紹介(第一一五三三三号)
同外八件 若林正俊君紹介(第一一五四四号)
同(渡部恒三君紹介(第一一五五五号)
同外一件 渡辺省一君紹介(第一一五六六号)
戦時災害援護法制定に関する請願(早川勝君紹介(第一一五七七号)
同(赤松広隆君紹介(第一一五六六号)
同(早川勝君紹介(第一一五六七号)
同(早川勝君紹介(第一一五七五号)
被爆者援護法の早期制定に関する請願(秋葉忠利君紹介(第一一五七五号)
医療保険制度の改善に関する請願(矢島恒夫君紹介(第一一五六八号)
被爆者援護法制定に関する請願(小林守君紹介(第一一五六九号)
同(沢藤礼次郎君紹介(第一一五七〇号)

同(中村正男君紹介(第一一五七一五号)
同(岡田雄雄君紹介(第一一五八八号)
身体障害者福祉法の運用改善に関する請願(岡田雄雄君紹介(第一一五七二七号)
同(石田祝稔君紹介(第一一五七三三三号)
同(山本孝史君紹介(第一一五九九号)
原爆被害者援護法の制定に関する請願(秋葉忠利君紹介(第一一五七四四号)
同(山本孝史君紹介(第一一六〇〇号)
同月二十四日
医療制度の対策と改善に関する請願(松下忠洋君紹介(第一一二二二二号)
同(米沢隆君紹介(第一一二二三三三号)
同(沢藤礼次郎君紹介(第一一二四二二二号)
同(野呂田芳成君紹介(第一一二四三三三三号)
同(畑英次郎君紹介(第一一二四四四四号)
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(松下忠洋君紹介(第一一二四四四四号)
同(米沢隆君紹介(第一一二二二五五五号)
同(沢藤礼次郎君紹介(第一一二二二五五五号)
同(野呂田芳成君紹介(第一一二二二六六六号)
同(畑英次郎君紹介(第一一二二二七七七号)
寒冷地における重度障害者対策に関する請願(松下忠洋君紹介(第一一二二二六六六号)
同(米沢隆君紹介(第一一二二二七七七号)
同(沢藤礼次郎君紹介(第一一二二二八八八号)
同(野呂田芳成君紹介(第一一二二二八九九号)
同(畑英次郎君紹介(第一一二二三〇〇〇号)
在宅障害者の介助体制確立に関する請願(松下忠洋君紹介(第一一二二二八八八号)
同(米沢隆君紹介(第一一二二二九九九号)
同(沢藤礼次郎君紹介(第一一二二三〇〇〇号)
同(野呂田芳成君紹介(第一一二二三一一一號)
同(畑英次郎君紹介(第一一二二三二二二號)
同(畑英次郎君紹介(第一一二三三三三三號)
重度頭頸部損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願(松下忠洋君紹介(第一一二三三三三三號)
同(米沢隆君紹介(第一一二三三三三三號)
同(沢藤礼次郎君紹介(第一一二三三三三三號)

同(野呂田芳成君紹介(第一一二三三五五五号)
同(畑英次郎君紹介(第一一二三三六六六号)
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(松下忠洋君紹介(第一一二三三三三三號)
同(米沢隆君紹介(第一一二三三三三三號)
同(沢藤礼次郎君紹介(第一一二三三三三三號)
同(野呂田芳成君紹介(第一一二三三三三三號)
同(畑英次郎君紹介(第一一二三三三三三號)
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(松下忠洋君紹介(第一一二三三三三三號)
同(米沢隆君紹介(第一一二三三三三三號)
同(沢藤礼次郎君紹介(第一一二三三三三三號)
同(野呂田芳成君紹介(第一一二三三三三三號)
同(畑英次郎君紹介(第一一二三三三三三號)
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(松下忠洋君紹介(第一一二三三三三三號)
同(米沢隆君紹介(第一一二三三三三三號)
同(沢藤礼次郎君紹介(第一一二三三三三三號)
同(野呂田芳成君紹介(第一一二三三三三三號)
同(畑英次郎君紹介(第一一二三三三三三號)
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(松下忠洋君紹介(第一一二三三三三三號)
同(米沢隆君紹介(第一一二三三三三三號)
同(沢藤礼次郎君紹介(第一一二三三三三三號)
同(野呂田芳成君紹介(第一一二三三三三三號)
同(畑英次郎君紹介(第一一二三三三三三號)
脊髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願(松下忠洋君紹介(第一一二三三三三三號)
同(米沢隆君紹介(第一一二三三三三三號)
同(沢藤礼次郎君紹介(第一一二三三三三三號)
同(野呂田芳成君紹介(第一一二三三三三三號)
同(畑英次郎君紹介(第一一二三三三三三號)
無年金障害者の解消に関する請願(松下忠洋君紹介(第一一二三三三三三號)
同(米沢隆君紹介(第一一二三三三三三號)
同(沢藤礼次郎君紹介(第一一二三三三三三號)
同(野呂田芳成君紹介(第一一二三三三三三號)
同(畑英次郎君紹介(第一一二三三三三三號)

国民健康保険制度の改革に関する請願(伊藤公介君紹介(第一一二三四四四号)
同(石田勝之君紹介(第一一二三三五五五号)
同外十件 大石正光君紹介(第一一二三六六六号)
同(岡田克也君紹介(第一一二三三七七号)
同(木幡弘道君紹介(第一一二三三八八号)
同(笹木竜三君紹介(第一一二三三九九号)
同(杉山憲夫君紹介(第一一二三四〇〇号)
同(高島修君紹介(第一一二三四四一四号)
同(根本匠君紹介(第一一二三四二二二号)
同(萩山教蔵君紹介(第一一二三四三三三三号)
同(松田岩夫君紹介(第一一二三四四四四号)
同外四件 武藤嘉文君紹介(第一一二四五五五五号)
同外三件 村田吉隆君紹介(第一一二四六六六六号)
同外一件 渡辺省一君紹介(第一一二四七七七七号)
同(五十嵐ふみひこ君紹介(第一一二四八八八八号)
同外二件 石原伸晃君紹介(第一一二四九九九号)
同外七件 稲垣実男君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(小此木八郎君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(岡田克也君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同外三件 木部佳昭君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同外十一件 菊池福治郎君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同外五十五件 岸田文雄君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(玄葉光一郎君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(鈴木俊一君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同外八件 鈴木宗男君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(高島修君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(竹下登君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(辻一彦君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(二階堂進君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(錦織淳君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(鳩山由紀夫君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(日野市朗君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(平林鴻三君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同外五件 深谷隆司君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同外一件 細田博之君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(堀之内久男君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(松田岩夫君紹介(第一一二五〇〇〇号)
同(渡辺省一君紹介(第一一二五〇〇〇号)

同(加藤万吉君紹介)(第一七三三号)
同(木村義雄君紹介)(第一七二四号)
同(五島正規君紹介)(第一七二五号)
同(塩崎恭久君紹介)(第一七二六号)
同(竹内繁一君紹介)(第一七二七号)
同(竹下登君紹介)(第一七二八号)
同(津島雄二君紹介)(第一七二九号)
同(長勢甚遠君紹介)(第一七三〇号)
同(丹羽雄哉君紹介)(第一七三一号)
同(原健三郎君紹介)(第一七三二号)
同(藤本孝雄君紹介)(第一七三三号)
同(榊屋敬悟君紹介)(第一七三四号)
同(村上誠一郎君紹介)(第一七三五号)
同(山口俊一君紹介)(第一七三六号)
同(伊吹文明君紹介)(第一七三九号)
同(三塚博君紹介)(第一七四〇号)
同(山本公一君紹介)(第一七四一号)
医療制度の対策と改善に関する請願(石原慎太郎君紹介)(第一七三七号)
同(今村修君紹介)(第一七三八号)
同(奥田幹生君紹介)(第一七三九号)
同(加藤卓二君紹介)(第一七四〇号)
同(小泉純一郎君紹介)(第一七四一号)
同(田中直紀君紹介)(第一七四二号)
同(中村正三郎君紹介)(第一七四三号)
同(福島豊君紹介)(第一七四四号)
同(船田元君紹介)(第一七四五号)
同(山本拓君紹介)(第一七四六号)
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(石原慎太郎君紹介)(第一七四七号)
同(今村修君紹介)(第一七四八号)
同(奥田幹生君紹介)(第一七四九号)
同(加藤卓二君紹介)(第一七五〇号)
同(小泉純一郎君紹介)(第一七五一号)
同(田中直紀君紹介)(第一七五二号)
同(中村正三郎君紹介)(第一七五三号)
同(福島豊君紹介)(第一七五四号)
同(船田元君紹介)(第一七五五号)

同(山本拓君紹介)(第一七五六号)
寒冷地における重度障害者対策に関する請願(石原慎太郎君紹介)(第一七五七号)
同(今村修君紹介)(第一七五八号)
同(加藤卓二君紹介)(第一七五九号)
同(小泉純一郎君紹介)(第一七六〇号)
同(田中直紀君紹介)(第一七六一号)
同(中村正三郎君紹介)(第一七六二号)
同(船田元君紹介)(第一七六三号)
同(山本拓君紹介)(第一七六四号)
在宅障害者の介助体制確立に関する請願(石原慎太郎君紹介)(第一七六五号)
同(今村修君紹介)(第一七六六号)
同(奥田幹生君紹介)(第一七六七号)
同(加藤卓二君紹介)(第一七六八号)
同(小泉純一郎君紹介)(第一七六九号)
同(田中直紀君紹介)(第一七七〇号)
同(中村正三郎君紹介)(第一七七一号)
同(福島豊君紹介)(第一七七二号)
同(船田元君紹介)(第一七七三号)
同(山本拓君紹介)(第一七七四号)
重度障害者に対する人工呼吸器支給に関する請願(石原慎太郎君紹介)(第一七七五号)
同(今村修君紹介)(第一七七六号)
同(奥田幹生君紹介)(第一七七七号)
同(加藤卓二君紹介)(第一七八八号)
同(小泉純一郎君紹介)(第一七八九号)
同(田中直紀君紹介)(第一七九〇号)
同(中村正三郎君紹介)(第一七八一号)
同(福島豊君紹介)(第一七八二号)
同(船田元君紹介)(第一七八三号)
同(山本拓君紹介)(第一七八四号)
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願(石原慎太郎君紹介)(第一七八五号)
同(今村修君紹介)(第一七八六号)
同(奥田幹生君紹介)(第一七八七号)
同(加藤卓二君紹介)(第一七八八号)
同(小泉純一郎君紹介)(第一七八九号)
同(田中直紀君紹介)(第一七九〇号)

同(中村正三郎君紹介)(第一七九一号)
同(福島豊君紹介)(第一七九二号)
同(船田元君紹介)(第一七九三号)
同(山本拓君紹介)(第一七九四号)
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(石原慎太郎君紹介)(第一七九五号)
同(今村修君紹介)(第一七九六号)
同(奥田幹生君紹介)(第一七九七号)
同(加藤卓二君紹介)(第一七九八号)
同(小泉純一郎君紹介)(第一七九九号)
同(田中直紀君紹介)(第一八〇〇号)
同(中村正三郎君紹介)(第一八〇一号)
同(福島豊君紹介)(第一八〇二号)
同(船田元君紹介)(第一八〇三号)
同(山本拓君紹介)(第一八〇四号)
身体障害者への携帯電話の貸与に関する請願(石原慎太郎君紹介)(第一八〇五号)
同(今村修君紹介)(第一八〇六号)
同(奥田幹生君紹介)(第一八〇七号)
同(加藤卓二君紹介)(第一八〇八号)
同(小泉純一郎君紹介)(第一八〇九号)
同(田中直紀君紹介)(第一八一〇号)
同(中村正三郎君紹介)(第一八一一号)
同(福島豊君紹介)(第一八一二号)
同(船田元君紹介)(第一八一三号)
同(山本拓君紹介)(第一八一四号)
脊髄神経治療の研究開発促進に関する請願(石原慎太郎君紹介)(第一八一五号)
同(今村修君紹介)(第一八一六号)
同(奥田幹生君紹介)(第一八一七号)
同(加藤卓二君紹介)(第一八一八号)
同(小泉純一郎君紹介)(第一八一九号)
同(田中直紀君紹介)(第一八二〇号)
同(中村正三郎君紹介)(第一八二一号)
同(福島豊君紹介)(第一八二二号)
同(船田元君紹介)(第一八二三号)
同(山本拓君紹介)(第一八二四号)
脊髄損傷者の入院時における付添看護人に関する

る請願(石原慎太郎君紹介)(第一八二五号)
同(今村修君紹介)(第一八二六号)
同(奥田幹生君紹介)(第一八二七号)
同(加藤卓二君紹介)(第一八二八号)
同(小泉純一郎君紹介)(第一八二九号)
同(田中直紀君紹介)(第一八三〇号)
同(中村正三郎君紹介)(第一八三一号)
同(福島豊君紹介)(第一八三二号)
同(船田元君紹介)(第一八三三号)
同(山本拓君紹介)(第一八三四号)
無年金障害者の解消に関する請願(石原慎太郎君紹介)(第一八三五号)
同(今村修君紹介)(第一八三六号)
同(奥田幹生君紹介)(第一八三七号)
同(加藤卓二君紹介)(第一八三八号)
同(小泉純一郎君紹介)(第一八三九号)
同(田中直紀君紹介)(第一八四〇号)
同(中村正三郎君紹介)(第一八四一号)
同(福島豊君紹介)(第一八四二号)
同(船田元君紹介)(第一八四三号)
同(山本拓君紹介)(第一八四四号)
児童福祉法の一部改正に関する請願(秋葉忠利君紹介)(第一八四五号)
同(土肥隆二君紹介)(第一八四六号)
同(藤田スミ君紹介)(第一八四七号)
臓器の移植に関する法律案の早期成立に関する請願(中山太郎君紹介)(第一八四八号)
同(野呂昭彦君紹介)(第一八四九号)
慢性関節リウマチのプール療法に関する請願(五島正規君紹介)(第一八五〇号)
同(柳田稔君紹介)(第一八五一号)
障害者の自立の促進と親・家族負担の軽減に関する請願(網岡雄君紹介)(第一八五二号)
同(五島正規君紹介)(第一八五三号)
同(鈴木俊一君紹介)(第一八五四号)
同(土肥隆二君紹介)(第一八五五号)
同(森井忠良君紹介)(第一八五六号)
同(山口俊一君紹介)(第一八五七号)
同(塩崎恭久君紹介)(第一八五八号)

寒冷地福祉手当支給事業促進法の制定に関する
請願(池田隆一君紹介)(第二二四五号)
同(池端清一君紹介)(第二二四六号)
健康保険でよい入れ歯の保障に関する請願(中
野寛成君紹介)(第二二四七号)
国と自治体の責任による保育制度の拡充に関す
る請願(岩佐恵美君紹介)(第二二四八号)
同(岡崎宏美君紹介)(第二二四九号)
同(穀田恵二君紹介)(第二二五〇号)
同(佐々木陸海君紹介)(第二二五一号)
同(志位和夫君紹介)(第二二五二号)
同(寺前巖君紹介)(第二二五三号)
同(中島武敏君紹介)(第二二五四号)
同(東中光雄君紹介)(第二二五五号)
同(不破哲三君紹介)(第二二五六号)
同(藤田スミ君紹介)(第二二五七号)
同(古堅実吉君紹介)(第二二五八号)
同(正森成二君紹介)(第二二五九号)
同(松本善明君紹介)(第二二六〇号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二二六一号)
同(山原健二郎君紹介)(第二二六二号)
同(吉井英勝君紹介)(第二二六三号)
総合的難病対策の早期確立に関する請願(中野
寛成君紹介)(第二二六四号)
臓器移植法案廃案に関する請願(金田誠一君紹
介)(第二二六五号)
保険によるよい入れ歯の保障に関する請願(岩
佐恵美君紹介)(第二二六六号)
は本委員会に付託された。

十一月二十四日
医療に係る保険給付等のあり方に関する陳情書
外一件(大阪府枚方市大垣内町二の一の二〇枚
方市議会内今市隆雄外一名)(第四六六号)
救急医療体制の充実に関する陳情書(東京都千
代田区平河町二の六の三奥山則男)(第四六七号)
地域保険医療対策の拡充・強化に関する陳情書
外三件(水戸市三の九の一の四の五〇成毛平昌外

四名)(第四八号)
看護職員の確保と看護体制の充実・強化に関す
る陳情書(山形市松波四の一の一五加藤俊正)
(第四九号)
保健・医療・福祉マンパワーの確保に関する陳
情書外四件(大阪府高槻市桃園町二の一小野貞
雄外四名)(第五〇号)
被爆者援護法制定の促進に関する陳情書外十件
(愛媛県越智郡魚島村の一の二六二の一魚島村
議会内大林孝男外十一名)(第五一号)
脳死からの臓器移植に関する陳情書(兵庫県西
宮市殿山町九の二七藤川種男)(第五二号)
骨髄移植医療体制の拡充・整備に関する陳情書
外一件(滋賀県東浅井郡びわ町落合六四五大森
武雄外一名)(第五三号)
小児糖尿病の特定疾患指定に関する陳情書(奈
良市登大路町奈良県議会内出口武男)(第五四
号)
HIV感染の検診・予防体制の強化及びエイズ
患者等の医療機関への受け入れ促進に関する陳
情書(大津市御陵町三の一大津市議会内三宅忠
義)(第五五号)
全国ハンセン病療養所の医療・介護の充実等に
関する陳情書(東京都東村山市本町一の二の三
市川一男)(第五六号)
国立病院・療養所の拡充・強化に関する陳情書
外一件(香川県坂出市室町二の三の五獅子幸外
一名)(第五七号)
斎場建設に対する国の支出金に関する陳情書外
三件(福井県坂井郡丸岡町西里丸岡一の一の二一
の一九岡町議会内上坂豊外五名)(第五八号)
水道の整備促進及び廃棄物処理対策の拡充・強
化に関する陳情書外一件(仙台市青葉区上杉一
の二の三佐々木敏外二名)(第五九号)
水道の老朽管更新事業に対する国庫補助制度の
拡充に関する陳情書(名古屋市中区三の九二の
三の二佐藤憲)(第六〇号)
廃棄物処理制度の拡充・強化等に関する陳情書
外八件(山形市松波四の一の一五加藤俊正外八

名)(第六一号)
漢方薬の保険薬価収載水統に関する陳情書外二
件(鳥取市東町一の一の二〇鳥取県議会内長谷川
和夫外二名)(第六二号)
薬害の再発防止に関する陳情書(大津市御陵
町三の三宅忠義)(第六三号)
医薬品の販売規制堅持に関する陳情書(山口市
滝町一の一山口県議会内渡政則)(第六四号)
障害者福祉対策の強化に関する陳情書(東京都
千代田区平河町二の六の三奥山則男)(第六五
号)
老人保健福祉計画に関する陳情書外十七件(北
海道旭川市六条通九の四六旭川市議会内糸川一
之外十八名)(第六六号)
保健福祉連携事業に関する陳情書外一件(鳥取
市東町一の一の二〇鳥取県議会内長谷川和夫外一
名)(第六七号)
出生率向上のための総合的施策の推進に関する
陳情書外三件(山形市松波四の一の一五加藤俊
正外三名)(第六八号)
児童の健全育成のための現行措置制度堅持と施
策の拡充・強化に関する陳情書外一件(福岡県
大牟田市有明町二の三大牟田市議会内増田亮治
外一名)(第六九号)
放課後児童対策の充実に関する陳情書(和歌山
市小松原通一の一和歌山県議会内宗正彦)(第七
〇号)
保育措置制度の改正に関する陳情書(山形市旅
籠町二の三の二五山形市議会内加藤正)(第七一
号)
心身障害児者の特別養護老人ホームにおける
ショートステイに関する陳情書(名古屋市中区
三の九二の三の二佐藤憲)(第七二号)
国民健康保険制度改革の推進に関する陳情書外
三件(水戸市三の九の一の四の五〇成毛平昌外四
名)(第七三号)
外国人医療費未払金補てん制度の創設に関する
陳情書外一件(東京都新宿区西新宿二の八の一
東京都議会内奥山則男外一名)(第七四号)

保険でよい入れ歯の実現に関する陳情書外三件
(徳島県美馬郡貞光町宇東浦貞光町議会内森長
庸光外三名)(第七五号)
年金受給者に対する寒冷地福祉手当の支給に関
する陳情書(札幌市中央区北二条西六北海道議
会内桜井外治)(第七六号)
最低保障年金制度の創設等に関する陳情書外三
件(広島県山県郡芸北町宇川小田七五芸北町議
会内榎原良作外三名)(第七七号)
在日外国人高齢者及び障害者に対する国民年金
制度の改善に関する陳情書外一件(北海道旭川
市六条通九の四六旭川市議会内糸川一之外一
名)(第七八号)
定住外国人に対する社会保障制度等の確立に関
する陳情書外一件(大阪府枚方市大垣内町二の
一の二〇枚方市議会内今市隆雄外一名)(第七九
号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
委員派遣承認申請に関する件
参考人出頭要求に関する件
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案
(内閣提出第一九号)
原子爆弾被爆者援護法案(栗屋敏信君外六名提
出、衆法第六号)

○岩垂委員長 これより会議を開きます。
ただいま付託になりました内閣提出、原子爆弾
被爆者に対する援護に関する法律案及び栗屋敏信
君外六名提出、原子爆弾被爆者援護法案の両案を
一括して議題といたします。
順次趣旨の説明を聴取いたします。井出厚生大
臣。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○井出国務大臣 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国は、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、核兵器の究極的廃絶と世界恒久平和の確立を全世界に訴え続けてまいりました。また、被爆者の方々に對しましては、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づき、医療の給付、手当等の支給を初めとする各般の施策を講じ、被爆者の健康の保持増進と福祉を図ってきたところでありますが、高齢化の進行など被爆者を取り巻く環境の変化を踏まえ、現行の施策を充実発展させた総合的な対策を講ずることが強く求められてきております。

こうした状況を踏まえ、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原爆死没者のとうとい犠牲を銘記するため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律におきましては、特に前文を設け、法制定の趣旨を明らかにするとともに、国の責任において総合的な被爆者対策を実施することを明確にすることとしております。

第二に、被爆者であつて、広島及び長崎で被爆し葬祭料制度の対象となる前に死亡した者の遺族である方に対し、特別葬祭給付金を支給することとしております。

第三に、国は、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験を次の世代に伝えるとともに、

に、原爆死没者の方々に対する追悼の意をあらわす事業を行うこととしております。

第四に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律に基づく各種の手当等につきましては、これを引き続き支給することとしておりますが、健康管理手当等の手当に現在設けられている所得制限につきましては、これを撤廃することとしております。

第五に、福祉事業の実施及びこれに対する補助を法定化するとともに、原子爆弾の放射能が身体に及ぼす影響についての調査研究を促進するための規定の整備を図ることとしております。

以上のほか、各種手当等の支給とともに、被爆者対策の柱となつております医療の給付につきましても、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づく施策を引き続き行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、平成七年七月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○岩垂委員長 斉藤鉄夫君。

原子爆弾被爆者援護法案

〔本号末尾に掲載〕

○斉藤鉄夫議員 私は、ただいま議題となりました原子爆弾被爆者援護法案につきまして、改革を代表して、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

昭和二十年八月、広島市、次いで長崎市に投下された原子爆弾は、一閃両市を焦土と化し、実に三十万人余のとうとい生命を奪つたのであります。人類史上初の原子爆弾被爆国となつた我が国

は、このような非人道的な悪魔の兵器とも言うべき原子爆弾の惨禍が、地球上のいかなる地点においても再び繰り返されることのないように真摯な折りを込めて、核兵器の究極的廃絶と恒久平和の確立を全世界に訴え続けなければなりません。この原爆による被害は、通常の爆弾等他のいかなる兵器による被害とも比べることのできない特異な質の損害及びはかりがたい量的損害をもたらしました。

すなわち、核爆弾破裂時に放射される強烈な放射線、熱線及び爆風は、その複合的效果によつて、大量かつ無差別に市民を殺傷し、あらゆるものを破壊し尽くしました。また、爆発時に空中で生成された強い放射能を持つ核分裂生成物、いわゆる死の灰は、地上にちりや黒い雨となつて降り注ぎ、奇跡的に一命を取りとめた人たちにさらなる放射線被曝を与えたのみならず、体内に入り込んで深刻な放射線体内被曝をもたらしたのであります。被爆者は、この世の出来事とは思われない焦熱地獄を身をもつて体験し、放射線被曝による生涯消えることのない傷跡と原爆後遺症に苦しみ、子孫に対する影響におびえ、一層健康破壊が進む中で老い、貧困や孤独に悩まされつつ、半世紀が過ぎようとしているのであります。また、被爆直後の急性原爆症に加えて、白血病、甲状腺がん等の晩発性障害があり、これらは、被爆後数年ないし十年以上経過してから発生するという恐ろしい特異性を持つものであり、この点が一般の戦災による被害と比べ、際立つたものと言ふことができるのであります。

このように、被爆者の健康上の障害がかつて例を見ない特異かつ深刻なものであることを考えれば、国は社会保障の観点から被爆者対策を講じなければならぬことは当然であります。昭和五十三年の最高裁判決が判示するように、かかる特殊な戦争被害の原因をさかのばれば、戦争の遂行主体であつた国の行為に起因する被爆によつて健康が損なわれ生活上の危険ないし損失が生じたものであるという観点に目を閉じることは許されま

せん。つまり、原爆医療法及び原爆特別措置法のいわゆる現行二法も、社会保障と国家補償の二つの側面を有する複合的性格を持つてゐるということとあります。このことは、前述の最高裁判決では、「国家補償的配慮」という言葉で表現されております。また、昭和五十五年の原爆被爆者対策基本問題懇談会の報告書では、広い意味での国家補償という表現になっております。したがつて、原爆被爆者対策が国家補償の配慮に基づいて行われるべきということの国民的合意は形成されてい

ると言わなければなりません。

改革は、かかる事実を直視して、国家補償的配慮を制度の根底に厳然と据えて、葬祭料制度発足前に亡くなられた原子爆弾死没者の遺族に対する特別給付金の支給を含め万全の援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者のとうとい犠牲を銘記するための事業を行うため、この法案を提案することとしたものであります。

以下、本法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一は、健康管理及び医療の給付であります。被爆者の健康管理のため毎年健康診断を行うものとするとともに、被爆者の負傷または疾病につき医療を受けたときは、当該医療に要した費用を限度として、一般疾病医療費を支給することとしたしました。

第二は、被爆者年金を支給することでありま

す。被爆者の健康障害の程度に応じて年額最低二十万四百円から最高六十万円（原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者である者にあつては五十五万九千二百円を加算した額）までの範囲内で年金を支給し、年金額は物価スライド方式による改定を行うものとし、その他医療手当、介護手当を所要の者に支給することとし、これらの給付についてはすべて所得制限を行わないこととしたしました。また、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、葬祭料を支給することとしたしました。

第三は、特別給付金を支給することでありま

す。葬祭料制度発足前に亡くなられた原子爆弾死

没者の遺族に対し、国家的関心の表明として、また、核兵器廃絶の祈りを込めて、特別給付金として十万円を、二年以内に償還すべき国債をもって交付することとした。

第四は、福祉事業として、相談事業のほか、居宅において日常生活を営むに必要な便宜供与事業及び養護事業を行うこととした。

第五は、平和祈念事業を行うことである。国は、原子爆弾によるという犠牲を銘記し、かつ、恒久平和を祈念するための事業を行うこととした。

第六は、厚生大臣の諮問機関として原子爆弾被爆者援護審議会を設けることとした。

第七は、国は、この法律の規定により都道府県が行う事業に要する費用の全部または一部を補助することとした。

第八は、放射線影響研究所の法的な位置づけを明確にするともに、必要な助成を行うこととした。

なお、この法律は平成七年七月一日から施行することとする。現行の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を廃止することとした。

以上が、この法律案の提案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決されるようお願い申し上げます。

○岩垂委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○岩垂委員長 この際、委員派遣承認申請に関する件についてお諮りいたします。

両案につきましても、審査の参考にするため、委員を派遣したいと存じます。

つきましては、議長に対し、委員派遣承認の申請をいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岩垂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、派遣地、派遣の期間、派遣委員の人数等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岩垂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○岩垂委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岩垂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○岩垂委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。荒井広幸君。

○荒井(広)委員 私は、自由民主党を代表しまして、ただいま提案理由説明のありました原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案及び原子爆弾被爆者援護法案につきまして、特に特別葬祭給付金及び特別給付金に関する事項を中心に質問をさせていただきます。

まず、大臣にお尋ねをさせていただきますが、私、大臣の御説明等々もともであるというふうにお聞きをいたしておりますが、この問題は国民の皆様方に広く理解をいただける中で行われる、もちろん大変なつらい思いをされた被爆者の皆様方に対して国民が本当に同じ気持ちで対応する、こういう中で当然この議論は進められなければならないのだと思っております。広島、長崎

に原子爆弾が投下されてから、我が国が本当に貧しい時代もありましたし、そういう関係で原爆被爆者の方々に十分な対策を行うことができない、こういう時代にお亡くなりになった方もいらっしゃる。また、御家族の、我々戦後生まれですから本当に想像を絶する、また特殊な犠牲といふこともありまして想像を絶するつらいものがあつた、言葉では言えないものがあつたと御想像申し上げます。

こうした事実を踏まえまして、また同時に戦後五十年、これを機に、こうした御苦勞を経験された方々に対して今度の法案ではどのような給付を行うのか、この点につきまして改めて大臣の御見解をいただきます。

○井出國務大臣 お答えいたします。

原爆の投下から被爆者対策の充実を見るまでの間に亡くなられた方が経験された苦難は、本当に想像に余りあるものがございます。そのことから、自分自身も被爆者としてこうした死没者の苦難とともに経験された遺族の方は、今なおいわば二重の意味で特別な不安や精神的な苦悩を有しているというものと考えるものであります。したがって、この際提案申し上げております特別葬祭給付金は、このような観点から、被爆後五十年、五十年になります、五十年のときを迎えるに当たり、こうした方に対し、生存被爆者対策の一環として国による特別の関心を表明し、生存被爆者の精神的な苦悩を和らげようとするものでございます。

具体的には、原爆の投下から葬祭料制度の対象となる前に亡くなられた方、原爆死没者の御遺族であつて御自身も被爆者である方に対し、十万円を二年償還の交付公債により支給しようとするものであります。

以上でございます。

○荒井(広)委員 そこで、改革案の、法案名がきのう出てきたということですが、いわゆる原子爆弾被爆者援護法案についてお尋ねをさせていただきます。よろしくお願ひします。

この法案においては、特別給付金の支給が規定されております。その趣旨及び内容をもう一度簡潔にお願いいたします。

○初村議員 荒井委員の御質問にお答えをしたいと思います。

私も改革の特別給付金は、直爆死をされた方、また現行の特別措置法が制定されました昭和四十四年以前に亡くなられた方にも、葬祭を行う遺族の方にも支給をしようというものであります。

これは、ともに被爆の経験を持ち、そしてまたともに長きにわたり病と闘いながら不安な日常生活を送り、または被爆者のための援護の充実のために行動し、そして二度とこのようなことが起きないようにと念じ続けてまいりました同朋の皆様方の死亡に対して国家的関心の表明として給付が行われることは、高齢化しつつあります今日なお被爆の影響や死に対する不安と闘いながら日常生活を送っておられる被爆者にとりまして、何より心安らぐ処置と言えるものであるというふうに確信をいたしております。

この考え方から、その根底にありますのは、二度とこのような核兵器の惨禍を繰り返さないという強い折りでありまして、強い決意でございます。

以上でございます。

○荒井(広)委員 御答弁席に立たれている先生方は旧連立でのこの問題のプロジェクトのメンバーであつたともお聞きしますし、また広島、長崎の御出身の先生方が多いわけでございます。そういう意味におきまして、お気持ち、また非常にお察しする、また同感するところも多々あるのですが、これは法律という形をとります。これは厳正に審議をしていかないといいないと思ひます。

その意味で、今御説明にありました、また斎藤さんからの提案理由の説明、やと手元に着きました。私も筆記をとっておりますけれども、少なくとも特別給付金は現行葬祭料の週及適用と

位置づけている、だから政府のような問題、不公平は生じない、こういうふうになっている部分がありますし、今初村先生の御答弁にもそういう点があったんですね。

そこで、私よくよく考えてみますと、八月六日、九日の直爆の時点にまでさかのぼる、今もおっしゃいました。そして、亡くなられた原爆死没者の遺族に対して特別給付金を支給する、しかし、それは葬祭料だというような表現をされるんですが、これは死没者の皆さんに着目をして、死者の皆さんにお申いをして遺族を慰めるという意味での給付と言わざるを得ないんじゃないかな。ということ、これは実質的な弔慰金でしょう。一般戦災による死没者には何の補償も一方ではないわけですね。

こういう点を考えますと、原爆死没者の皆さんに本当に我々は心からの御冥福をお祈りするものでありますけれども、一般の戦災の方々、大変にお亡くなりになっているわけですね。そういう方々に対しては何の給付もないわけですから、均衡という観点から大変問題がある。どのような理由で戦災者の死に対して差別、軽重をつけられるのか。差別というとおかしいですね、区別ですね。この辺のような措置をとられるのか、私はお聞きしたいと思うんです。

○初村議員 荒井議員の御質問にお答えをしたいと思いますが、これまで現行二法によります対策というものは、他の一般戦災者に対する対策との均衡と調和を図りながら、十分に考慮をして、特別の社会保障制度であるという見解をとってまいりました。

ところが、昭和五十三年、議員も御案内だと思いますが、最高裁判所の判決によりまして、「国家補償的配慮が制度の根底にある」ということを指摘して、次のように述べておられます。「被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。」という判例がございます。このことをもってしましても、一般戦災者とはやは

り区別されるべき被害者であるというふうに認識をいたしております。

○荒井(広)委員 これは非常に矛盾なんです。昭和四十四年に、当然のことですが、葬祭料創設時の提案理由説明があるんですよ。そのことを言っておられると等しいんですね。しかし、いわゆる一般の方々の区別をどうするかということにはお答えになっていないんです。

こういうことは、先ほど来改革の皆様方が改革の提案理由を言っておられるわけでございますけれども、改革案ですね、言っておられるいわゆるその論議とされている点、二つありましたね。筆記をとっておりまして、五十五年三月三十日の最高裁判所の判例、一点。それから、五十五年の基本懇です。それを引き合いに出されているんですね。しかし、その中で言っている大変重要なことは、心からお見舞いをして、絶対にこれからあつてはならないという不戦、非核、これは当然のことですが、同時に、一般の戦災の方々と差があつてはならない、ここを十分考えなさい、こう言っておられるんです。

ですから、冬柴先生は弁護士でございますが、先ほど非常に苦しいというお話でしたね、私が聞きました。それは、均衡におもひやる、おもひばかり過ぎる余りという表現を使っておられるんですよ。しかし、国民の皆様方の合意がなければ、どう負担していくかという問題が出てくるわけですから、そのお金に対して、この点を我々は避けて通るわけにはいかないんじゃないだろうか。こういう意味において、国民的合意を得られないと思うんですが、この点もう一度お答えをいただきたいと思います。

○冬柴議員 非常に大切な点の指摘であると思います。ただ、この原爆被爆ということにつきまして、もう皆様方も御存じのように、この特殊な兵器、これは量的また質的に格段の差のある際立った被害を特定の国民に及ぼしたわけでございます。そのような被害に対して、国は国民的合意

のもとにいわゆる原爆二法というものを現にもう制定をし、そして、これによってその人たちに対する国の対策というものが今日講じられてきたわけでございます。

その立法理由、それが何にあるのかという点につきまして、政府につきましては、従来、他の戦災被災者との均衡と調和をおもひやる余り、これを社会保障施策の一つである、特殊な社会保障施策の一つであるということを通弁してきたわけでございますけれども、それを五十五年の最高裁判決あるいは五十五年の基本懇で、そうではないんだということを説示し、そしてまた、この答申をされたわけでございます。我々としては、その二つの重要な有権的な判断、そしてまた、五十六年には、衆議院本会議でも申し上げましたけれども、当時の園田厚生大臣が、基本懇の精神を踏まえて今後施策を講ずるという発言をしていらつしたわけでございます。我々は、そのような流れから見ても、決して、一般戦災者や原爆被災者との間を、不均衡であるとか不平等な扱いをしていくとか、そういうことは言われることはない、国民的合意が今もう形成されているというふうに確信して、この法案を提出している次第であります。

○荒井(広)委員 じゃ、ちょっと角度を変えさせていただきます。

それでは、そういう形で修正されると、私はこれは給付金というふうにとれちゃうわけなんです。後にも譲りますが、とすれば、一般戦災者の遺族の方々に對しても同様の給付というものを考えるに於いては用意があるんでしょうか。ここを明確にお願いします。

○冬柴議員 現在そのような国民的合意は成立していないと考えております。私自身は、そのように考えております。

○荒井(広)委員 ここは当然なことだと思うんですが、そうしますと、非常に皆さんの内容というのは矛盾に満ちているんです。そういう話になります。

と、私の質問もぐっと変えなくてはならないんですけれども、要するに、もう本当にお見舞いを申し上げながら、その精神的な苦痛にどうおこたえを申し上げるか、そして同時に、もう二度と戦争、そして非核、戦争をしない、これを広島、長崎の皆さん方と国民が一体となつて、この法案前文にあるように、盛り込むわけですね。精神を入れていくわけですね。

そういうふうなことで考えていきますと、先ほど申し上げましたけれども、葬祭料の遡及適用ということを言っているわけですね。そうしますと、今度中身においてどう、その精神的な二重の苦痛というものを我々は言っているわけですが、それに対してどうおこたえするかということ、今の話の力点もあつて聞くんではないですか、私は。そうしますと、現行の葬祭料は、被爆者が亡くなった場合にその葬祭料を行う方々に対して葬祭料を支給することによって、被爆者が日ごろ有している死に対する不安感などの特別な精神的な不安を和らげようとする生存被害者対策なんです、私たちが言っているのは。

では、遡及適用というのは、冬柴先生は弁護士でございますけれども、少なくともそれは同じ形で、八月六日、九日にさかのぼって同じことをするということですね、遡及的対応というのは、法律用語でも、では、同じ処遇であるならば、現行制度は十四万九千円なんです。なぜ十万円に下がっているんですか。これが一点、私、非常に問題だと思ひます。いかがでございますしょう。

○冬柴議員 国家補償という法概念、これは講学上の問題点でございますけれども、これは国家が公権力行使の場面において私人に対して損害を及ぼした場合に、それを法律の認める範囲で、立法政策としてその私人が受けた損害に対してどのようにこたえるか、そのような問題であると認識をいたしております。

先ほど確かに質問者から遡及的という言葉があまり使えませんが、これは比喩的に使っていただ

るのであつて、それ以外に、例えば、この昭和十四年四月一日以降支払われている葬祭料と、それ以前に亡くなった方には一切何の手当でも打っていないというその不均衡、こういうものに対して目をつぶることができないというところが強調されてそのような言葉を使っているわけでございます。

したがいまして、今この特別給付金、我々は葬祭料という言葉は使っておりません。その給付金を考えるときに、この受けた被害に対してどのよう国が報いるかという立法政策の問題でありまして、我々はこれを十万円とさせていただいた次第でございます。

○荒井(広)委員 このあたりでも明確に、現行でできる法案が、どちらがより名実ともにあるか、被爆者の皆さんに対して十分であるかということが、私はこれだけでも十分だと思うのですが、残念ですが今の質問でちょっと御答弁になつてないと思います。

これは完全に葬祭料とは異質のものではありませんか。そうしたら全く違う制度としてこれは表明された方がむしろよかつたのではないかと、ふうに思うのです。いかがでしょうか。これは甲斐金ではありませんか。別な制度でよろしかつたのではないですか。

○冬柴議員 甲斐金とは申しておりませんで、国家がそのようなものに対する関心を示す、あくまで生存被爆者、要するに原爆が広島、長崎に投下されて来年には半世紀を迎えようとしておりますが、そのようなときに国としてどのような、この人たちに、この五十年間苦しんでこられた人々、そういう人たちがその中で、仲間がくしの歯を落

とすように一人欠け、二人欠けていくということに對する不安に對して、国がそういうものに対して関心を示したということによって、残された被爆者が心の安らぎを覚える、こういうことでござ

います。それからまた、こういう兵器が地球上で二度と使われてはならないという折りを込めた意味でこ

のようなものを、五十周年の佳節を刻むときに我々はこういう立法措置をしたい、このような思いでこれを提案しているわけでございます。

○荒井(広)委員 冬柴先生、非常にいいところですね。これはもう明確に葬祭料として創設したときの精神なんですよ、おっしゃっていることが、ですから、そういうことになる、大臣から何度か御説明がありましたけれども、今なお二重の意味で特別な不安や精神的な苦悩を有しておられる、そして国による特別の関心を表明して、生存被爆者の皆様方の精神的苦悩を和らげるものだ、全くそういうことなんですね。

こういうことを考えると、私は残念ですけれども、これは国民の皆様方もぜひ見ていただきたい点ではあります、きのうこの法案が出てくる。私たちの手元にその趣旨でさえ今届く状況です。本当にこの問題を考へていたとするならば、なぜきのうあたり出てくるのか。そして、今のお話を聞くと、實際たくさん矛盾がある。これは我が政府案が非常にまざつていて、現行ではこれが最大のものだ、しかし、何らかの対抗措置をとらな

いと、どうも政局や政争という点で何かこうポイントをとれないかという感じが、私はどうしても今の話を聞くたびにするので、

こういうこととすし、御答弁にいらつしやる皆様方が、公明党の皆さん、民社党の皆さん、日本新党の皆さんであつて、新生党の皆さんを含めてほかの方がいらつしやらないというの、私はこれははどういうあれかなというところでございすけれども。

そこで、時間が参りましたので、最後にもう一つ質問をさせていただきますが、改革案で、一人の死没者に複数の遺族があつても、そのうちの一人にのみ特別給付金の支給が行われる仕組みをとつていますから、遺族の間で重複して受給することがないように遺族間で順位を確認してチェックを行う必要があるはずで、しかしながら、もう半世紀たつておりますので、その確認が大変難しいんだらうと予想されます。

一点目は、本当は支給対象でありながら、確認に必要な資料がそろわないために対象から漏れてしまふようなケースというものもあると思ひますけれども、もし出ると推測されるならば大変な不公平だと思ひますが、出ないという保証をここで、想定されてこれにつくつておられるわけでしょうか、出ないということは断言できますでしょうか。

○冬柴議員 先ほど二つ重要なことを言われましたので、その前に答弁させていただきます。改革案が昨日提出されたとおっしゃいましたが、政府案はその休みの二十二日に提出されたわけでございます、我々は、先ほど本会議で答弁いたしましたように、昨年来十数回に及ぶ検討を重ねてきて、法案要綱は早くにでき上がつていたのです。しかし、それに対する政府の、いわゆる与党の三党合意というものを見守りつつ、そこででき上がったものが我々の納得するものであればこういう立法請求をしなければならぬわけでござい

ますが、そうでなかつたから、我々はその二十二日、休みに前に提出された政府案を見せただきましたところ我々が思つていた案とは違つたから、休みの明けのきのう、すなわち一日おくれで我々は出しているわけでありまして、急遽出したとか、あるいはこういう問題を政争の具に供するということ考へ方は全くありません。そのことをまずもつて強く申し上げておきたいと思ひます。

次に、特別給付金の支給の順位等につきまして、我々の法案三十三条を見ていただきましたらわかりますように、明確に受給権者の順位等を定めております。したがいまして、それがどのような手続のもとにこういうものが申請されてくるかということは事実問題でございすので、我々は、一人も漏れなく請求をされ、給付されることを願つてゐる次第であります。

○荒井(広)委員 願つてゐるということですが、新たな不公平を生む結果というおそれなしとは言えないということでございます。

もう一点、被爆者の方々の高齢化は着実に進んで

いるわけですね。高齢化が進んでいます。確認事務に手間取つてゐるうちに給付を受けられない、二つ目はこういう状況も予想されると思ひます。よ。こういう可能性についてはどう受けとめられますか。

○冬柴議員 あらゆる制度は、その行政を行う者の万全の努力によつて一人も遺漏することのないようにする努力が重ねられるわけでありまして、しかし、今まで行われました軍人恩給あるいは引揚者給付金あるいは戦没者遺族給付金等々、これは推定される数字の全部が請求をされてゐるということはないわけでございます。しかし、政府はそれに対して一人も漏れることのないように努力をして行政は進められるべきものである、このような前提で我々は提案をいたしておるわけでござい

ます。

○荒井(広)委員 総括をさせていただきますが、もう連合時代でもあり、もう国民の皆さんは政争に辟易してゐますし、またこういう問題が取り上げられれば、本当にその問題を純粹に話をしようということですから、その意味で、先ほどのお答えの趣旨、私もまことに同感ですから、どうぞ政策、法律ということが政争の具にならないように、お互いともどもこの点は銘記して、議論でこれを深めさせていただきたい、このように思ひます。

その議論で深めた段階でも、ちよつと時間がないので後の先輩方にお譲りしますけれども、どうも相矛盾してゐるところが多々ある。一般の戦没者の皆さんとのいわゆる均衡をどうするか、その許される中で範囲で初めて国民の皆様方の御理解と負担というものをいただける、こういう意味におきましては、私は改革案というものが非常に問題をばらばらでゐるということをどうしても申し上げなければなりません。

そして、結びの話でございますけれども、我々

はともに二度と戦争を起こさない、特に我々は戦後生まれの者として、そして非核というものを世界に、そして我々の子々孫々に伝えていくという

ことでは共通でございますので、どうかその法律として出してきたもので、お認めにくいかもしれないけれども、そういう点での優劣、現行の制度の範囲の中で最良のものが政府案であると存じますので、そういう意味で、議論の中で見つかった場合には、これはお互いといってもいいかもしれないけれども、これはお互い、被爆者の皆さんと、そして国民の皆さんと我々の責任である非核というものに向けていく大切な素地でもあると思いますので、その辺もお互い真摯に対応させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○岩垂委員長 山本孝史君。

○山本(孝)委員 改革を代表して、政府から提案されております原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案について質問をさせていただきます。

まず最初の質問ですけれども、今回はこの法律に前文が設けられておりまして、「国の責任において」援護対策を講ずるといふふうになっておりますが、そもそも国の施策の中で、あるいは法律による措置というものの、国の責任においてなされていく、そういうものは全部国の責任においてなされると思うのですけれども、国の責任を伴わない施策というのがあるのでしょうか、明確に御答弁をいただきたいと思います。

○谷(修)政府委員 先ほど大臣の方から、本会議におきましてお答えをさせていただいたわけでございますが、今回の政府案というのは、被爆後五十年のときを迎えるに当たって、被爆者の高齢化が進行しているといったような環境の変化を踏まえて、「国の責任において」という表現を特に盛り込んで被爆者対策を講ずるといふことにしたわけでございます。

これはこの前文においてそういったような考え方を盛り込みましたのは、あるいはそういう文言を盛り込みましたのは、被爆者対策に関する事業の実施主体としての国の役割というのを改めて明確にする、また原爆放射能という、他の戦争被害とは異なる特殊な被害に關しまして、被爆者の

方々の実情に即応した施策を講ずるといふ被爆者対策、あるいは被爆者援護対策に對します国の姿勢というものを新法全体を通じての基本原則として明らかにしたものでございまして、そういう意味で、今回の前文の中に「国の責任において」対策を講ずるといふことを入れましたことは、この新法全体を通ずる基本的な考え方を明らかにしたものだといふふうに考えております。

○山本(孝)委員 谷さん、今その実施主体としての国の役割を明確にするとおっしゃったわけですが、政府が提案をされている法律でございますので、国の役割は既に明確であろうというふうに思うのです。

重ねてのお尋ねですが、じゃこの「国の責任」という表現をこの法案から外したらこの法律の効力は変わるのですか、あるいは法律の理念というのが、「国の責任」というこの文言があるのとなないのとおいてはどれだけ違うのですか、その辺をもう一度明確にお答えをいただきます。

○谷(修)政府委員 先ほど申し上げたことの若干繰り返しになりますけれども、新法におきます国の役割というものを明確にした、あるいは国の姿勢というものを明確にしたということ、しかも、それを前文の中で明確にあらわしたということでございますので、私どもはこの政府案におきます「国の責任」という言葉は非常に意味があるものだといふふうに考えております。

○山本(孝)委員 そうすると、これから厚生省が出される法案には全部「国の責任として」といふふうにお入れになった方がいいのじゃないかといふふうに思うのですけれども、いかがですか。

○谷(修)政府委員 法律全体についての考え方が立場というものをどのように考えているかというの、それぞれの立法の際の考え方によって変わるといいますので、この法律では先ほど来申し上げているような形で明確にしたということでございます。

○山本(孝)委員 だから、これからの法律に全部入れられたらどうですかというふうに申し上げて

いるのですが、いかがですか。

○谷(修)政府委員 それは、今後御提案申し上げますいろいろな法律のそれぞれの立法作業の過程の中で考えていく問題だといふふうに考えております。

○山本(孝)委員 この辺はもう何度やっても水かけ論になるのかもしれないけれども、「国の責任」ということを入れて、それで国の役割を明確にしているんだ、姿勢をはっきりしているんだという答弁ではちょっと無理があるというか、じゃみんな入れたらいいじゃないかと。今までの法律は何なんだと。じゃこれまでの現行二法というものは国の役割を明確にしていないのかという話になってしまふわけですね。この辺は政府も、あるいは谷局長も随分お答えが苦しいのじゃないかというふうに思うわけですが、まだまだ地方公聴会あるいは今後の審議もありませんけれども、厚生大臣、今までの議論をお聞きいただいて、「国の責任」ということについて、この法律に書かれたという意味合いで、大臣はどんなふうに御答弁をいただけるのでしょうか。

○井出国務大臣 今事務当局の谷局長が御答弁申し上げたことに尽きるわけでございますが、やはり国の姿勢をこの新法全体を通じての基本原則として明らかにするために、前文で「国の責任において」とあえて強調させていただいたと考えております。

○山本(孝)委員 委員会に今おられます委員の皆さん、お聞きのとりの答弁しかいただけない。であれば、やはりこれからの法律は、全部厚生省の法律は「国の責任」という文言をお入れになったらよろしいだろうといふふうに私は思うわけであります。

同じ問題をやっていても仕方ありませんので次にいきますが、ここに一つの声明文が届いております。長崎県被爆者手帳友の会会長の深堀さん、六十六歳となっておりますけれども、私はこの政府・与党が出されておられる被爆者援護法に反対であるということですが、少し長くなりま

す。読ませていただきますと、特別葬祭給付金・一人に対して十萬円の交付は何故被爆者手帳所持者のみとするのか、納得できない。

思うに当時は、戦地から帰って来た復員軍人、引揚者が、故郷長崎市で見たものは、肉親の全滅・家・屋敷の焼失など頼るべき人の亡くなったことでした。

そのかなしみ、苦しみは、被爆者手帳を現在所持したのより、はるかに大であったと思います。

遺族のあるものには支給し、あるものについて支給しないことは、遺族を分断する手法としか思えない。

私はたとえ十萬円が五萬円となっても全員に支給すべきだと思います。

それ故に私は、このたびの措置による交付金は、この場合は親と兄弟、三人で三十万というふうにして書かれておられますけれども、実際のところは交付される人は十萬円ということになるのでしようけれども、この交付金を、

私は受け取らない。勿論請求もしない。そして、特別葬祭給付金を支給されない遺族とともに痛みを分かち合いたいと思っております。

こういう声明書が出ております。先ほどの本会議でも御質問を申し上げました。ある人はもらえる、ある人はもらえない。同じように遺族を亡くしているにもかかわらず、戦地に行っておられた、あるいは学童疎開をしておられた、そういう方たちは今回の給付金の対象から外れている。そこに新たな差別を生み出すのではないかと、したがって、受け取らないとおっしゃっておられる被爆者もおられるわけですが、この声明文、お手紙について政府はどういう御回答をなさるのか、心ある回答をいただきたいと思

います。

○井出国務大臣 先ほど本会議でも山本議員にお

答えたしましたが、今回の特別葬祭給付金は、死没者の方々と苦難をと共に経験した遺族の方であつて、御自身も被爆者であるという方、すなわち二重の特別の犠牲に着目して、生存被爆者対策の一環として、制度としてはぎりぎりの範囲内で実施するものでございます。

改革の方の御提案の中にあります、特別給付金を昭和四十四年以前の死亡者の遺族全体に支給すべきだという点につきましても、実は与党の戦後五十年問題プロジェクトチームでも大衆議論の中心になったテーマではありましたが、この点に關しましては、先ほど来委員の御質問の中にもございましたように、他の一般戦災者との均衡をどうするかといった大きな問題があり、なかなか国民的な合意はそこまではいきませんものですから、やはりこの際は生存被爆者対策の一環というところに着目した次第でありまして、私は、ぎりぎりの範囲内で御理解をぜひいただきたい、こう思うのであります。

○山本(孝)委員 同じ質問を、対案を出されておられる改革の皆さんにしたいのですけれども、こうやって実際に長崎の被爆を受けて戦後五十年生きてこられた御自身から、今回の政府案がもし通って支給されるであろうこの給付金は私は受けない、新たな差別を生み出すそんな制度に賛成したくはないという、本来私たちが対象にすべき人からそういうお声が出ているわけです。

今回地方公聴会、今、日程がまだ与野党協議が調いませぬけれども、地方へ出かけて、長崎、広島の方々からまたお話を聞くこともできると思ひますけれども、今回の改革案を提案されておられる皆さんは、こういう長崎の声に、あるいは広島と同じような声もあるんでしよう、どういふふうにお答え、あるいはどう受けとめておられるのでしょうか。

○初村議員 私の方にも、先ほどお話がありました被爆者手帳友の会の会長さんから同じお手紙が参つております。

私自身も被爆二世でありますけれども、被爆者

の実態、現状を思ひますときに、まさに戦後五十年たとうとしている今日、被爆者の皆さんが求められておる被爆者援護法というものに全く、政府・与党が出されませんでした。被爆者援護法については納得がいかないというの、十分に私もそのように理解をいたしております。もう何十年も活動を続けられた方でございますし、今手紙を見ておりまして、十万円が五万円でも、あるいは十万円が一万円でも、今の援護法であればおもらいにならないのではないかなというふうな気持ちでいっぱいでございます。

○山本(孝)委員 私たち立法に携わる者として、やはり一番今回の法律の対象になられる方のお声を聞かないといけません。そこに基づいて、改革の方の提案者が長崎、広島議員ばかりでかまひではないかというふうな趣旨の御発言がありましたけれども、そういう声を一番身近に聞いてきた者が今回の法律案にタッチをさせていただいてる、そういうことだと思ひます。

引き続きの質問ですけれども、今回の政府提出の法案の中に、平和を祈念するための事業を行うという項目がございます。具体的にどんな事業をなさる御予定なのか、その辺についての御説明をお願いいたします。

○井出閣僚大臣 平和を祈念するための事業は、原爆による死没者のとうとい犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原爆の惨禍に関する国民の理解を深めること、また、被爆体験を次の世代に伝えること、原爆による死没者に対する追悼の意をあらわすことといった事業を行うものでございます。

具体的には、原爆に関する資料、情報の収集整理とか、あるいは死没者の永続的な追悼等を行う原爆死没者慰霊等の施設の設置といった事業を今のところ考えております。

○山本(孝)委員 今広島にいわゆる原爆資料館といふのがあると思ひますけれども、今厚生大臣が御説明になったそういう事業と既存の原爆資料館といひますか、あの資料館と何がどう違うんで

しょうか。

〔委員長退席、鈴木(俊)委員長代理着席〕
○谷(修)政府委員 基本的な方向は今大臣から申し上げたような内容で、具体的にはこれから検討していくわけでございますけれども、現在検討している具体的な中身としては、慰霊や平和祈念といった事業に加えまして、国内外の情報の収集、あるいは資料、情報の継承の拠点とする、あるいはまた国際協力あるいは国際交流といったようなことで、国際的な貢献を行う拠点とするといったようなことを含めて、具体的な内容について今後検討をしていくこととしております。

○山本(孝)委員 御検討ということですから、検討のスケジュール、あるいはいつごろ建てようということも考えておられるのか、その辺の具体的な内容をもう少し御説明をお願いいたします。

○谷(修)政府委員 ただいま申し上げましたような慰霊施設の内容につきましては、平成四年度、五年度におきまして基本構想といったようなことを検討をいたしました。もう少し具体的なものにいたしましたので、できれば来年度に基本設計をしたいというふうなことで概算要求をしているところでございます。

○山本(孝)委員 今基本構想を練っておられて、来年度基本設計というスケジュールですけれども、重ねてのお尋ねです。

今広島にあるあの原爆資料館とどこが違うのかというか、どれぐらいに違うものができるのか。極端に言えば、全く同じものができるのか、あるいは全く違う内容のものができるのか。四年、五年で基本構想であれば、今六年ですけれども、基本構想は終わっているんだと思ひますけれども、もう一度明確に御答弁をお願いします。

○谷(修)政府委員 今おっしゃいますように、広島、長崎には既に被爆当時の資料を展示しているものがあるわけでございます。そういう意味で、私どもとしては、先ほど申し上げたような死没者の方を慰霊をする、あるいは原爆の悲惨な状況というものを後代に語り継ぐといったような機能を

持たせていきたい、また国際的な視野で交流をしていく、国際協力をしていくといったようなこともその機能として考えていきたいというふうに考えております。

○山本(孝)委員 何がどう違うのかといふのはつきりした御答弁がいただけないので、では、観点を變えてお聞きしますけれども、大臣の本案議での御答弁でも、いわゆる被爆者手帳を持つている方だけに今回の給付金の対象が限られるので、その対象外の人には今回のこの祈念施設をつくって対応するんだという御答弁だったと思うのです。そして、この平和を祈念するための事業、いわゆる今の御回答でいけば何らかの施設だと思ひますが、その施設を建てることによって精神的苦悩を和らげることができると、そういう観点で今回の施設を建てられると思うのですが、その精神的苦悩を和らげるための具体的なこの事業の内容は何なのか、どういうふうにお考えなのか、そういう御質問を実はしているつもりなんです、よろしく御回答をお願いします。

○谷(修)政府委員 設置をする際の基本的な考え方といたしましては、慰霊の場とする、それから資料、情報の継承の拠点とする、それから国際的な貢献を行う拠点とするといったようなことを基本とすることとしております。

具体的な内容につきましては、慰霊あるいは平和祈念のための展示、また死没者の情報の検索をする、そういったような機能、また国内外に散在する資料、情報を総合的に把握するための機能、あるいは既存の関係機関の活動を補完する機能といったようなことを考えておまして、全体として、基本的な姿勢といたしましては、原爆死没者全体に対する永続的な慰霊あるいは追悼を行うというところでこの施設を考えていきたいと考えております。

○山本(孝)委員 そうしますと、今ようやくはつきりしてきたと思うのですが、この平和を祈念するための事業という内容で何か建物が建つ、それは慰霊の場である、追悼の場であるということ

すが、今九段に平和資料館ですか、平和祈念館ですか、そういう建物の計画があつて、いろいろと物議を醸しております。今回の平和を祈念するための事業、具体的に何か建物ができる、施設ができるということにおいて、被爆者の皆さん、あるいは国民の代表としての国会の皆さんの声を聞いた上でぜひ建てていただきたい。せっかく建てたものが、全く趣旨の違うというか、被爆者の皆さんに受け入れられないような施設を建てたのでは仕方がない。今回の平和祈念館の話は、どうも基本構想、基本設計というのがどこかで進んでいる、突如出てくる、全然違うじゃないかという話に私には理解ができませんので、十分に情報公開しながらということ、あるいは被爆者の声を聞きながら建てていただきたいというふうに思っています。

さつき、我々の案がきのう二十四日に出てきた、遅いじゃないかということで御批判をいただいたのですが、ならば大臣にお聞かせいただきます。閣法は二十二日、もう会期末十二月三日が見えてくるところで、正確に言えば二十三日は休みですから、我々と一日違いでしかありませんけれども、なぜ二十二日しか出なかったのか、質問通告していただけないで申しわけありませんけれども、先ほどの質問でしたので、お聞かせをいただきたいと思っています。

○井出国務大臣 夏以来、与党の五十年プロジェクトの皆さんが中心になって、来年、戦後五十年という節目の年を迎えるに当たって、いろいろな問題について御検討をいただけてまいりました。いろいろありますが、この中で、この被爆者援護法も大変大きな問題で、それぞれの三党にはいろいろな考え、今までの経緯もございします。その皆さんがざりざり協議なさって合意されるにはやはりかなりのお時間も必要としたと私は理解しております。その中で、厚生省といつて一つの方針をお立ていただいて、厚生省といつて一つの方針をの線に沿って法案作成をできるだけ急いだつもりであります。御案内のように、確かに会期がかなり残すところわずかなって出たことは確かでありま

す。

○山本(孝)委員 一部、巷間言われておりますこととして、この会期末が見える二十二日の段階で出してくるというものは、もともと成立を目指してないというのか、被爆者援護法がなくなってしまうという姿勢のあらわれであるというふうに言われている。そんな声があるのです。私はそんなじゃないと思ひますので、そうじゃないんだというところを、大臣、はっきりと言っていただけじゃないでしょうか。

○井出国務大臣 確かに山本委員御指摘のように、会期は定められた会期末から考えた場合は本当にわずかなってはおりますが、ようやく、やつとこれだけのぎりぎりのところ合意を得まして、法案をつくることができ、国会へ御審議のために提出した以上、ぜひ成立させていただきたい、こう考えております。

○山本(孝)委員 これ以上言つて、私もちょっと言い過ぎになるのかもしれないが、プロジェクトチームの中で社会党の皆さんとも一緒にやってきた部分があります。先ほど本会議で質問をさせていただきました。内容でも触れさせていただきましたけれども、かならず多くの部分が似通っている部分がある。この被爆者援護法を政争の具にしようなどという気は毛頭ございしません。参議院で何度もこの提案がされてきた、今回、ようやく与野党それぞれの中で話し合いがまとまって出てきた法律でございます。何かこの機を逃すと、またでにくいのではないかとこの心配もいたします。被爆者の皆さんが待ち望んでおられる法律であらうと思ひます。多少御不満な点もあるかと思ひますけれども、与野党が歩み寄りできる部分もあるのではないかと。社会党の皆さんにもぜひ改革の案を、とはなかなか言いがたいけれども、御理解をいただいて、この法案の成立にみんなが努力をしていきたいというふうに思ひます。

それで、「国の責任」という点、あるいは「国

家補償的配慮に基づき」というこの表現、荒井議員の御指摘もあるとおり、いろいろと難しい点があるのかと思ひます。でも、一に被爆者の皆さんが長年待ち望んでおられる法案ですので、成立を目指して努力をしたい。国の役割、国の責任という点、何回か先ほどから質問をさせていただきまして、何回か先ほどから質問をさせていただきまして、厚生省の方もこれは大分苦しい文言なんだろうなというふうには思ひますけれども、この辺もやはり押していただけではないかというふうに思ひました。

改革の私たちは、今回、提案者となつておられる長崎、広島選出の皆さん中心でやってまいりましたけれども、先ほど長崎のことは初村さんからもお触れをいただきましたけれども、広島での被爆者の皆さんがこの援護法の成立に寄せておられるお気持ちなり、ここで御一端を御披露いただければというふうに思ひますが、改革のどなたか御発言をいただけますでしょうか。

〔鈴木(俊)委員長代理退席、委員長着席〕
○斎藤(鉄)議員 山本委員の御質問にお答えいたします。

広島におきましても、私は被爆者の方というところとお話をしました。やはり「国家補償的配慮」、これは現在の現行二法にも貫かれていく精神でございます。この国家補償的配慮に基づいた被爆者援護法にしてほしい。また、特別給付金、政府案では特別葬祭給付金となつておりますが、特別葬祭給付金は直轄から昭和四十四年三月までに亡くなった方の原爆手帳を持った遺族の方だけに支払われる、昭和四十四年四月以降に亡くなった被爆者の遺族の方には支払われない全く新しい性格のお金でございます。その期間に亡くなった方だけに全く新しい性格のお金を支払うのはどうしてか、も理解できない。また、被爆者の分断を図るもので、どういふ意見が大勢でございます。そういう意味で、与野の方、どうか改革案に沿いました合意をぜひお願いしたいと思ひます。

○山本(孝)委員 それでは、高木議員の方の受けとめを聞いて、私の質問の最後にさせていただきます。

○高木(義)議員 山本議員にお答えをいたします。私どもはこの五十年に向けて、とにかくこれまでも参議院で二回可決を見ておる、また衆議院におきましても、審議はされませんでしたけれども、否決を見ていない、こういう長年の経過を踏まえて、何とかこの時期に被爆者援護法、いわゆる今の原爆二法を拡充強化する、このことが大切ではないかと思つております。

特に、被爆者という立場から見ても、あるいは国民の立場から見ても、原爆という一般被災被害に類を見ない被害に我々は着目しなければならぬと思つております。同時に、政府案におきましては、生存者の対策として二重の苦しみということが言われておりますが、原爆投下時の死没者に着目しております。我が国の大きな国是とする非核三原則、原爆というものがどれほど人類や自然の生態系を破壊するか、私どもは二度とこのような事態を地球上に起こしてはならない、こういううたいあかしであり、それが我が国の大きな役割であり使命であらう、こういう意味で今回特にこの法案を成立させたい、こういう思いでございます。

○山本(孝)委員 ありがとうございます。どうぞ、与野の皆さんもこの改革案の方がいいと思つておられる方が多いと思ひますけれども、ぜひ御賛同をいただいて、可決できますように、よろしく御願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○岩垂委員長 田口健二君。
○田口委員 社会党の田口健二でございます。今議題となつております原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案について幾つかお尋ねをいたしますが、その前に、私は一言申し上げさせていただきます。

以上でございます。

私ども社会党がこの被爆者援護法を当時の野党の皆さんと一緒に国会に提出をいたしましたのは、一九七四年の第七十二回国会からでありました。今日までちょうど二十年という日にちが経過をいたしております。また、この二十年間に私どもは十六回にわたってこの法案を国会に提出をいたしました。私自身も、十二回目から十四回までの三回の間、当時の社会労働委員会においてこの法案の趣旨の説明を行ってまいりました。御案内のように、最後の二回については参議院ではいずれも可決いたしました。本院においては審議未了、廃案となった経過もございます。

そういう今日の経過を振り返ってまいりますときに、私は、ここにこの援護法案が提案をされ、こうして審議が始まるということに感無量の気がしておりますし、また同時に大変喜んでおります。今日の法案提出まで大変な御尽力をいただいた関係者の皆さんに、私は心から敬意を表したいと思うわけであります。

質問の第一であります。この間社会党が提案をしてまいりました援護法の一つの大きな柱は、この法律は国家補償の精神に基づいて制定をするということが第一の大きな柱でありました。

そのことは、昭和五十五年の十二月に出されたあの基本懇の答申の中にも幾つか列挙をされております。それは、原爆の「その無警告の無差別の奇襲攻撃により、前代未聞の熱線、爆風及び放射線が瞬時にして、広範な地域にわたる多数の尊い人間の生命を奪い、健康上の障害をもたらし、人間の想像を絶した地獄を現出した。」という記述もあります。まさに、この原爆による犠牲は「他の一般の戦争損害とは一線を画すべき特殊性を有する『特別の犠牲』である。」ことを考えれば、国は原爆被害者に対し、広い意味における国家補償の見地に立って被害の実態に即応する適切な措置を講ずべきである、このような記述もされておるわけであります。我々は、当然のものとして、この援護法は国家補償の精神に

基づいて制定をされるべきであるということを一貫して主張してまいりました。

今回の法律案では、その前文に「国の責任において」ということが明記をされております。私は、単純に考えますと、この「国の責任において」という言葉は、極めてこれは重要な内容を持つておるのではないかと、このように考えるわけでありまして、政府においては「国の責任において」というふうな表現をされたその考え方、理由について、まずお伺いをしたいと思います。

○井出国務大臣 お答えいたします。

その前に、社会党が二十年前からこの問題に取り組んでいらしたという田口先生の御感慨を今お聞きしながら、私もまた、考えさせられるところがありました。五十年の歳月が必要だったのかなと一方で思いつながら、また、戦後すぐ冷戦に巻き込まれた事象がそういう原因をつくつたかなんていうようなことも考えながら、実は今お聞きをしておたわけでございます。

お尋ねの、今回の政府案の前文に「国の責任において」という表現が設けられておるわけでございますが、この新法は、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、高齢化の進行など被爆者の皆さんを取り巻く環境の変化を踏まえて、現行の被爆者対策を充実発展させ、保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策を講じようとしているものである。新法におきまして「国の責任において」という表現を特に盛り込みましたのは、こうした制定の趣旨を踏まえ、被爆者対策に関する事業の実施主体としての国の役割を明確にし、また原爆放射能という、他の戦争被害とは異なる特殊の被害に関し、被爆者の方々の実情に即応した施策を講ずるといふ国の姿勢を新法全体を通じて基本原則として明らかにしようとしたところのものでございます。

○田口委員 今大臣の方からお考えが表明をされました。そうしたお考えによってこの法律が内容的にどういふところにそのお考えが示されておる

のか、内容が盛り込まれておるのか、その辺をまずお伺いをしたいと思います。

○井出国務大臣 「国の責任において」という表現を盛り込むことは、その内容におきましては、まず被爆者対策に関する事業の実施主体としての国の役割を明確化するとともに、被爆者の方々の実情に即した総合的な施策を講ずるといふ国の姿勢を新法全体を通じて基本原則として明らかにするところであるということは、先ほど申し上げたとおりであります。

このような考え方を踏まえて、新法におきましては現行の原爆二法を一本化するとともに、医療、手当等の各施策を援護の施策として総合的に位置づけること、また被爆者の高齢化の状況を踏まえ、総合的な対策を行う観点から、福祉事業の実施及びこれに対する補助を法定化すること、また三番目としましては、原爆放射能の人体への影響についての調査研究に関し、国の推進義務を規定するとともに、こうした研究を実施する民法法人への補助を法定化すること等の内容を盛り込んでおるところでございます。

○田口委員 次に、私どもがこの援護法を制定をするに当たって二番目の大きな柱としてまいりましたのが、原爆の被害によって亡くなられた方、すなわち死没者に対する国の措置を明確にするというところであります。現行原爆二法の一歩の欠陥といふべき問題はそこにあるというふうなふうに思っています。現行二法の中では何らそのことが措置をされてない、こういうことで、この原爆によって亡くなられた方に対する国の責任、措置を行うべきだということを要請してまいりました。

今回の法律案では特別葬祭給付金という名前での死没者に対する対応がなされております。私も与党の一員として与党間折衝に初めからずつかかわっておりますから、内容はよく存じ上げておりますのであえては申し上げませんが、そのためには、社会党としては原爆投下時からの死没者に対する措置が何よりも必要である、これを年次

を区切って区別をするということでは絶対納得をすることができないという立場から一貫してこのことを申し上げてまいりました。それは政府案の中に取り入れていただきました。それを大変ありがたと思っています。亡くなられた方の遺族が被爆者に限定をされておるといふことでありますので、そうなりますと同じ遺族の方をまた区別をすることになる。

私も長崎の出身でありますから被爆の体験を持つておりますし、あの被爆の惨状もこの目をもって見、体験もしてきた者の一人であると思ひますが、子供が長崎大学に修学をしておつて原爆の被害に遭われた、県外から両親が駆けつけてこられたときには、あの入市被爆の期間を既に経過をしておつたとか、あるいは外地から復員をしてきて帰つてきてみれば一家は全部原爆で全滅をしておつた、こういう方々も私は何人も知っております。

そういう意味では、遺族の方が区別をされるということは大変残念なことであります。私にはなかなか了解できない問題でもあります。それは「国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記する」ということが前文に書かれておるわけでありまして、果たしてこの条文からいって、今回の特別葬祭給付金の支給というものが適当であるのかどうか、その辺ひとつ政府の見解もお聞かせをいただきたいと思ひます。

○井出国務大臣 原爆の投下から被爆者対策の充実を見るまでの間に亡くなられた方が経験された苦難は想像に余りあるものがあること、したがって、自分自身も被爆者としてこうした死没者の苦難をともに経験された遺族の方は、今なおいわば二重の意味で特別な不安や精神的な苦悩を有していらつしやる、こう考えるのであります。したがって、今回御提案申し上げております特別葬祭給付金は、このような観点から、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、こうした方々に対

し、生存被爆者対策の一環として国による特別の関心を表明し、生存被爆者の精神的苦悩を和らげようとするものであることは、先生御理解いただけたと思います。

ただ、先生御指摘のように、与党の五十年問題プロジェクトチームで、この点、一つは二十年までさかのぼるべきだ、さかのぼれるのかということと、それから、同じ遺族でありながら被爆者である方とそうじゃない方とに差がついてしまうんじゃないかという点が、大衆議論の中心になったとお聞きしておりますし、今回改革の方から御提案なさっていらっしゃる案と私も政府案との大きな違いの一つがまたこれであることも、事実かもしれません。そんな中で与党プロジェクトチームは、やはり全部の遺族の皆さんを対象にというのは、どうしても一般被災者との均衡の問題でなかなか理論的にクリアできないという大変苦しいものの上のぎりぎりの合意であった、こんなふうな私どもも承知しておりますし、その合意に基づいてこんな法案をつくらせていただいたわけであります。

したがって、そういう皆さんがいちいちやることは確かでありまして、私も忘れちゃいけないと思います。したがって、御指摘のような方々には、なるほど特別葬祭給付金は差し上げられませんが、原爆死没者慰霊施設の設置など、平和を祈念するための事業を実施することなどに、よりまして、国としてそのとうとい犠牲を銘記し、追悼の意を表してまいることではないかと思ひます。また、先ほど来それぞれの委員の先生方御表明のように、二度とこういうことを繰り返さないということが、それらの皆様に対する私ども最大の責務じゃないかな、こんなふうな考えでおるところであります。

○田口委員 今大臣からお答えをいただきましたように、私も与党折衝の中で大変困難をきわめた課題でもありましたし、そういう意味では、先ほど申し上げましたように、私どもが主張いたしました原爆投下時までのさかのぼる、この要

求という主張が入れられましたことは、大変私には大きな前進であったとは思っています。しかし、やっぱり結果的にこの制度の観点が変わるわけですから、結果として遺族が区別をされる、そのことは同時にまた、亡くなった方にもやっぱり区別をされるということにひいてはなっていくことだろうというふうな思っています。私は、この特別葬祭給付金の対象範囲については、引き続きやっぱり政府でも今後検討していただきたい、このことを要望として申し上げておきたいと思ひます。

次に、被爆地域は正の問題で御尋ねをいたしましたと思ひます。私の地元長崎では、被爆問題で非常に大きな課題として、被爆者の皆さんや地域の住民あるいは自治体、行政当局を含めて、このことに非常に大きな関心を持って今日までも政府に対して要請を行ってまいりました。しかし、先ほど申し上げました五十五年の十二月に出された基本懇の、被爆地域の拡大は、科学的かつ合理的な根拠がなければ拡大してはいけないという回答に基づいて、なかなか政府としてもこの問題は率直に言って対応し切れなかった、私は、そういう意味で今までも随分国会の中でもこの問題を取り上げて政府に意向をただしてきたのですが、残念ながら、いまだに一歩も前進をすることができないという状況であります。

科学的ということで考えますと、それでは長崎の被爆地域は科学的根拠に基づいて決められたのかということ、そんなことは全然ございません。ただ当時の長崎市の行政区域によって決められたということでありまして、例えば南の方には十二キロまで延びていて、あるいはその後の追加で、何年でしたか、北の方に今度また延ばしていかとか東西では五キロあたりで切られておるか、そもそも科学的なデータによってこの地域が決められたわけでもありませんし、またかつ合理的な根拠によって決められたわけでもございません。

私どもは、そういうことで今回の与党折衝の中

でもいろいろと話し合った結果、三党間で合意をしましたことは、科学的根拠ということもさることながら、合理的根拠ということに着目をして、必要があればそれは当然その措置を行うべきである、こういう点では三党、実は認識が一致をいたしました。法案の中にはそのことは具体的に明示はされておきませんが、そういう経過がございます。

したがって、政府は、この被爆地域の是正、とりわけ今私が申し上げました長崎の地域における地域是正についてどのようなお考えをお持ちされるか、あるいは今申し上げました三党で合意をされておられる事項についてどのように御判断をしておられるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、鈴木俊委員長代理着席〕
○谷（修）政府委員 今先生の方からお話ございましたように、この原爆被爆地域の指定あるいは見直しということについては、昭和五十五年の基本懇の意見の中にもございまして、科学的、合理的でなければならぬということで、そういうような意味合いにおきまして、科学的、合理的な根拠がある場合に限定して行うべきだというのが政府の私どもの一貫した立場でございます。与党の中の五十年プロジェクトの中でも、今お触れになりましたようなこの問題についての議論があったということは私も承知をいたしております。

また、今お触れになりましたように、長崎市の指定地域について過去幾つかの経緯があったということも承知をしておりますが、現在、この問題については、長崎市が行いました調査結果を専門家の検討班において検討しているという段階でございます。近くこの報告書がまとまるというふうな理解をしておりますけれども、いずれにいたしましても、合理的な立場としましては必要であるというふうな考えを私どもも持っております。そういう意味で、現在検討が進められている研究会

の結果を待つて、この問題を科学的な面あるいは合理的な面で検討をしてみたいというふうな考えております。

ただ、先ほど冒頭に申しましたように、私どもの基本的な立場というのは、科学的、合理的な根拠がある場合に行うというのが基本的な従来の立場でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○田口委員 今、地域は正の問題について局長の御答弁がありました。それは今までの政府答弁と私は一歩も変わっていないと思ひます。

さつき私が申し上げましたように、当初からこの地域というのが科学的かつ合理的に設定をされておるものであればそのような主張も一定の理解ができますけれども、もとよりそうではない。しかも、もう被爆から五十年近く経過をしていくわけですね。その中で一体どこに科学的な根拠を求められようとしておるのか、私には理解ができないわけでありまして、

今考えますとすれば、先ほどから私どもが指摘をしておるようには、やはり合理的なところに着目をして、その不合理性を正すという立場から、私は、この地域の是正をもう一遍見直すべきであるというふうな思っています。長崎における原爆は地上五百八十メートルの地点で爆発をしているわけですから、私は、合理的な範囲ということであれば、その同心円の中で地域をやはり決めていくべきである、それは、現行十二キロというものがあれば十二キロの同心円の範囲内を被爆地域として決めるべきであらう、それが合理的な考え方ではなかろうかというふうな思っています。どうも先ほどの答弁は、私も何回もこの問題について質問をし、同じような答弁のような感じがしてなりません。

ただ、先ほど申し上げましたが、今回の与党三党合意の中ではそういう確認ができておるわけですから、私は、従来のような政府の答弁だけでは納得ができないと思ひますので、もう一度、この三党合意についてどのように判断をしておられ

るか、ひとつ政府のお答えを聞きたいと思ひます。

○井出国務大臣 田口先生御指摘のこの地域、十二キロの同心円の地図を私もいただいております。南の方はまさに該当地域に入っておりますが、こちらは全く入っていない。この十二キロ、センターから入れてもいいのじゃないか、こういう御要望だと理解しております。

ただ、今度こういうあれにして、新しくそういうところの地域の皆さんにそれなりの国のお金を使つてある場合は、国民の皆さんの税金を使わなくちゃなりませんから、やはり国民的な合意といひましようか、理解がどうしても必要だといふことも、これ事実であらうかと思ひます。

したがひまして、先ほど局長も御答弁いたしました、ただいま地元の方から提出されております資料を厚生省の研究会が検討しておりますから、その検討を待ちたいと思ひますが、やはり科学的、合理的といふのを、先生、科学的は難しい、じゃ合理的といふのはどういふあれかなといふと、正直なところ私もまだ、こうできますよ、こういたしますといふところまで御答弁できなくて申しわけありませんが、その検討を待たせていただきます、こう思ひます。

○田口委員 今大臣の方から検討するといふ御回答をいただきましたので、ぜひそのことを私は期待を申し上げたいと思ひます。

これが、法律上の制約があるといふことであれば、当然私も法律を変えなきゃならないかなと思ひましたが、今度の法律案においても従来と同じように、附則の中でその特例地域のこととはちゃんと規定をされておりますし、政令によつてその地域を定めることでもありますから、法律上は何ら支障のないことであらうといふふうに思つておりますので、ぜひひとつ御検討をこの機会に重ねてお願いを申し上げておきます。

次に、被爆二世の問題についてお尋ねをしたいと思ひます。

応といふものをやはり国が責任を持つてやるべきであるといふことを随分前から主張してまいりましたが、なかなかこの問題についても今日まで前進を見る事ができませんでした。ただ、数年前から予算措置として、二世の希望者については健康診断を実施をする、こういう制度といひますか、予算措置であります、そういうことができた。

私は、被爆二世に放射線障害が影響してあるかどうかといふのはなかなかまだ今日の時点では結論が出せない問題だと思つております。今までの政府のお答えは、影響はない、こつち切つておりまして、現行二法の中にもこの二世問題といふのは全然触れられておりませんし、今度の法案の中にも入つておりません。私は、つい先日にも放射線の重松理事長とお話をしたのでありますが、重松先生のお考えでは、確かに今まで障害があつたといふ事実は見つかつておりません、しかしそのことと障害がないといふことはまた別問題です、特にこのような遺伝に關係をするような問題ではそんな短期間に結論を出すべきものではないと思ひます、こういうお考えもお聞きをいたしました。

与党間協議の中でも、この問題については、政府はやはり引き続いてこの二世問題については研究調査を行い、そして現行の予算で持つておる措置についてはこれからの引き続き継続すべきであるといふことが三党間の合意としてでき上つております。そのことをぜひ今後とも考えていただきたいと思ひます、このことについての政府の考え方についてお尋ねをいたします。

○谷(修)政府委員 被爆二世の方々のことでございますが、今先生お触れになりましたように、この問題については幾つかの調査研究を長年にわたつて続けてきております。

現在までのところ、原爆によります放射線の遺伝的影響といふのは医学的、科学的に認められてないわけでございますが、ただ、今お触れになりましたように、被爆二世の方に対しては従来

から希望者に対する健康診断といふのを実施をしてきておりまして、今後ともこの施策を引き続き行つていく所存でございます。

○田口委員 次に、法案の第四十条二項についてお尋ねをしたいと思ひます。

この条項を読みますと、原爆放射能の人体への影響について調査研究をする民法法人への補助規定などがこゝで規定をされてゐるわけですが、これは、私が見るところでは、こういう表現になつておりますが、はっきり言えば、現在、広島、長崎に置かれておる放射線影響研究所、略称放射研といふふうに出ておられますが、このことを指しておるのだらうといふふうに出ておられますが、ひとつその辺ははっきりさせていたいただきたいと思つております。

○谷(修)政府委員 今お触れになりました法案の四十条の民法法人につきましては、財団法人放射線影響研究所を考えております。

○田口委員 そこで、この放射研の運営の問題についてお尋ねをしたいと思ふのでありますが、御案内のように、放射研は、日米交換公文によつて、いわゆるファイファイ・ファイの日米間の提出によつてこれが運営をされておる。よその国のことを言つてはなんでありませんが、アメリカも国家財政が非常に厳しいといふふうな状況の中からは、この放射研の運営についてもいろいろな支障が出てきておる。

私は、広島、長崎における放射線影響研究所の業績といふのは、非常に世界的に評価をされておるといふふうに出ておる。これは、従来のABCの時代から今日に至るまでの調査研究の結果といふのは、これも放射研の重松理事長からついで先にお聞きをしたのでありますが、先日パリで世界的な放射線の影響の国際会議が開かれて、その中でも、非常に放射研の業績といふのは評価をされたのであります。特に、チェルノブイリ原発の事故等の調査を含めて、大変な役割をこの放射研が果たしておることは、これはもう紛れもない事実でありまして、これだけの立派なデー

タを持つてゐるところは世界じゅうにこゝしかな、このように言われてゐます。

したがつて、私は、放射研の運営については、将来、この今の日米のファイファイ・ファイの折半ではなくて、お互いの日米の役割分担といふのが当初とはやはり変わつてきてゐないのではないか、日本独自としての考え方にはない役割を放射研にも持たせてもいいのではないかと、そして、そのための経費は日本政府が負担をする、こういう考え方をしたいのではないかと、冒頭に申し上げましたようなさまざまなそういうことから考えてみても、私はそんな気がするのでありますが、将来、そういうお考えがどうか、この機会にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○谷(修)政府委員 放射研の運営につきましまして、昭和五十年の日米交換公文に基づきまして、今お話がございましたように、ファイファイ・ファイの折半の負担で行つております。ただ、現在、アメリカ政府の財政状況が必ずしもよくないといふようなことから、この運営費の確保といふことにつきましましては、昨年来、日米政府間においていろいろな交渉をしてきております。私どももいたしましては、米政府に對しまして、具体的にはエネルギー省でございますけれども、放射研運営費予算の確保といふことを求めておりました、引き続きその面についての交渉はやつていかなければならないと考えております。一方、その交渉の過程の中で、このファイファイ・ファイの折半の負担の日本交換公文の原則をどうにかどうかと申します、具体的な議論は出ておりません。と申しますよりも、先ほど先生もお触れになりましたように、やはりこの放射研におきます今までの研究業績といふものは非常に高くアメリカ側も評価をしてゐるといふことから、今の段階でこのファイファイ・ファイの原則といふものを変へる考えはないといふことを私どもは交渉の過程で聞いてゐるわけでございます。

そういう意味におきまして、私どもとしては、当面やはりアメリカ側と引き続き交渉しまして、必要な予算の確保ということに努めていくということがまず当面の課題だろうというふうに認識をしております。

○田口委員　そこで、その放影研のもう一つの課題であります。特に広島における本部の移転問題というものが数年前から大変問題になっておりますが、今言ったような財政状況その他があって、これが非常に難航しておるといふ状況にあります。このことについて、政府としてどのようにお考えなのか。広島市自体もなかなかこの問題が解決できないということと困惑をしておられるようなので、このことについてひとつ見解をお伺いしたいと思います。

○谷（修）政府委員　放影研の移転の問題につきましては、過去数年来、広島市の意向を踏まえた上でアメリカ側と交渉してきているわけですが、さすがに、昨年の夏になりました。アメリカ側から、米国の政府の財政事情によって現時点では移転経費の計上ができないといったような意見の表明がございました。その後、米側担当者として直接この問題について協議をしてきているわけですが、現時点で移転費用の支出が困難であるというアメリカ側の姿勢が変わっていないわけですが、私どもとしては、この問題については、外交、外務省の方にもお願いをいたしまして、この移転の実現ということについて引き続きアメリカ側に働きかけをしていきたい、またいかなければならないというふうに考えております。

○田口委員　時間がなくなりましたので、最後に一点だけお尋ねをします。

それは、被爆者である高齢者の医療費負担の問題です。年々高齢化が進み、あるいは医療費が増大するという中で、今の国の被爆老人医療費の助成では地方自治体が非常に困る、やはりこれをもっと増額してもらわないと、地方からの持ち出しが大変ふえて非常に財政的にきつという

意見を関係の自治体からも聞いておるわけであり、ますが、この点について今後どのようにされていくのか、お考えを聞き、最後の質問にいたしたいと思っております。

○谷（修）政府委員　今お話のございました問題は、昭和五十八年の老人保健制度の制定の前後におきます。原爆被爆者老人を多く抱えている地方公共団体の負担の問題だと理解をしております。これにつきましては、地方公共団体の負担が激変するのを緩和するという観点から、国による特別の補助、いわゆる原爆臨調というものを実施をしてきているところでございまして、この金額が平成六年度におきましては約二十九億円といったような数字になっております。

予算的には年々その充実を図ってきているところではございますけれども、今後とも、この被爆者である老人を多数抱えている地方公共団体におきます老人医療費負担の軽減ということ、この制度を活用いたしまして予算の獲得に努めてまいりたいというふうに思っております。

○田口委員　以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○鈴木（俊）委員長代理　三原朝彦君。

○三原委員　軒余曲折の中で、きょうからやると被爆者援護法の問題が議論されるようになったわけでありまして、その前に、ここまで至る前に、実は三党で合意に至って、それを新しい政府が提案として法案を出してという、その間、各党でも、今政府・与党の方、自民、社会、さきがけ、この中でもかかんがくがく議論があつたんだと思っております。

実は我が党でも、やはり意見はバラエティーに富んでおりまして、特に、この場合でも、先ほどの本会議の場でも議論になった国家補償の配慮と国の責任というこの問題、これでは我が党の中でもいろいろ議論が出たわけでありまして、それも確かに難しい問題です。むべなるかなと思っております。

そのことを議論しておりますと、それはやはりさきの大戦、第二次世界大戦に対する国家という

ものの責任に対してどう考えるかという、そして、それによって被害を受けた人とか、また被害をこうむった物件あたりに対して、では我々はどう考えるのか、こういうことになると思っております。

その中で、特に今回の場合には無差別大量殺りく兵器、あの当時の新型爆弾。また、それによって放射能に汚染された人は永年にわたって苦しむ。特別な、特殊な爆弾による被害であつたという。ここにおいてその認識というものの差異があつて、今回、今も最初に申し上げた配慮の考え方が生じてくるんだと私は思うのです。

私自身は、やはりさきの大戦、私は戦後生まれですから、それを知らない時期に、それこそ戦後世代の幸運な時期に生まれて今日まで平和、繁栄を享受して生きてきた。ありがたい。その裏には数々の犠牲や被害を受けた人がおられたということ、それは片時だって忘れてはいけません。そういう中で広島、長崎の原爆に遭われた人たちのことをどう考えるかという問題だと思っております。

そのことに関して、もう本会議でも、この席でも、何度かいろいろな人に対する答えを大臣や先生方、冬柴先生やら斎藤先生あたりからございました。

聞くまでもないかもしれませんが、私自身は、明らかに何らかの責任というものがあつたと。しかし、それをあまねくというになると、やはりこれ、さきの大戦で非戦闘員で亡くなった人あたりのことまでも考えてみるような微妙な問題だ。本当なら、みんなそういう人たちにも、調べ上げて何らかの弔慰をすることが実は突き詰めて考えると正しいことでもあるかなと思ひながら、しかし、そういうことでは、もうこれは明らかに現実的な解決にはならないと思ひこそ、どこかの場面、これまで国が問題意識を持ちます、これから先は国民の皆さん、わかつてください、理解してくださいということになると思うのです。

そこところの微妙な差異が今度の二つのこの法案になったと思うのですけれども、冬柴先生あ

たりが改革の方の中心になってやられたんでしようけれども、そこところをいま一たび、ちょっとお話しただけです。

○冬柴議員　本法の一番大切な部分にお触れだと思ひます。戦争というのは、大なり小なり国民の生命、身体、財産に対して無差別に、程度の差こそあれ大きな被害をもたらす許すべからざる行為だと私は思ひます。そのような戦争被害は、多くは国民としては受忍しなければならぬ範囲に、そういう論議でおさめられてしまふんであらう、そういうふうに思ひます。

しかしながら、この原子爆弾による被害は、三原議員もお触れのように、大変質的にも量的にもその被害は未曾有のものであり、また今後再び地球上のいかなる地点においてもこのようなことが行われなければならないというふうに我々に思わせるに足る、大変質的に違う被害をもたらしました。そういうことから、政府は、昭和三十一年には原爆後遺症に悩む国民のために医療法を制定され、そしてまた昭和四十四年には特別措置法というものを制定されました。これはもちろん国民合意の上で制定されたものであります。これは原爆という、そういう被害をしたという人たちだけを対象にしているということをおわせ考えますと、国民は、戦争被害の中でも原爆による被害というものについて、これが特殊であり特別の救済を必要とするものであるという、そういう合意が成立していたあかしであらうと思ひます。

しかし、我々が不満に思ふのは、政府はその両法の制定の折、またこれを執行する折に、他の戦争被災者にそれが波及することを恐れるの余り、これは社会保障的な制度である、すなわち、原爆被爆者が現在置かれている困窮状態あるいは疾病に悩む状態という現在の状態に着目して、国家としてこれを見逃すことができないから救済をするんだという、そういう立場に終始してきたというふうに思ふわけでございます。

今回の政府提案の中で、「国の責任」という、今まで使われたことのない、一つ法律に使われて

いることはありますけれども、大変不明確な言葉をお使いになった。しかしながら、三十一年、四十四年のこの原爆二法を最高裁判所は五十三年の判決の中で明確に、この医療法は社会保障の制度とともに、その後ろに、なぜこういう原爆を被爆しなければならなかったかという点をさかのばれば、国が戦争を遂行したというその点に絞られるのではないかとこのことを論及しているわけでありまして、したがって、これを国として、国家補償という、講学上そういうような概念がありますが、そういう立場で、戦争を遂行したということの国の責任を、故意過失というものは問われなければ起った結果については国が全面的責任を負うという、それをまとめて国家補償と言うならば、そういう制度の根底に国家補償の配慮というものが厳然とあるんだということを判決の中で述べました。

また、五十五年の基本懇でもこれを踏襲されまして、広い意味における国家補償の見地に立つて対策は講じるべきである、こういうふうに明確に言われたわけでありまして。

また、五十六年には厚生大臣も、この基本懇の精神を受けて今後はこのような立場で広い意味の国家補償の立場に立つて措置を講じますという約束をされたわけでありまして。

しかるに、今回提出された法案は、そのような三つの立場と相反する、やはり社会保障の立場というものを示さない、そういう立場で立法されているから、我々は非常に不満なわけでございます。裏返して言えば、我々が言っている国家補償の配慮に立つてということは、配慮のもとにということとは、最高裁判決、それから基本懇の答申及び園田厚生大臣の、政府の衆議院本会議場における答弁、この三つの立場とを総合して、そのとおりには我々は基づいてこの法律を構成した次第であります。御理解をいただきたいと思ひます。

〔鈴木俊〕委員長代理退席、委員長着席
○三原委員 裁判でも反対尋問がありますから、政府の方からもちよつとそのことに関して陳述、

開陳するのも当然かと思ひますが、どうでしょう。

○井出国務大臣 お答えをいたします。

今回の新法は、実は再三御答弁しておりますが被爆後五十年のときを迎えるに当たり、高齢化の進行など被爆者の皆さんを取り巻く環境が大変変化しております、そんな状況を踏まえて、与党の五十年プロジェクトの皆さんが大変熱心に御議論くださった、ようやく合意に達した点を踏まえて法案化したところでございます。現行の被爆者対策をさらに充実させ、保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策を講じようとしておるものでございます。

「国の責任において」というような表現をあえて使わせたわけでございますが、これは、こうした今申し上げましたような制度的趣旨を踏まえて、被爆者対策に関する事業の実施主体としての国の役割を明確にし、さらにまた、原爆放射能という、ほかの戦争被害とは異なる特殊の被害に關し、被爆者の方々の実情に即応した施策を講ずるといふ国の姿勢を新法全体を通じての基本原則として明らかにしたところであります。

なお、一般戦災者全部を対象というか、国が何かすべきじゃないかという御議論は、与党のチームの中でも大きなテーマでもありましたし、先ほど申し上げましたように、今回改革の方から提案なさつていらつしやる法案と政府の内容と大きく違つてるところであります、どうもこれは、心情的にはそういう皆さんで手を差し伸べられればいいとは思ふんですが、具体的な問題になりますとこれは実際に無理な話だということ、こういう同じ遺族でも被爆者である方と被爆者でない方に区別せざるを得なかった、ぎりぎりなところだったということをお理解いただきたいと思ひます。

○三原委員 あとはやはり国家の財政の中から何とかしてそれに対する償いをするということでありまして、もう一方、冬柴先生や改革の側から見れば、筋を通してやれということなんでしょうが、私

は、別に井出国務大臣が私と同じ党から出ている大臣だからというわけではないんですけれども、どちらかという結論は言ひますと、私も実は井出大臣の方に気持ちを傾けておるわけです。とはいいいながら、皆さん御承知のように、戦時の未解決問題として一時期かんかんがく議論したシベリア抑留と在外資産の問題、それと軍恩貸です。この問題あたり、実は国の責任というものから考えると、原爆でという、その特殊な爆弾でということだけは差異があります。それ以外のところでは、まさに冬柴先生が最初に言われた、戦争によつて生命財産が侵されたという点から考えると何ら差異もない。そういう人たちに對しては、我々は解決といひますか、もうできるものではない、できないものはできないということ、できてきたわけでは

ない、それに加えて、僕はもう一つここで、私自身が今度の被爆者援護法に賛同するに当たつて、一つだけこれから先思ひをいたしたいかなければならないと思つてゐるのは、アメリカが第二次世界大戦中に直接に上陸してきた沖繩に對して、我が国が他の地域と地域的に別な観点から物を考へてい

ないんじゃないか、考へるべきだと私は思つてゐるわけなんです。沖繩に行きますと、ひめゆりの塔とか健児の塔といふのがありまして、明らかに彼女たちは非戦闘員で、前線から、前線といふかあそこは沖繩全体がもう戦場のちまたになつたわけですから、前線も何もあつたものじゃなかつたわけですが、一歩下がつたところで亡くなつていったああいう人たちのことを考へると、非戦闘員の人たちのことを考へると、ここを一つの機会にして、沖繩で亡くなつた人に対する国の責任というものを對して、私は問題提起してもいいんじゃないか、そんな気がするので、ちよつと政府のそういうことに關する考へ方を聞いてみたいと思ひます。

○井出国務大臣 三原委員おっしゃる沖繩の皆さんに對する思ひは、私も通ずるところがあります。また、広島、長崎の皆さんがこの原爆投下によつて大変なお苦しみをなさつたという点につき

ましても、戦争が国の行為であり、原爆投下により被爆者のこうむつた損失が国家の行為たる戦争に起因するものであることは否定できない、こう私も考へます。しかしながら、戦争という国の存亡をかけた非常事態での行為について、法律論として国の不法行為責任があると言ふことはまたできないんじゃないかな、こう考へております。

○三原委員 この沖繩の問題に關してはここで議論するあれでもないでしようから、また場所を変えて我々は真剣に考へたいとは思つておるところでありますけれども、これも一つの新たな問題提起になる、国の戦争に對する責任に關してなると私は確信するところでありまして。

次に移りますけれども、特別葬祭給付金についてです。死亡者が生じた場合に、そのところで、原爆手帳を持つておる人と持つてない人の差異もありますけれども、もう一つは、何か余りいい言ひ方じゃないけれども、親兄弟、親族がたまたまさか元気で、元氣といひますか長生きした人は、そういう人たちはいい。しかし、何かのかげんで早く亡くなつた人は、死亡者に對して書いてある親族が一人か二人なら一人か二人分だけ、そうでなければ多いということから考へると、何だかそにしくりいかならないものを私は感ずる。やはり亡くなつた人は亡くなつた人に対しての葬祭の給付金であるべきなんじゃないかな、こう私は思ふ。その額は今度の場合には遺族の側が十万円、国債でということですから、何だかちよつとそこをどうししくりしないのですけれども、問題意識を政府の側も野党の方も持たれたらいいかなと思ふ。

○井出国務大臣 三原委員の御指摘というかお考へもわからないわけじゃございませんが、今回政府の考へておるこの対策はあくまでも生存被爆者対策の一環でございまして、したがって、特別葬祭給付金と名づけてゐるわけでございます、弔慰金じゃないのもそこにゆえんがあるわけでございます。したがって、特別葬祭給付金につきまし

ては、死没者の数ではなくて生存者の数に応じて支給されることになるわけでございます。
今申し上げましたように、生存被害者対策として行われるというこの給付金の基本的性格に由来するところを御理解いただきたいと思います。そういつた意味では、親族が多い少ないによって不平等じゃないかという御指摘は当たらないんじゃないかな、こう考えるものであります。

○冬柴議員 我々も三原委員と全く同じ疑問を持っております。我々の案ではそのように遺族の数によって給付金が変わるという立法措置はしなかったわけでありまして、葬祭を行う者一人に對して給付するという意味で現行の葬祭料と同一の構造をとっております。数人遺族がいれば数回葬儀が行われるとは考えられませんので、そのようにいたしました。

○三原委員 これも妥協の産物なんでしょうけれども、しかし、同じ党だからといって別にいつも一から十まで賛成するというものもないわけでありまして。――今後とも審議に協力してくださいね。その点は私自身はやはりしつくりいかなないという気は当然しておることも率直に申し上げておきたいのですが、次に移ります。

政府の案の四十条と四十一条、調査研究、今さつき田口先生が放影研の話をされましたね。それと平和祈念事業という、私はこの辺に実は大いに力点を置きたいと思うわけであります。我々はこの地球上で唯一の被爆国、悲惨な体験を我が国はしたわけであります。その分だけ、今、田口先生が質問なさったときに、この放影研の話、貴重な存在であること、唯一の貴重な存在であることを話されましたが、その面では、これから先、まさに平和事業で祈念するためのモニユメントを建ててみたりとか、そういうことも大切だと思っております。広島に行けば平和ドームが残っていますし、長崎に行けば北村西望さんの平和の像があります。そういうことも私はもちろん大切だと思っております。それと同時に、例えばこの前、原爆の放射能による影響というだけではない、放射

能の影響というのにはあらゆるところでありますから。一つの例が、チェルノブイリの問題が起ったときにすぐに対応、何であつたのかわかりませんが、友好国だからでしょう、キューバあたりが子供たちを呼んでみたりとかいう話を聞いてみたりしましたが、日本にも何人か来られました。が、そういうたぐいのときに最もノウハウを持つておるのが我が国なんでありましてね。

そういう点から考えると、まさに広島、長崎あたりは世界の研究の中心、別に核戦争を予想してやるんじゃないくて、全くそういうことじゃなくて、これから先も、いろいろ賛否ありますけれども、ヨーロッパあたりでも原子力エネルギーに對して国では政策がぐるぐる変わっています。変わつていきますが、そういう中で、万が一ということを考えれば、チェルノブイリだスリーマイル島だなどということがあつたら、ああいうことから考えると、我々は一つの画期的なことをやる中心になれるんじゃないか。

それこそが実は平和祈念事業の中心になるべきだ、そんな考えもあるし、またそういう科学的なことだけではなくて、平和を希求する国民が世界にみえないんだという気持ちからなると、かつての中曽根総理のところですか、十万人留学生計画というのがありましたけれども、ああいうたぐいのスケールの大きいのをお互いに政治学の面とか経済学の面でもやってみる、そういうことをどうやらやることもこの中に込められればいいがなと私は思っております。その点に關しては、野党の皆さん、そしてまた政府の側の皆さんは、何かより具体的に、より建設的に、より夢がある、より希望があるような、何か夢物語りの話くらいでできませんか。

○斎藤(鉄)議員 私三原委員の御提言に大賛成でございます。
我々の案は議員立法でございます。政府案のように詳細に将来の事業について検討しているわけではございません。今考えておりますのは、原爆死没者に対する慰霊事業、それから被爆や原爆

被害に關する資料の収集、保存というふうなことを漠然と考えているわけではございますが、先ほど三原委員御提案のような事業もやっていきたいと思っております。

日本は特にABC、放影研がございまして、日本とアメリカは人体に對する放射線影響のデータでは世界一でございます。特に低い放射線量でたくさんの方が浴びた場合にどういう影響が出てくるかという点については、もう多分日本とアメリカが際立つた研究者がいなくて、現状でございまして、これを踏まえて、これからの原子力時代、また宇宙に行きますと宇宙放射線が飛び交つておりました、宇宙飛行士は多大な放射線を浴びますけれども、将来の宇宙時代に向けてこれらのデータが生きてくるということも考えられます。当然私も提案しております折念事業の中にもそういうものをどんどん取り入れていきたいと思っております。

○井出國務大臣 平和祈念事業につきましては、先ほど山本孝史委員の御質問にもお答えしたところでございますが、原爆による死没者のとうとう犠牲者を銘記し、かつ恒久の平和を祈念するため、原爆の惨禍に關する国民の理解を深めること、また被爆体験を次の世代に伝えること、さらに原爆による死没者に対する追悼の意をあらわすことといったような事業を行うものでございまして、具体的には、原爆死没者慰霊等施設の設置を行うこととしております。

この施設においては、慰霊や平和祈念といった事業に加え、国内外の情報の収集を行つたり、あるいは資料、情報の継承の拠点とするともに、国際協力や交流等によつて国際的な平和のための貢献を行う拠点とすることなども含め、現在その内容について検討を行つておるところであります。が、どうか三原議員におかれましては、前向きな夢のある、楽しい具体的な御提案をいただけたら大変ありがたいと思うわけでございます。よろしくお願ひを申し上げます。
○三原委員 直接この委員会の話と違ひますけれども、一週間ほど前に我が国の外務省が国連で核の問題あたりで提言をしてみたりしましたね。例えばああいうことをやるにしても、もつと諸外国の国際的な政治学者とか、そういう人たちが集まつてやることによつてまた新たなアピールができてみたりする。そんなことから考えると、ただモニユメント的なものじゃなくて、私は、もつといろいろな幅広く、「平和を祈念するための事業」という中にいろいろなもの盛り込んでやるという、そういう前向きな姿勢は大いにあつていいんじゃないかという気がしております。それから、その面では、もうこの法律の運用やそれだけではなく、この法律に固執しなくても、我々はやはり二度と再び原子爆弾による惨禍を地球のどこにも起こさないということが実はこれから先大切なことなんです。そのことを考えてやつていききたい、やるべきじゃないかということも最後に申し上げて、私の質問を終わらせていただく次第であります。

ありがとうございました。

○岩垂委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 まず、原爆被害の特徴について、一九七七年、NGOの被爆問題シンポジウムで、第一に、民衆に逃避の余裕、逃げる余裕を与えない瞬間奇襲性、第二に、一定地域の全住民を殺傷する無差別性、第三に、人間のみならずあらゆる生物及び環境を破壊し尽くす根絶性、第四に、人間生活の命、暮らし、心の全面に被害を与え、人間らしく生きることを奪つた全面性、そして第五に、被害の持続的拡大性の五つの特徴があると報告をされております。

原爆被害の特別に悲惨な実態について、改めて大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○井出國務大臣 お答えをいたします。

広島、長崎の原爆被害は、原爆の熱線、爆風、放射線により、広範な地域で多数の人命を奪ひ、健康上の障害をもたらすなど、悲惨なまわりないものであつたと認識しております。健康上の障害については、直後の急性原爆症に加えて、白血病

あるいは甲状腺がん等の晩発障害があるなど、一般被災による被害に比べ、際立った特殊性を持った被害であると認識をしております。

○岩佐委員 ここに、通産省に委託をされている財団法人原子力発電技術機構、この広報企画室が出している原子力ニューズレター、こういう広報誌がございます。ここでは、「世界で初めて原爆の洗礼を受けた同地。」そこで、「広島に燃えるアジア競技大会の聖火。」こういうものが行われるのだということで、その受けた同地、「被爆のイメージを極力抑制した大会の演出がさわやかです。」こういう文言がありました。これについて、非常に不適切である、そういう批判を受けて回収をされました。これは十月号でありまして、ちょうど私の事務所にもこれが送られてきて、そして、回収をいたしますという、そういう「お詫びと回収のお願い」という文書も来ております。

私は、本当にこれを読んでひどいなというふうな思いしました。「被爆のイメージを極力抑制した」、そういう演出がさわやかだ、こういう表現というのは、二度と再び被爆者をつくらない、そのために被爆の実態を多くの人に語り継ぐと、みずからの苦しみ、悲しみを乗り越えて活動しているという被爆者の気持ちを本当に踏みにじるものだ、そう思いました。こういうことはもう許せないというふうに思いますけれども、厚生大臣としてこのことについてどうお考えになられるか、伺いたいと思います。

○井出閣務大臣 御指摘の件につきましては、私も新聞報道等で承知はしておりますが、先生おっしゃるように、被爆者の方々の心を傷つけたまことに遺憾な事態であった、こう思っております。

○岩佐委員 私自身非常に感動しました報道について、ちょっとここで御紹介をしておきたいというふうに思うのですけれども、四十九年たつて初めて被爆体験を証言された方の例であります。この方は、ことしの原水爆禁止九四年世界大会、そ

の大会の国際会議の分科会でみずからの体験を語った方でありまけれども、六十八歳の女性の方です。

この首をみて下さい。左の首から胸、いまでもケロイドになっております。そして、顔も。戦後、お見合いをして、「だれがあなたをお化け」と、三回断られました。

四十九年たつて、今度初めて話したんですよ。だれにも、七年前に亡くなった主人にも話さなかった。さわりたくない、過去には。あの日の真つ青な火を思い出すだけで怖くなる。目をつむれば、あれがみえるんです。

同級生や友だちも、ようけ死んでいました。私だけ生き残ったのが、なにか申し訳ないという気持ちになる。まわりを見回せば私などまだ幸せな方だっただけで、それがヒロシマなんです。それが原爆なんだ、ということを知ってほしい。

この方は、広島市の爆心地から一・二キロの軍需工場で被爆をしたわけですが、四日後でした。兵

意識をとりもどしたのは、四日後でした。兵隊さんの話では、次から次にできる死体の山を、油をかけては焼き、かたづけられているときに、死人の山のいちばん上まで手や足が動いているので、生きているのではないかと熊手で引き下ろしたのが私だったそうです。その兵隊さんは「ほんの二、三分遅ければ灰になるところだった。あなたは本当に命びろいでした。」

そういうふうに言われたそうです。こういう被爆体験は、私は、やはり本当に語るときは勇気が要ったと思います。そして、だからこそ、聞いた皆さん、私は直接聞いたわけではなくて新聞報道で知ったのですけれども、涙があふれて仕方がありませんでした。多くの人々の心を揺さぶっているんだというふうに思います。

私たちは、こういう過去の本当に悲惨な事態というのを語り継いでいかなければいけないし、決していつときも忘れてはならない。それを何かという、被爆のイメージを極力抑制するなどとい

うそんな表現というのは本当にもつてのほかだというのを改めて思っている次第です。大臣もそういうお気持ちだということでありまので、次にちょっと伺っていきなさいと思います。

ことしの六月の本委員会、国際司法裁判所が核兵器の使用は国際法違反ではないか検討してほしいと各国政府に意見を求めたことに関連しまして、当時の大内厚生大臣の見解を私はこの委員会でも伺いました。大内厚生大臣は、核兵器の使用は、これまでの国際法規の精神に照らしまして、そのような大量殺りくあるいは大量破壊の兵器は使用してはならない、細菌であるとかあるいは化学兵器といったようなものは国際法上禁止されているもので、核兵器はそれらに大きくまさるものも劣らないものでございまして、そのようなものが国際法上使用されてはならないということが国際法の精神である、そう答弁をされました。

改めて井出閣務大臣に、この問題について伺いたいと思います。

○井出閣務大臣 核兵器の使用が国際法上違法かどうかというのが六月の時点で問題になったことを、私も記憶しております。厚生省として判断を申し上げる立場にはなく、この解釈は外務省にゆだねるべき問題だとは思いますが、しかしながら被爆者対策を所管する厚生大臣といたしましては、世界で唯一の被爆国の日本でありまして、この厚生大臣としての立場から申し上げれば、核兵器の使用は人道主義の精神に反するものであり、二度とあつてはならないことだと考えております。

○岩佐委員 これは皆さん御承知のことだと思えますけれども、一九六三年の東京地裁の判決では、

広島、長崎両市にたいする原子爆弾の投下は、戦争に際して不要な苦痛を与えるもの非人道的なものは害敵手段として禁止される、という国際法上の原則にも違反すると考えられる。原子爆弾のもたらす苦痛は、毒ガス以上のものといつても過言ではなく、このような残虐な爆

弾を投下した行為は、不必要な苦痛を与えてはならないという戦争法の基本原則に違反しているといふことがございよう。

と云っているわけでありま。

そういう意味では、アメリカによる原爆投下は国際法違反であるというふうに思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

○井出閣務大臣 御質問の点につきましては、判例等によれば、国が被爆者に対し法的に補償を行う責任を負うものではない、こう言われていると承知しておりますが、原爆被害という、他の戦争被害とは異なる特殊な被害であることにかんがみ、国の責任において被爆者に対する総合的な保護対策を推進していかなくてはならぬ、こう考えております。

○岩佐委員 国際法違反の行為によつて生じた損害に対してアメリカ政府に賠償を要求する権利があつたにもかかわらず、日本政府は、サンフランシスコ条約によつてアメリカ政府に対する損害賠償請求を一切放棄をいたしました。日本政府がアメリカ政府にかわつて被爆者とその遺族に賠償責任を負うのは当然だと思ひます。また、原子爆弾の被害は、国が国民に強制した戦争の結果生じたものです。その点からも国家補償の立場に立つたそういう援護を行うべきだ、私はそう考えます。その点について、改めて伺ひたいと思ひます。

○井出閣務大臣 御質問の点につきましては、先ほども申し上げましたように、国際法上の解釈にかかわる問題であり、厚生省としてはお答えすべき立場にはない、こう考えております。

○岩佐委員 先ほどから論議をされているように、政府案の「国の責任」というのは、これは原爆被害者対策基本問題懇談会の報告に沿つたもので、国家補償の立場、国家補償の考え方は含まれない、そういうものだというところですけれども、国家補償の被爆者援護、これは原爆被害者に対して、さきに述べたような国の責任を認めて、さらに絶対に繰り返してはならない、そういう立場か

ら償いを行うものだというふうに私は思います。
国家補償に基づく被爆者援護法の制定、これは、被爆者とはもとより、二度と原爆の被害を繰り返してはならないと誓う広範な国民の長年にわたる切実な要求なんです。国の戦争責任を示すものとして「国家補償に基づく」と、そのことを明記してほしい、これが多くの皆さんの願いなんです。そのことに本当に真つ正面から国がこたえるべきだ、私は改めてそう思うのですけれども、いかがでしょうか。

○井出国務大臣 「国家補償」という用語につきましては、どのような概念を指すものか確立した定義がないことから、被爆者に対する給付を内容とするこの新法においてこの表現を用いますと、国の戦争責任に基づく補償を意味するものと受け取られる可能性が強いこと、また、その場合には、被爆者に対して国の戦争責任を認めるのであれば、一般戦災者の皆さんとの均衡上の問題が生じること等の理由を考慮した結果、今回の新法には「国家補償」の語を盛り込むことは適当でないと連立与党のプロジェクトチームも合意されまして、私も、従来からの経緯に基づきまして、同様、適当でないと考えている次第であります。

○岩佐委員 私は、政府が「国家補償」を明記しない、そのことの考え方の基礎には、核兵器廃絶というきつぱりしたそういう政策を持つていない、あるいはそういう姿勢をとり切れない、だからじゃないかなというふうに思うのです。

例えば最近、国連の第一委員会での非同盟諸国の提案による、核兵器使用、威嚇は国際法違反とする裁定を国際司法裁判所に求める、そういう決議、これに対して日本政府は棄権をしました。これが十九日です。それから一方、アメリカの核独占を容認する核不拡散条約、いわゆるNPT条約ですが、この無期延長を支持した核兵器の究極廃絶決議をみずから提案をする、こういう姿勢をとっている。これが私は、その根底にある大きな問題じゃないかというふうに思っているのです。

その点についていかがでしょうか。

○井出国務大臣 私ども政府の国連代表が、過日、あれは十八日でしたか、国連の第一委員会におきまして核軍縮決議案を提出し、採択されました。これは、被爆後五十年を迎えるに当たり、被爆国である日本の提案によって、まことに私は時宜を得たものだと思いますが、日本単独で出したのも初めてでございましたし、圧倒的な賛成百四十、反対ゼロでしたか、棄権は八だったと思いますが、そういうことでおわかりいただけるように、決して日本政府が核廃絶に不熱心とか望んでいないということはないということを御理解いただきたいと思います。

○岩佐委員 非同盟諸国が核兵器について、この使用、威嚇は国際法違反である、そういうことで司法裁判所に対して裁定を求める、そういう決議を棄権をする、このことがどうして核兵器の廃絶をちゃんとやっているということになるのですか。

あるいは、NPT条約については、これはアメリカが核を持つ、あるいは今核を持っている人たちが核を独占をする、そういうものではないか。不平等条約だというそういう非常に大きな問題がある。それについて、唯一の被爆国である日本が、核を持つという、アメリカが持つたり、今核を持つている人たちが核を持つことを容認するということのようなものを率先して決議をしたり、いろいろ延期することを提案したりとかということ、これはもう論外だというふうに思っています。

この問題だけで私は委員会でも議論をするつもりはありませんので、そのことは指摘をして、次に進みたいというふうに思います。
改革の皆さんの対案にちよつと質問させていたいただきたいのですけれども、改革が提出された対案の「国家補償の配慮」という、こういう言葉は、これも最高裁判決で使われているわけですから、政府案の「国の責任」というものとどういうふうに違ふのかという疑問なんです。

皆さんの提案の趣旨説明の中には、「現行二法も社会保障と国家補償の二つの側面を有する複合的性格を持つている」ものだというふうなことで、現行二法のことをそういう位置づけをされておられるので、これと政府案とどういうふうに違ふのか、ちよつと改めて伺っておきたいというふうに思っています。

○冬柴議員 このような悲惨な原爆被災者が受けた損害というものを、それを現時点の人たちの状態をとらえて、その人たちが原爆後遺症に悩んでいらつしやる、そしてまた生活上も困窮であり、そして老後、孤独の中で五十年を過ごされたという悲惨な状況だけに着目して、そしてこれを社会保障的な観点からとらえるというのが政府の立場のように思われてならないわけでございます。その点は、基本懇もそのように指摘をいたしております。

我々は、そうではなく、そのような被害を受けた原因をさかのぼったときに、そこには国家の戦争遂行行為というものがあつた、この事実を見た上で、国家が国家補償の配慮のもとにこれの損害を相当の範囲で補償する、そういう立場にならなければならぬ。すなわち、何が原因であつたのか、その原因をどう評価するのか、そして今の状態とどう関連づけて考えるのか、そういう点を我々は、国家補償の配慮のもとにいうふうにあらわしているわけでございます。その点に政府案は欠けるところがあるというふうに私は思っているわけでございます。

○岩佐委員 過日、参議院で可決をされた野党の共同提案、ここには、国家補償の精神に基づくというふうになっているわけですね。これとの違いはどうなんでしょうか。

○冬柴議員 確かに「国家補償の精神に基づき」というふうになっておりました。その後、最高裁判決が出たこと、あるいはこの言葉自身が、国家と特別権力関係にあつた、すなわち、使用関係にあった人々の被使用人の損害というものを補償する法律で二度使われている、そういうようなことを

を考えまして、今回我々は最高裁判所のつたこの判断、これを採用させていただいた次第でございます。

○岩佐委員 さらにもう一つ、年金について伺いたのですが、被爆者年金は、手当を受給している被爆者に支給されるということになる案になっていますけれども、被爆者の中には、全被爆者に年金を支給してほしい、こういう強い要求がありますけれども、こういう要求に対してはどうお考えでしょうか。

○斎藤（鉄）議員 今回の我々の提案は、基本懇答申の趣旨に沿っております。つまり、被爆による放射線障害の実態に即して、必要の原則に従いまして適当な救済措置を講ずるという観点から、参議院を通過したあの被爆者援護法と異なっている、そこを見直したということでございます。

○岩佐委員 次に、被爆者は原爆投下から十年の間が一番苦しかったと言っています。一九七七年に出されたNGO被爆問題シンポジウム報告書で被爆者のさまざまな訴えが紹介をされているわけですが、けれども、原爆のゲンの字も言わせてもらえなかった、そういうことを言う、国賊みたいな、あるいはアカだと言われて家族はつらい目をした、血を吐いて死ぬ、あるいは胃潰瘍と病名をつけられるし、血便出したら疫病だと言われ、無傷の人はみんな心臓病という病名をつけられた、十年間に広島、長崎の被爆者は、病名をごまかされて死んだ人がどんなに多かったか、私は、何と云つてもその十年間の被爆者の犠牲が最も大きいと思うと証言をしています。最も心身の障害が進行し、不安定な状態にあつた上に、物資の不足、インフレの進行、治療費の自己負担により、多くの被爆者は治療を受けられず、塗炭の苦しみの中で亡くなりました。

大臣にお伺いしたいのですが、被爆後、長年にわたつて被爆者を放置し、その苦しみを増大させたそういう責任についてどうお考えになっておられるか、また、特別措置法ができるまでの間に死没した被爆者は何人になるか、その点もあわせて

お答えをいただきたいと思ひます。

○井出国務大臣 昭和二十年代、確かに、被爆された皆さんがその後大勢の方が亡くなりになったのも期間的には一番多い時期だったと思ひますし、敗戦直後の大変な時代でございましたから、その苦しみは大変だったというところは十分理解をいたしますし、国としても何とかやれなかったかなという思いもないわけではございませんけれども、しかし、あの二十年代の我が国の経済状態、国民一般の生活水準等を考えますときに、なかなか特別な施策を行うことは困難でもあったのかな、こんなふうにも考えておるところであります。

国としては、被爆者の方々に對し、原爆医療法制定までの間、一般の社会保障制度の中で救済措置を講じてはおりましたから、何もせずほったらかしていたというふうには言えない、こんなふうと考えております。

なお、具体的な死没者の数等は、担当局長からお答えいたします。

○谷(修)政府委員 被爆によります死没者の数というところにつきましては、正確な数はわかっていないわけですが、幾つかの調査をもとにいたしまして推計をいたしますと、今おっしゃいましたように原爆特別措置法が制定されるまでの間の死没者数ということでは三十万人から三十五万人程度ではないかというふうに推計をしております。

○岩佐委員 原爆によって亡くなられた方は四十五万人とも言われていますけれども、死没者名簿に掲載されている方は約三十六万人程度、六十年に死没者調査を行つて以来、本格的調査は実施をされておられません。特別葬祭給付金の支給対象が二十三人から二十八万人、こういう非常に幅のあるものであります。これは、いかにその実態をつかんでいないかということを示しているのではないかとこのように思ひます。

死没者の実態、名簿についてこれを機会にしっかりと把握をすべきだ、そう思ひますけれども、

その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○谷(修)政府委員 政府案の中での特別葬祭給付金の給付対象者、これは基本的には現在生存されている被爆者の方が基本になるわけでございまして、それはこのし、平成六年三月末で約三十三万人でございまして。ただ、今お触れになりましたように、それらの生存被爆者の方で、政府案が示しておられますような遺族の方で、被爆者で亡くなられたという方がどれくらいかということについては、いろいろな調査をもとにして推計はしておりますが、先生もちょっとお触れになりましたように、七割から八割ぐらいというふうな数で推計をしているところでございます。

なお、死没者の数につきましては昭和六十年に調査をいたしておりますけれども、来年さらにまた実態調査をするということをご予定いたしておりますけれども、その中で補完的な調査もしていくというところを予定いたしております。

○岩佐委員 特別葬祭給付金、これは原爆投下時までさかのぼって支給される、そういうことになりました。このことは私も前にも申し上げたことと評価をいたしておりますけれども、生存被爆者対策として位置づけられているために、先ほどからも議論になっていますが、被爆者でない遺族には支給されないわけですね。

調布市に住んでおられる光広さんという御夫妻の例ですけれども、当時広島に住んでいて、御主人は出征中だったのですけれども、御主人のお父さん、お母さん、それから祖父、弟さんや妹さん、そして奥さんの九人がいたわけですが、原爆によってお父さんと奥さんだけが助かって、その後、お父さんも歯茎から出血や頭髪が抜けるなどの症状があらわれて寝たきりになった後、亡くなつてしまいました。この光広さんの例で言うと、八人も亡くなつておられるのに、御主人は被爆者でないため対象とならなかった。そしてまた、奥さんは血族でない、そういうことでまた今度の支給対象にならないということになつてしまふので

すね。

こういう方は当然支給すべき人になるというふうに思ふのですけれども、そういう点、いかがでしょうか。

○谷(修)政府委員 先ほど来御説明をさせていただいておりますように、今回の特別葬祭給付金というものは、死没者の方々と苦難をともにした遺族の方であつて、自身も被爆者であるという、いわゆる二重の犠牲に着眼をして生存被爆者対策の一環として実施をするものでございます。この考え方につきましては、先ほど来お話のありますように、一般戦災者との均衡の問題、そういったようなことが与党の中でいろいろ議論をされて、ぎりぎりの範囲内でこの制度、生存被爆者対策としてやるということでございます。

そういう意味では、今お話のございましたようなすべての被爆者の遺族の方に支給をするということではございませんので、この特別葬祭給付金が支給されないという方がおられるわけではございますが、この政府案におきましては、こういったような死没者の方あるいは遺族の方々に對しましては、平和を祈念するための事業ということの中で国としてそれぞれの方々のような犠牲を銘記し、またあわせて追悼の意を表してまいりたい、このように考えているわけでございます。

○岩佐委員 東京の被爆者の方の声があります。「父母の死を国が認めてくれて嬉しい。でも知り合ひに貰えない人がたくさんいる。広島にいたらもらいにくかった。東京にいてよかった」と言っておられるわけですね。

被爆後十数年の間に亡くなった方と苦勞をともした遺族に弔慰のための給付金、これが差別がある、そういうことで、本当に遺族の中で大きくしゃくが起るということになるわけですね。これは私は何か、今の御答弁を伺つて、冷たいな、実態に合わないな、そのことを本当に改めて思ふのです。金額的にもそんなに大きな差になるわけでもないでしうし、原爆被害という特殊性にかんがみて、本当に、そういう遺族の中に差を

つくるような、そういうことはやるべきではないというふうに改めて思ひますけれども、その点いかがでしょうか。

○井出国務大臣 再三御答弁申し上げておるわけですが、なかなか先生のお気に召さない答弁になつて恐縮でございしますが、生存被爆者対策の一環として考えておるものですから、これが制度としてはぎりぎりの範囲内だと申し上げる次第であります。

○岩佐委員 そのところは納得をしない。私のお気に召さないということではなくて、やはりそういう被爆者の遺族の方々、あるいは国民が見てもおかしいというふうに通うことだと思ひます。

次に、被爆二世のことについて伺いたいと思ひます。先ほどちょっと触れられましたけれども、三年前に発表した被爆二世調査では、四人に一人は健康に自信が持てないと思ひます。体がだるい、腰痛、胃腸が弱い、風邪を引きやすい、病気が治りにくい、貧血など、さまざまな異常を訴えておられます。みずからの子供あるいは被爆三世への不安、そういう不安を持つておられる方は六五%にも達しています。被爆二世健康だけじゃなくて、被爆者調査と併合した被爆二世の実態調査を行う、そういう必要があると思ひます。また医療の給付の対象にするなどの措置を考へるべきだというふうに思ひますけれども、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○谷(修)政府委員 先ほど来御議論があつたところでございしますが、被爆者の方の二世の方につきましては、過去、長年にわたつて主として放射線影響研究所を中心として研究調査をやつてきております。ただ現在までのところ、原爆によります放射線の遺伝的影響というものは医学的、科学的には認められていないということでございます。具体的には、例えば成長の問題、あるいは発達の問題、あるいは死亡率の問題等の調査

をやつてきております。また現在では、遺伝子についての研究も一九八五年から実施をいたしてきておるところでございます。

そういう意味で、被爆二世の方に対して新法を適用するということは私どもは考えていないわけですが、ただ被爆二世の方に対しては、従来から希望者の方については健康診断を実施をしてきておりまして、この施策については今後とも引き続き実施をしていく予定でございます。

○岩佐委員 医療特別手当の支給を受けている方は今二千五百人です。特別手当受給者は千五百八十一人で、全被爆者のそれぞれ〇・六％、〇・五％にしかすぎません。なぜこんなに少ないのか、また認定率はどの程度になっているのか、その点について伺いたいと思います。

○谷(修)政府委員 医療特別手当あるいは特別手当というのは、御承知のように、原子爆弾の放射能に起因する負傷あるいはまた疾病に現れなかったおられる方に特別に支給されるものでございまして、学識経験者によりまして審議会の意見に基づいて認定を行っております。数字につきましては、今先生がお触れになったとおりでございます。

この放射能に起因することが明らかでない場合を除きまして、被爆放射能との関連がある障害にかつておられる被爆者である方には、別途健康管理手当の支給が行われておりまして、この健康管理手当については現在二十四万人の方が支給をされております。

認定率でございますが、平成六年度におきましては、申請件数が二百九十件に對しまして、認定件数が百五件となっております。

○岩佐委員 原爆による認定疾病患者となるには大変な厳しい条件がつけられている、これはもう広く知られているところなわけですね。こういうふうな言われているのですね。「がんや白血病で片足を棺おけに突っ込まない」と認定されない。本当にひどい話だと思ふのです。

それで、これもある新聞で紹介されたのですけれども、五十九歳で亡くなった原爆孤児の方ですけれども、この方が、この問題について遺族の方が告発をしております。

この五十九歳で亡くなった方は、十歳のときに被爆をしております。広島で被爆をしているわけですが、「十歳の少年を襲った原爆は、この方を「孤獨、差別、病気に追い込み、ついには命までも奪い去りました。国は、親たちの死への償いも、福田さんの苦難への償いもしませんでした。五十九歳の命を閉じるまで、国が福田さんをすずんで助けたといえるのは、被爆後二カ月間、炊きだしのおにぎりだけです。」こういう方なんです。

この方が原爆症だということで認定されたのは亡くなった後でした。そういう本当に悲惨な例があるわけで、こういう方のような例を二度と繰り返さないためにも国は誠意を持ってこの事態に取り組みべきだ、そのことを私は指摘をしておきたいと思ふ。

何かあれば答弁をいただきたいと思ふますし、大臣の決意でも結構です、ぜひ前向きにこの問題については取り組んでいただきたいというふうに思ふます。いかがでしょうか。

○谷(修)政府委員 今の特別手当の認定ということにつきましては、放射線の影響が現にあった者に対する特別措置ということで位置づけられておりまして、そういう意味では放射線の影響があるということが重要な要件の一つでございます。これにつきましては、被爆の状況とあわせて疾病の状況等を原子爆弾医療審議会において総合的に判断をいたしているところでございまして、その認定に当たっては今後とも適切にやっております。

○岩佐委員 もう一問、最後にちょっと伺いたいと思ふます。

相談事業が法定化された、これは非常にいいことだと思ふますが、これを機に国の相談事業費を増額すべきだと思ふます。

また、被爆者が少ないところほど制度が知られていない。概要要求ですべての都道府県に拡大することとしていますが、ぜひこの点、実態を調べながら拡充充実をさせていっていただきたいというふうに思ふます。

さらに、日本被団協の原爆被爆者中央相談所、ここにも補助金を出してほしい、そういう要求があるわけですが、その点あわせてお答えをいただきたいと思ふます。

○谷(修)政府委員 この相談事業につきましては、昭和五十三年度から実施をしておりますが、現在までのところでは被爆者が五千人以上おられる都道府県で実施をするということになっておりますが、来年度においてこれを全都道府県で実施できるように予算の要求を現在しているところでございます。

なお、この事業は都道府県が実施をする事業という形で位置づけられておりますので、今お話のございました被団協の実施する相談事業に助成をするということは考えておりません。

○岩佐委員 終わります。

○衛藤(展)委員 衛藤展一君。

府案及び改革案について、基本的な論点に絞ってお尋ねをいたします。

まず最初に、府案の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案についてお尋ねをいたします。

御承知のとおり、昭和二十一年に広島及び長崎に投下された原子爆弾は多数の人々の命を瞬時に奪いました。また、一命を取りとめられましたが被爆者にも生涯にわたる重たい傷痕と後遺症を残したのであります。こうした原爆放射能による健康被害に苦しむ被爆者の方々に對し、政府はこれまでいかに苦しむ被爆者の方々に對してさまざまな施策を講じてきたところでございまして、他方、被爆後五十年近い時間が経過し、被爆者の方々の高齢化が著しく進んできております。このような状況を踏まえまして、与党におい

て真摯で責任ある論議を積み重ねた末、十一月の初旬に与党三党の合意を見たところであります。これを踏まえて、今回の府案は被爆者対策を大きく前進させるものであり、現状で考え得る最善のものであるというぐあいに私は確信をいたすものであります。

そこで、まず府案の制定の趣旨、それから基本的考え方について伺いたいと思ふます。

○谷(修)政府委員 今お話ししましたように、被爆者対策につきましては、これまでいわゆる原爆二法に基づいて各般の施策を講じてきたところでございまして、今般、与党におきましてプロジェクトチームの結果を受けて、高齢化の進行など被爆者を取り巻く環境の変化を踏まえ、現行の施策を充実発展させた総合的な対策を講ずるというこにいたしましたわけでございまして、今回の新法は、こうした状況を踏まえまして、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて国として原爆死没者のとうとい犠牲を銘記するものでございまして。

具体的には、被爆者対策の実施主体としての国の責任の明確化、特別葬祭給付金の支給、平和を祈念するための事業の実施、また諸手当にかかわります所得制限の撤廃、従来予算措置で行ってまいりました福祉事業の実施及び補助の法定化、調査研究の促進等をその内容としたものでございまして。

○衛藤(展)委員 次に、その府案の前文にございまして、私どもも今回の経過につきましては、余り普通の法律では見られないけれども、ぜひ前文を入れようではないか、そして、大変な苦しみを受けてられて、そういう中で一瞬のうちに命を失った方々、あるいは長い間いやすことのできない傷痕と闘いながら、後遺症に苦しみがら命をなくした方々、そういう方々に対して心からの慰霊の気持ちを含めて法律の中に盛り込むべきである、

また、長い間苦しまれた方々に対して本心に心から大変でありましたねと、そして御苦労までございませうという慰労の気持ちを込めた前文をつくるべきである、法律の中に盛り込むべきであるという言葉を当初より主張されていたこと、そして、さらにはそのことを通じて核の廃絶と恒久平和を祈念したい、一つの大きなスタートにしたいという意味を込めてということでこの前文を盛り込むことを主張していただきました。

この政府案の前文の中におきまして、「国の責任において」と総合的な援護対策を講ずるということが新たに規定をされているわけでありすが、この表現は今までの原爆二法では用いられたことがないのでございますが、この場合の「国の責任」とはどのような意味であるのか、また国の戦争責任を意味するものかということについてお尋ねをいたします。

○谷(修)政府委員 今回の新法は、被爆後五十年のときを迎えるに当たって、被爆者を取り巻く環境の変化を踏まえ、現行の被爆者対策を充実発展させる、あわせて保健、医療及び福祉に対する総合的な対策を講ずるということを基本的な考え方といたしまして、この新法におきましては、特にこの前文の中に「国の責任において」という表現を盛り込みましたのは、そうした制定の趣旨を踏まえまして、被爆者対策に関する事業の実施主体としての国の役割を明確にし、原爆放射能という、他の戦争被害とは異なる特殊の被害に關し、被爆者の方々の実情に即応した施策を講ずるといふ国の姿勢を新法全体を通じて基本原則として明らかにしたものでございまして、この「国の責任」という言葉自体は、事業実施の主体としての国の役割を明確にしたものでございまして、したがって国の戦争責任を意味するものではございません。

○衛藤(忠)委員 次に、改革案の原子爆弾被爆者援護法案についてお尋ねいたします。

改革案では「国家補償的配慮に基づき」というぐあいに前文に規定をされておりますが、この

場合の「国家補償」とは国の戦争責任に基づく補償を意味するものなのか、また、国の戦争責任に基づく補償を意味するものでなければ、国のどのような責任に基づくどのような性格の補償を意味するのかということについて提案者の明確な御所見をお伺いいたします。さらに、その意味がこの法案のどの部分で具体化されているのか、明らかにされているのかについてもあわせてお尋ねします。

○冬柴議員 「国家補償的配慮に基づき」という言葉は、先ほど来何回もお答え申し上げておりますように、昭和五十三年の三月三十日の最高裁判所第一小法廷判決、この中で明確にこの言葉が使われております。また、五十五年のいわゆる基本懇の報告の中にも、「広い意味における国家補償の見地に立つて」対策は講ずべきである、こういう言葉が使われておりまして、「国家補償」という言葉がこの文章にあります。また、五十六年、園田厚生大臣は、衆議院の本会議でも、この基本懇の答申を受けまして、今後この被爆者対策というものは広い意味における国家補償の見地に立つて講ずべきものであると考えます、このような答弁をしていられるわけでありまして、我々はこのような有権的判断あるいは政府の行政的判断、こういうものに依拠いたしましてこれを使つたものであつて、決して目新しい言葉ではありません。

それから、それが国の戦争責任を認めるのか、この問題でありますけれども、我々はそれのように思つておりません。責任を認めるという意味を込めて使つたわけではございません。講学上、いろいろ、国が公権力行使の場面において私人に対して損害を与えた場合、これをどう補てんするかというのにはいろいろな考え方があります。国家機関の中に故意過失があつた場合には、憲法十七条による国家賠償法という法体系によつてその損害は補てんされます。また、国家の行為が適法であつた場合には、憲法二十九条三項による損失補償という法体系によつてこれが補てんされると考えます。しかしながら、今回のよう

に、国家の行為、戦争行為、遂行行為というものは高度の統治行為であります。そういう意味で、それについてその適法性とかあるいは故意過失というものを考えるまでもなく、その結果起こつた結果あるいは引き起こされた危険、こういうものについて国が相當の補償をしなればならないという法意が国家補償の、いわゆる講学上使われている国家補償というものの法体系であります。我々はそのような意味でこれを使つておりますし、最高裁の判決あるいは基本懇の答申の中の説明書もそのような意味合いで使われているものと考へておりまして、決して、これは国の戦争責任を真正面に認めて書かれた言葉ではない、このように理解をいたしております。

○衛藤(忠)委員 大変ありがとうございます。私は、そういう意味であるのであつた、この「国家補償」という言葉を入れるということは極めて大きな誤解を招くと思ひますね。

冬柴先生は、先ほどだれかの質問に答えて、例えば最高裁判決を引用いたしまして、そしていわゆる戦争遂行主体であつたというぐあいに言ひましたね。そのときに、戦争を始めた責任ということをちよつと云つてゐるのです。戦争を始めた責任が国にあつて、そして戦争遂行主体であつたという引用をしてゐる。

ところが、最高裁判決には、戦争を始めた責任だとかそのような形のいわゆる不法行為責任に基づく賠償みたいなことは一言も書いてないのです。御承知のとおりであります。今そうでありませんよとはつきり言われた。ところが、先生みずから各答弁の中では、戦争を始めた責任は国にある、そして戦争遂行主体であつたから国家補償という言葉を使つたんだというぐあいに答弁されているのです。

このように極めて大きな誤解を招きやすいのです。それは、いわゆる国家補償という言葉の中に非常に多くの意味を含んでいる。含んでいるゆゑに、いろいろな方がいろいろな思いを込めてこの国家補償という言葉を使うものですから、どうし

ても、本当に先生が今のうちに、そのような国の戦争責任とかそういうことではないということをはつきり言われるのであればあるほど、そうではないということを確認しなければいけないと思ひますね。そのことを基本懇ははつきりと言つてゐるわけですね。ですから、基本懇の方は、そういう立場では、いわゆる「広い意味における国家補償の見地」ということは、戦争遂行に關する国の不法責任を是認したり、あるいは賠償責任を認めるといふ趣旨ではありませぬよ、あくまでも一般の戦争被害とは、損害とは一線を画すべき特別の、大変苦しい苦しい放射能被害であつたという事態に照らしてやるんですよ、その結果に照らしてやるんですよといふことを言つてゐるのです。が、どうですか、その点。

○冬柴議員 ですから、我々は最高裁判決及び基本懇の答申を踏まえてこの法案を立案したものである、このように申し上げてゐるわけでありまして、あなたの説かれた基本懇のその後、国家が戦争遂行したその結果生じた結果責任、括弧して「危険責任」といふふう言つてゐたと思ひますけれども、それに対して補償する、そういう考え方がその中に盛り込まれてゐるのでありまして、我々が今答えてゐることは何ら矛盾してゐないし、それからまた誤解の生じようもないほど有権的判断が示されてゐるわけでありまして、むしろ「国の責任」という言葉こそ非常に不確かでありまして、今まで、いろいろなその立法過程における妥協の結果使われたことが一例あるようでございます。

未帰還者留守家族等援護法、昭和三十四年、この中に「国の責任において」とたしか書かれてゐると思ひます。いろいろな言葉が使われてゐます。台湾住民用慰金法は「人道的精神に基づき」と書かれてゐますし、それから戦傷病者戦没者遺族等援護法とか戦傷病者特別援護法には「国家補償的精神に基づき」といふ言葉が使われておりました。

我々はそういういろいろな言葉の中で、この原

爆二法は今後どう措置すべきかという基本理念を厚生大臣の諮問機関である基本懇が明確に、今後は「広い意味における国家補償の見地に立つて」措置を講ずべきだ、こういうふうに言われて、園田厚生大臣もそれを認められたわけですから、我々がそれを使うことが、決して委員が心配されるような結果を招くものでない、そういう確信のもとに今回使っているわけでありまして、御理解をいただきますと思います。

○衛藤 委員 誤解を招く心配があるからこそ言っているわけですね。ですから、仰せのとおりに国家補償という言葉はいろいろな意味で、先ほどから説明ありましたように、不法行為責任に基づく損害賠償だとか、あるいは適法行為に基づく損失補てんだとか、それから最後に今お話もございましたが、使用者として行う補償という意味もあります。それから、結果責任に基づく補償という、これでもって言っているんだということですね。ところが、そうすると、一般戦災の方にはどういうぐあいにされるんですか。

○冬柴議員 先ほど来申し上げておりますように、戦争行為というのは許すべからざる行為ではありますけれども、国民に多かれ少なかれ、程度の差こそあれ、その国民の生命、身体、財産に対して重大な損害を及ぼすものでありまして、一般的に見れば、その戦争の損害というものについては国民が受忍しなければならない場合が多いと思えます。国家がそれを賠償するということは、国民の税金でそれを賄うわけですから、多くの人が損害を受けた以上、それをてん補するというのは非常に困難な場合がありますから、基本懇も言っているように、それは受忍をしなければならぬ場合があります。

しかしながら、今回の原爆という、人類がかつて経験したことの無い、このような非人道的な兵器によって非常に多くの人に、大量にして、そして耐えることのできない質的な、今まで経験したことのない残酷な非人道的な結果をもたらした、そして、戦後五十年たつ今日もおその傷痕

はいえていない、ますます苦しんでいる、こういう事実を国民は納得をして、昭和三十一年には原爆被災者に対して医療法を制定したではありませんか。また、四十四年には特別措置法を制定したではありませんか。これは国民の総意でありまして、原爆という非人道的な兵器が使われた結果生じたその結果に対して国民が共有の財産で、税金で、その人たちのだけの犠牲にしてはならない、我々で少しでもてん補しようという、こういう国民のコンセンサスがあったからこそ原爆二法は制定されたのではないのでしょうか。

そういう意味で、今回戦後五十年を迎えるに当たって、なお皆様方が足らざることを主張されて久しいこの問題について、我々は、この二法を統一をし、そして、足らざることを補って一つの法体系をつくっていかう、こういう考えであります。御了解いただきたいと思えます。

○衛藤 委員 ちよっと答えになってないと思えますけれども、恐らく明確に答えられない。恐らく、他の戦争被害の方に関しては受忍できるものである、それに対して行わないんだという意味だと思ふんですね。そうしますと、今回の場合は、直爆で亡くなった方の遺族に出さうという皆さんの案ですね。そうすると、それと国家補償という言葉が結びつくようになりますか。

○冬柴議員 東京大空襲で焼夷弾直爆を受けて亡くなった方、また、艦砲射撃で一家全滅になった方がいられることはわかっておりますし、私も満州で大変な戦争被害を受けた体験を持っております。母も亡くなりました。しかし、そのような戦争被害は、先ほど来言いますように、あの当時生きた日本国民、多かれ少なかれ、耐えることのできない被害を受けたわけでございます。

直爆死とおっしゃいますけれども、原爆で亡くなった方、原爆二法というものはもう厳然と今、国民が原子爆弾というものの非人道的性というものに着目して、その結果生じた損害というものは他の損害とは際立った特異性があるという観点に着目をして、今原爆二法はもう現に施行されている

わけでございます。したがって、その延長線上で、直爆で亡くなった方、それじゃ、一カ月生きて亡くなった方には政府案でも、あなたの方の案でも補償しなきゃならないことになるんじゃないでしょうか。我々は、そういう非人道的兵器で亡くなったということに対して着目して、これに対して補償するということは、いや、それに対して国家が関心を示すということは何ら矛盾するものでない、このように思います。

○衛藤 委員 それは明らかに論理矛盾を起こしていますよ。これは、最高裁も言っていますよ。に、「原子爆弾の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、」そういうふう書いてある。放射能被害というものはそれほど過酷だよ、普通のものとちよっと違うんじゃないか、それだけに、国民の皆さん、この悲惨な結果に対して、悲惨な健康に対する影響に対して、みんなできでるだけのことをしようじゃないかと言った二法ができたわけですね。しかも、それは広い意味での国家補償の見地という言葉を使っていますが、そのときに間違えられないように基本懇でこれだけ多く書いているんです。それは一番御承知のことです。

だから、皆さん方が使っていらっしゃるのは、あえて間違われるように使っていらっしゃるんですよ。そして、そうでなければ、政府が出している案は、だからこそ生存被害者に対することをやるんです。それだって広い意味でのということになります。しかし、被爆された方々が、手帳を持たれている方々が、二重の意味で、自分の肉親を、近い肉親を亡くしたということについて、本当につらかったねと、五十年間本当につらかったねというこの意味を込めてこれは出しているんですよ。そこが基本的に違うんですよ。

皆様方は一般戦災と明らかに区別しようがない者に対してでも出すということは、そしてかつ、これに「国家補償の配慮」という言葉が持ち込まれると、明らかに国民意識の中に混乱を起こすん

です。このことが我々も非常に苦労したところなんです。何としても用意をあらわしたい、本当に大変だった、そういう気持ちであらわしたい、そして核廃絶の願いを明らかにしたい。しかしながら、この原則というものをいかにクリアしていくのか、このことがどうしてもなかなか一致できなくて今まで苦労してきました。その中で、私どもは自社さきげの中で本当に真摯な議論を重ねました。その中で出てきた、ああ本当にこれはよかったなと思つてこの政府案に私は賛同している次第であります。

冬柴先生の言われているのは、そういう意味では明らかに誤解を招くであろうということはおわかりにもかわからず、これだけの国家補償についていろいろな意見があるにもかかわらず、だからこそ基本懇ではこれだけの丁寧な説明をしているにもかかわらず、非常に軽々に使い過ぎている。そして、その中身もそういうぐあいになっているんですよ。

いいですか。今の葬祭料、昭和四十四年に出したときは、自分が死んだ後大変だ、線香の一本も上げてくれないうかもしれない、だからその心配を、大丈夫ですよと解消するためにわずか一万円からスタートしたんです。今自分が死んだ後の葬式もちゃんとやってくれないかもしれない、それで困る、その安心のために、大丈夫です、あなたが亡くなつてもということをしたんです。

しかし、それを簡単にさかのぼって遺族にそのまま出すということは意味が違ふんですよ、決定的に。そのことの意味をわざと取り違えるかどうか知りませんよ。意識的に無意識的にかかわりませんよ。しかし、その中でまた「国家補償」という言葉を使つたら一体どうするんですか。責任ある政治家なんと言ふけれども、とてもそうは思えないのかあえてやったのかそれはわからないけれども、そこそこについて明確にお答えいただきたいと思ふます。

○冬柴議員 私の言うことは今まで随分言ってきたとおりでございますけれども、政府の方が、生

存被爆者に対する心の安らぎというもので葬祭料を払う、このような説明のもとに、現在、一人亡くなったときに葬祭を行う者一人に対して、幾ら肉親がいとも一人に対して十四万九千円の葬祭料を支払って貰われるわけです、現状においては、それを受取る人は健康手帳を持っていない人に對してでも払って貰うにせざるを得ないと思います。そういう事実をまず頭に入れていただきたい

なぜに四十四年三月三十一日をもって区切り、その以前の人には何らそういうものを渡さず、そしてその以降の人には一円から出資して今日十四万九千円になっている、この不均衡、この不正義、こういうものに対して被爆者の方は久しく訴え続けてこられたわけです。そういう意味で、我々はこれを政府案のように「葬祭」という言葉を替えずに、特別給付金という形でこれを生存被爆者のために、これは政府の場合は生存被爆者のうち生存遺族に對してやらなきゃならないというような答申はどこにもありません。そういう意味で、間違つていらつしやるのではないか、このように思います。

○衛藤(憲)委員 それでは十四万九千円にするか四十四年スタートしたときの一万円というのなら一つの理屈は立つのですよ。しかも、これは被爆をしていない遺族に差し上げるということは、この原爆を受けられた、健康上の苦しみを受けられたという苦しみを直接された方々に對してしようというのがもとと法の趣旨なんですよ。だから、亡くなった方の遺族、昭和二十年直接亡くなった、それは焼夷弾で亡くなった方も原爆で亡くなった方も我々としては区別のしようがないことなんです。大変つらいことでありますけれども、区別をしたいけれども、区別のしようがないのです。だから、そうすると、その遺族に何で十萬円を差し上げるといふ根拠があるのですか。十四万九千円でもなくて一万円でもなくて何で十萬円なのかわからないのですよ、皆さん方は。

○冬柴議員 国家補償の法理というのは、講学上、立法政策上の問題で、国民がその行為によつて受けた損害のうち相当部分を支払いを受ける、こういう制度なんですよ。ですから、我々としては、それはもう十萬円では償えない、そういうような大きな、二十萬円でも百萬円でも償えないものではあるけれども、この際五十周年を刻むときには、今まで放置されていた人たちに對して十萬円をお支払いをしよう、そういう我々の不戦の誓いといひますか、そういうものを込めた我々の立法趣旨でありますから、御了解をいただきたいと思ひます。

○衛藤(憲)委員 ですから、このような形の給付金を支給するということは、空襲だとか焼夷弾とか艦砲射撃で肉親を亡くされた方々と原爆によつて亡くなられた方との間に法律による死の重みの違いを設けることは極めて難しいのです。それによつて一般戦災者との均衡上著しい不均衡を生ずることになるのです。この皆さんの言われるような給付金を支給する以上、たとえどのような解釈を展開しても、「国家補償の配慮」に基づく表現は国の戦争責任を認めたものというぐあいに解釈されざるを得なくなるのです。だから、このところをちゃんと整理をしなければいけないというぐあいに思ひます。

それから最後に、そういうぐあいにもしなつてくると、国内外からもこの戦後補償問題について大変大きな対応を迫られると思ひますが、その財政負担は大変大きな額に達するのだらうと思ひます。その負担は結局は国民に求めなければいけないわけでありまして、国民の皆さんにそれだけのことを求める覚悟と合意を得るだけの自信がありますか。それだけ。

○冬柴議員 直爆死、いろいろ独自の議論展開ですけれども、政府案も、直爆死についても今回特別葬祭給付金を払われるのじゃないでしょうか。

それから、こういうことがいろいろに波及するとあなたはおっしゃるけれども、私はそうは思ひ

ません。それですから、我々がそれを国民に、この法律をつくることによってそれ以上に負担を求めなければならぬ、覚悟はあるかどうかと言われましても、我々はそういうことは起り得ない、このような判断でありますので、御了解をいただきたいと思ひます。

○衛藤(憲)委員 最後になりますけれども、今お話し申し上げましたように、「国家補償の配慮」といふ言葉、そして皆さんのこの特別給付金という、直接被爆による死没者までさかのぼられてその遺族に出すということは、私は、他との不均衡の問題、また国民の皆さんに大きな誤解を与えたいと思ひます。先ほどから何度も申し上げておりますように、基本態でも、ぜひ国民の皆さん誤解をしないでくださいといふことをあれだけ丁寧に書いてあるのです。そういうことが一言も入らないで、余り軽々に使うといふことは好ましい法律案だといふぐあいは余り思ひません。それよりも我々は、私どものこの前文にも書いておりますように、まさに慰霊、慰勞の願ひを込めて、そして核廃絶と恒久平和への願ひを込めて、国の責任でこの被爆者対策を行うということが最もすばらしい案ではないのかと思ひます。それで質問を終わりたいと思ひます。

以上です。どうもありがとうございました。

○岩垂委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 原子爆弾被爆者医療審議会(第三条、第五条)

第三章 援護

第一節 通則(第六条)

第二節 健康管理(第七條—第九條)

第三節 医療(第十條—第二十三條)

第四節 手当等の支給(第二十四條—第三十六條)

第五節 福祉事業(第三十七條—第三十九條)

第六節 調査及び研究(第四十條)

第七章 平和を祈念するための事業(第四十一條)

附則

第六章 費用(第四十二條—第四十三條)

第七章 雑則(第四十四條—第五十四條)

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪つたのみならず、たとひ一命をとりとめた被爆者にも、生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらしした。

このような原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を制定し、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講じてきた。また、我々は、再びこのような惨禍が繰り返されることのないようとの固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我々は、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たに、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を

銘記するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(被爆者)

第一条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在つた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在つた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

(被爆者健康手帳)

第二条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その所在地とする)の都道府県知事に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者健康手帳を交付するものとする。

3 被爆者健康手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 原子爆弾被爆者医療審議会

(設置及び権限)

第三条 厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者医療審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(委員)

第四条 審議会は、委員二十人以上で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第五条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 援護

第一節 通則

第六条 国は、被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対する援護を総合的に実施するものとする。

第二節 健康管理

(健康診断)

第七条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第八条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第九条 都道府県知事は、第七条の規定による健康診断の結果が必要であると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対し、必要な指導を行うものとする。

第三節 医療

(医療の給付)

第十条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その

者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 前項に規定する医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診療

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

3 第一項に規定する医療の給付は、厚生大臣が第十二条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

(認定)

第十一条 前条第一項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たつては、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十二条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第十条第一項に規定する医療を担当させる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む)又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第十条第一項に規定する医療を担当

当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たつては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十三条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、第十条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、第十条第一項に規定する医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十四条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき又はこれによることを適当としなかつたときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十五条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和二十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国

民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十六条 厚生大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十七条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第十条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、同条第一項に規定する医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2 前項の規定により支給する医療費の額は、第十四条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するため必要があるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に對し、その行った医療に關し、報告若しくは診療録若しくは帳簿

書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十八条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病

(第十條第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第百五十二号)(以下この条において「社会保険各法」という。)老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)若しくは日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の規定により医療に關する給付を受け、若しくは受けることができる

たとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に關する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に關する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に關する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相當する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担

による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に關する給付について行われた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定について準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

(被爆者一般疾病医療機関)
第十九条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第二十条 厚生大臣は、第十八条第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たつて

は、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に關する審査機関の意見を聴かなければならない。

2 国は、第十八条第三項の規定による支払に關する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

(報告の請求等)

第二十一条 第十六条の規定は、第十八条第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十七条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するに關する必要がある場合に、それぞれ準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第二十二条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

第二十三条 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなく療養に關する指示に従わなかつたときも、同様とする。

第四節 手当等の支給

(医療特別手当の支給)
第二十四条 都道府県知事は、第十一条第一項の認定を受けた者であつて、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに對し、医療特別手当を支給する。

2 前項に規定する者は、医療特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該當することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 医療特別手当は、月を単位として支給するも

のとし、その額は、一月につき、十三万五千四百円とする。

4 医療特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

(特別手当の支給)

第二十五条 都道府県知事は、第十一条第一項の認定を受けた者に対し、特別手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、特別手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 特別手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五万円とする。

4 特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

(原子爆弾小頭症手当の支給)

第二十六条 都道府県知事は、被爆者であつて、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者であるもの(小頭症による厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害がない者を除く)に対し、原子爆弾小頭症手当を支給する。

2 前項に規定する者は、原子爆弾小頭症手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 原子爆弾小頭症手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万六千六百円とする。

4 原子爆弾小頭症手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その者が死亡した日の属する月で終わる。

(健康管理手当の支給)

第二十七条 都道府県知事は、被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く)にかかっているものに対し、健康管理手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当又は原子爆弾小頭症手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、健康管理手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の認定を行う場合には、併せて当該疾病が継続すると認められる期間を定めるものとする。この場合においては、その期間は、第一項に規定する疾病の種類ごとに厚生大臣が定める期間内において定めるものとする。

4 健康管理手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三万三千三百円とする。

5 健康管理手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、その日から起算してその者につき第三項の規定により定められた期間が満了する日(その期間が満了する日前に第一項に規定する要件に該当しなくなった場合にあつては、その該当しなくなった日)の属する月で終わる。

(保健手当の支給)

第二十八条 都道府県知事は、被爆者のうち、原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在つた者又はその当時その者の胎児であつた者に対し、保健手当を支給する。ただし、その者が医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当又は健康管理手当の支給を受けている場合は、この限りでない。

2 前項に規定する者は、保健手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 保健手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万六千七百円とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する旨の都道府県知事の認定を受けた者であつて、現に当該各号のいずれかに該当するものに支給する保健手当の額は、一月につき、三万三千三百円とする。

一 厚生省令で定める範囲の身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く)がある者

二 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第三十三条第二項において同じ。)、子及び孫のいずれもいない七十歳以上の者であつて、その者と同居している者がいないもの

4 保健手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなった日の属する月で終わる。

5 第二項の認定を受けた者が新たに第三項ただし書に規定する都道府県知事の認定を受けた場合における保健手当の額の改定は、その認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

6 第二項の認定を受けた者が第三項ただし書に規定する者に該当しなくなった場合における保健手当の額の改定は、その該当しなくなった日の属する月の翌月から行う。

(手当額の自動改定)

第二十九条 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当(以下この条において単に「手当」という。)については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成五年(この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数を超え、又は低下した場合には、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の

当該手当の額を改定する。

2 前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

(届出)

第三十条 第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

2 都道府県知事は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、その支払を一時差し止めることができる。

(介護手当の支給)

第三十一条 都道府県知事は、被爆者であつて、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下この条において同じ。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者(その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者を除く)が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

(葬祭料の支給)

第三十二条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、政令で定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(特別葬祭給付金)

第三十三条 被爆者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(次項において「死亡者」とい

う。の遺族であるものには、特別葬祭給付金を支給する。

一 昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した
第一条各号に掲げる者

二 昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九月三十日までの間に死亡した第一条各号に掲げる者(当該死亡した者の葬祭を行う者が、附則第三条の規定による廃止前の原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号。以下「旧原爆特別措置法」という。)による葬祭料の支給を受け、又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。)

2 前項の遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時に
おける配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

3 特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定
は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

4 前項の請求は、厚生省令で定めるところによ
り、平成九年六月三十日までに行わなければなら
ない。

5 前項の期間内に第三項の請求をしなかった
者には、特別葬祭給付金は、これを支給しな
い。

(特別葬祭給付金の額及び記名国債の交付)
第三十四条 特別葬祭給付金の額は、十万円と
し、二年以内に償還すべき記名国債をもって交
付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必
要な金額を限度として国債を発行することがで
きる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子と
する。

4 第二項の規定により発行する国債について
は、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の
設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定に
より発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省

令で定める。

(国債の償還を受ける権利の承継)

第三十五条 前条第一項に規定する国債の記名者
が死亡した場合において、同順位相続人が二
人以上あるときは、その一人のした当該死亡し
た者の死亡前に支払うべきであった同項に規定
する国債の償還金の請求又は同項に規定する国
債の記名変更の請求は、全員のためにその全額
につきしたものとみなし、その一人に対してし
た同項に規定する国債の償還金の支払又は同項
に規定する国債の記名変更は、全員に対してし
たものとみなす。

(国債の償還金の支払)

第三十六条 第三十四条第一項に規定する国債の
償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り
扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務に
ついて必要な事項は、郵政省令で定める。

第五節 福祉事業

(相談事業)

第三十七条 都道府県は、被爆者の心身の健康に
関する相談、被爆者の居宅における日常生活に
関する相談その他被爆者の援護に関する相談に
応ずる事業を行うことができる。

(居宅生活支援事業)

第三十八条 都道府県は、被爆者の居宅における
日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行
うことができる。

一 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害
があるために日常生活を営むのに支障がある
ものにつき、その者の居宅において入浴、排
せつ、食事等の介護その他の日常生活を営む
のに必要な便宜を供与する事業

二 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害
があるために日常生活を営むのに支障がある
ものを、都道府県知事が適当と認める施設に
通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他
の便宜を供与する事業

三 被爆者であつて、その介護を行う者の疾病

その他の理由により、居宅において介護を受
けることが一時的に困難となつたものを、都
道府県知事が適当と認める施設に短期間入所
させ、必要な養護を行う事業

(養護事業)

第三十九条 都道府県は、精神上若しくは身体上
又は環境上の理由により養護を必要とする被爆
者であつて、居宅においてこれを受けることが
困難なものを、当該被爆者又はその者を現に養
護する者の申出により、都道府県知事が適当と
認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業
を行うことができる。

第四章 調査及び研究

(調査及び研究)

第四十条 国は、原子爆弾の放射能に起因する身
体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査
研究(次項において「原爆放射能影響調査研究」
という。)の推進に努めなければならない。

2 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図る
ため、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三
十四条の規定により設立された法人であつて、
原爆放射能影響調査研究を主たる目的とするも
のに対し、予算の範囲内において、当該法人が
行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一
部を補助することができる。

第五章 平和を祈念するための事業

(平和を祈念するための事業)

第四十一条 国は、広島市及び長崎市に投下さ
れた原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記
し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆
弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験
の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾に
よる死没者に対する追悼の意を表す事業を行
う。

第六章 費用

(都道府県の支弁)

第四十二条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁
とする。

一 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症

手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及
び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律
に基づく命令の規定により都道府県知事が行
う事務の処理に要する費用

二 第三十七条から第三十九条までの規定によ
り都道府県が行う事業に要する費用

(国の負担等)

第四十三条 国は、政令で定めるところにより、
前条の規定により都道府県が支弁する同条第一
号に掲げる費用(介護手当に係るものを除く。)
を当該都道府県に交付する。

2 国は、政令で定めるところにより、前条の規
定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げ
る費用のうち、介護手当の支給に要する費用に
ついてはその十分の八を、介護手当に係る事務
の処理に要する費用についてはその二分の一を
負担する。

3 国は、予算の範囲内において、都道府県に対
し、前条の規定により都道府県が支弁する同条
第二号に掲げる費用の一部を補助することがで
きる。

第七章 雑則

(譲渡又は担保の禁止)

第四十四条 この法律に基づく給付を受ける権利
は、譲り渡し、又は担保に供することができな
い。

(差押えの禁止)

第四十五条 この法律に基づく給付を受ける権利
及び第三十四条第一項に規定する国債は、差し
押さえることができない。

(非課税)

第四十六条 租税その他の公課は、この法律に基
づく給付として支給を受けた金品を標準とし
て、課することができない。

2 特別葬祭給付金に関する書類及び第三十四条
第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借
に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)
第四十七条 偽りその他不正の手段によりこの法

律に基づく給付を受けた者がある場合は、厚生大臣(当該給付が都道府県知事により行われた場合にあっては、都道府県知事)は、国税徴収の例により、その者から、当該給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(戸籍事項の無料証明)

第四十八条 市町村長(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号(第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする)は、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第二十八条第一項に規定する者又は第三十三条第一項に規定する遺族である者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、これらの者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(広島市及び長崎市に關する特例)

第四十九条 この法律の規定(第六条及び第五十一条を除く)中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

(再審査請求)

第五十条 広島市又は長崎市の長が行う被爆者健康手帳の交付又は医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に關する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部又は権限に屬する事務であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長に委任することができる。

(省令への委任)

第五十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他

その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第五十三条 第七條に規定する健康診断、第九條に規定する指導又は第三十七條に規定する事業の実施の事務に従事した者が、その職務に關して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に處する。

第五十四条 第十條第二項各号に掲げる医療を行った者又はこれを使用する者が、第十七條第三項(第二十一條において準用する場合を含む)の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十七條第三項の規定による当該職員に質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に處する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成七年七月一日(以下「施行日」という)から施行する。

(国債の発行の日)

第二條 第三十四條第二項に規定する国債の発行の日は、平成七年八月一日とする。

(原子爆弾被爆者の医療等に關する法律等の廃止)

第三條 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(昭和三十三年法律第四十一号)

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律

(原子爆弾被爆者の医療等に關する法律の廃止に伴う経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に前條の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に關する法律(以下「旧原爆医療法」という)第三條第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請をし

ている者に係る当該申請は、第二條第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

2 施行日前に旧原爆医療法第三條第二項の規定により交付された被爆者健康手帳は、第二條第二項の規定により交付された被爆者健康手帳とみなす。

第五條 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第十六條第二項の規定により任命された委員である者は、第四條第二項の規定により任命された委員とみなす。

2 前項の委員の任期は、旧原爆医療法第十六條第二項の規定により任命された日から、起算する。

第六條 旧原爆医療法第四條の規定により行つた健康診断に關する記録の作成及び当該記録の保存については、なお従前の例による。

第七條 施行日前に行われた旧原爆医療法第七條第一項に規定する医療の給付については、なお従前の例による。

第八條 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第七條第三項に規定する指定医療機関であるもの又は旧原爆医療法第十四條の二第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関であるものについては、第十條第三項に規定する指定医療機関又は第十八條第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関とみなす。

第九條 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第八條第一項の認定を受けている者は、当該認定に係る負傷又は疾病について第十一條第一項の認定を受けた者とみなす。

第十條 施行日前に行われた医療に係る旧原爆医療法第十四條第一項に規定する医療費又は旧原爆医療法第十四條の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

(原子爆弾被爆者に対する特別措置に關する法律の廃止に伴う経過措置)

第十一條 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二條第二項、第三條第二項、第四條の二第二項、第五條第二項又は第五條の二第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けている者(旧原爆特別措置法第七條第二項の規定により医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支払を一時差し止められている者を除く)は、それぞれ第二十四條第二項、第二十五條第二項、第二十六條第二項、第二十七條第二項又は第二十八條第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けた者とみなす。

置法第二條第二項、第三條第二項、第四條の二第二項、第五條第二項又は第五條の二第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けている者(旧原爆特別措置法第七條第二項の規定により医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支払を一時差し止められている者を除く)は、それぞれ第二十四條第二項、第二十五條第二項、第二十六條第二項、第二十七條第二項又は第二十八條第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けた者とみなす。

2 前項の規定により第二十四條第二項、第二十五條第二項、第二十六條第二項、第二十七條第二項又は第二十八條第二項若しくは第三項ただし書の認定を受けた者とみなされた者に対するこの法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給は、第二十四條第四項、第二十五條第四項、第二十六條第四項、第二十七條第五項及び第二十八條第四項の規定にかかわらず、平成七年七月から始める。

3 第一項の規定により第二十七條第二項の認定を受けた者とみなされた者に対する健康管理手当の支給は、同條第五項の規定にかかわらず、その者が旧原爆特別措置法第五條第二項の認定の申請をした日から起算してその者につき同條第三項の規定により定められた期間が満了する日(その期間が満了する日前に第二十七條第一項に規定する要件に該当しなくなった場合にあっては、その該当しなくなった日)の属する月で終わる。

第十二條 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二條第二項、第三條第二項、第四條の二第二項、第五條第二項又は第五條の二第二項若しくは第三項ただし書の認定の申請をしている者に係る当該申請は、それぞれ第二十四條第二項、第二十五條第二項、第二十六條第二項、第二十七條第二項又は第二十八條第二項若しくは第三項ただし書の認定の申請とみなす。

2 前項の規定によりこの法律による申請とみな

された申請により第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当は、それぞれ旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当とみなす。

3 第一項の規定により第二十八条第三項ただし書の認定の申請とみなされた申請により同項ただし書の認定を受けた者に係る当該申請をした日の属する月の翌月から平成七年六月までの間の旧原爆特別措置法による保健手当の額は、旧原爆特別措置法第五条の二第三項ただし書に規定する額とする。

第十三条 平成七年六月以前の月分の旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の支給については、前条第三項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前に旧原爆特別措置法第七條第一項の規定によりされた届出は、第三十条第一項の規定によりされた届出とみなす。

第十五条 施行日前に受けた介護に係る旧原爆特別措置法第八條に規定する介護手当の支給については、なお従前の例による。

第十六条 施行日前に死亡した者に係る旧原爆特別措置法第九條の二に規定する葬祭料の支給については、なお従前の例による。

(健康診断の特例)
第十七条 原子爆弾が投下された際第一条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者は、当分の間、第七條の規定の適用については、被爆者とみなす。

る場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 旧原爆医療法第四条に規定する健康診断及び旧原爆医療法第六条に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に関して知り得た人の秘密をこの法律の施行後に漏らした場合においては、第七條に規定する健康診断及び第九條に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に関して知り得た人の秘密を漏らしたものとみなして、第五十三條の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第二十条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)第十二條第三項若しくは第十四條の四第一項を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第 号)第十五條第三項若しくは第二十条第一項」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)第十二條第三項若しくは第十四條の四第一項を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第 号)第十五條第三項若しくは第二十条第一項」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)
第二十一条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第 号)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第二十二条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第 号)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第二十三条 施行日前に行われた前条の規定による改正前の租税特別措置法第二十六条第一項に規定する社会保険診療について、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正)
第二十四条 消費税法(昭和六十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第 号)」に改める。

(地方税法の一部改正)
第二十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第 号)」に改める。

第七十二条の十七第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十六条 法人の事業税の課税標準の算定に当たつての旧原爆医療法の規定に基づく医療の給付につき支払を受けた金額の益金の額への算入及び当該給付に係る経費の損金の額への算入については、なお従前の例による。

2 個人の事業税の課税標準の算定に当たつての前項の医療の給付につき支払を受けた金額の総収入金額への算入及び当該給付に係る経費の必要経費への算入については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)
第二十七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号十の二中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第 号)」に改め、「並びに」を削り、「質問せざるを質問させ、並びに被爆者等に対して医療特別手当等を支給する」に改める。

別表第三第一号十の三を削る。

(厚生省設置法の一部改正)
第二十八条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十五号中、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)及び、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)を削り、「及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第 号)」に改める。

第六條第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に改める。

理由
原子爆弾の被爆者の高齢化の進行等の状況にかんがみ、被爆者に対して、保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講ずるとともに、原子爆弾による死没者の尊厳犠牲を銘記するための事業を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者援護法案
原子爆弾被爆者援護法

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 援護

第一節 援護の種類(第三条)

第二節 健康管理(第四条・第六條)

第三節 医療(第七條・第二十條)

第四節 被爆者年金等の支給(第二十一條・第三十條)

第五節 特別給付金の支給(第三十一條・第三十六條)

第六節 福祉事業(第三十七條・第三十九條)

第三章 平和祈念事業(第四十條)

第四章 原子爆弾被爆者援護審議会(第四十一條・第四十三條)

第五章 費用(第四十四條・第四十五條)

第六章 雑則(第四十六條・第五十七條)

附則

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪つたのみならず、たとえ一命をとりとめた被爆者にも、生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらしした。

このような原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しみ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律を制定し、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講じてきた。また、我々は、再びこのような惨禍が繰り返されることのないようにとの固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我々は、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国

家補償的配慮に基づき、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(被爆者)

第一条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在つた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内に在つた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下に在つた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

(被爆者援護手帳)

第二条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。)の都道府県知事に申請しなければならぬ。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

第一節 援護の種類

第三条 この法律による援護の種類は、次のとおりとする。

一 健康診断の実施

二 医療の給付

三 一般疾病医療費の支給

四 被爆者年金の支給

五 医療手当の支給

六 介護手当の支給

七 葬祭料の支給

八 特別給付金の支給

九 相談事業

十 居宅生活支援事業

十一 養護事業

第二節 健康管理

第四条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第五条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第六条 都道府県知事は、第四条の規定による健康診断の結果が必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対し、必要な指導を行うものとする。

第三節 医療

(医療の給付)

第七条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 前項に規定する医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

3 第一項に規定する医療の給付は、厚生大臣が第九条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

(認定)

第八条 前条第一項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第九条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第七条第一項に規定する医療を担当させる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第七条第一項に規定する医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ原子爆弾被

爆者援護審議会の意見を聴かなければならぬ。

(指定医療機関の義務)

第十条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、第七条第一項に規定する医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、第七条第一項に規定する医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針又は診療報酬の例によることができないとき又はこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被害者援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定により請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の規定による診療報酬の額の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定による診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第

百六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十三条 厚生大臣は、前条第一項の規定による審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十四条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第七条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、同条第一項に規定する医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同条第二項各号に掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同条第一項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2 前項の規定により支給する医療費の額は、第十一条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するため必要があるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った医療に関し、報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病

(第七条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という)から第七条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に對し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。

ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の法律において準用し、又は例による場合を含む。若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百五十二号)(以下この条において「社会保険各法」という)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)若しくは日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができるときは、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付として行われた実費徴収の額とする)の限度において支給するものとす。

2 前条第二項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定について準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に關し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病については被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に關し厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

(被爆者一般疾病医療機関)

第十六条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることができる病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む)又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

第十七条 厚生大臣は、第十五条第三項の規定による支払をなすべき額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならぬ。

い。

2 国は、第十五条第三項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

(報告の請求等)

第十八条 第十三条の規定は、第十五条第三項の規定による支払のため必要がある場合に、第十四条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給するについて必要がある場合に、それぞれ準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第十九条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

第二十条 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不品行によつて負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかかったとき、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったときも、同様とする。

第四節 被爆者年金等の支給

(被爆者年金の支給)

第二十一条 被爆者であつて、次の各号のいずれかに該当するものには、被爆者年金を支給する。

一 第八条第一項の認定を受けた者(以下「第一号受給者」という。)

二 造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病(原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)にかかつている者(前号に該当する者を除く。以下「第二号受給者」という。)

三 原子爆弾が投下された際爆心地から二キロメートルの区域内に在った者又はその当時そ

の者の胎児であつた者(第一号又は前号に該当する者を除く。以下「第三号受給者」という。)

2 被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

3 被爆者年金の額は、次の各号に掲げる被爆者年金の受給者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一号受給者 六十万円(原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者である者(小頭症による厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害がない者を除く。)にあつては、その額に五十五万九千二百円を加算した額)

二 第二号受給者 三十九万九千六百円

三 第三号受給者 二十万四千円(厚生省令で定める範囲の身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)がある者又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子及び孫のいずれでもない七十歳以上の者であつて、その者と同居している者がいないものにあつては、その額に十九万九千二百円を加算した額)

4 厚生大臣は、第二号受給者が第一項第一号に規定する要件に該当することとなつた場合若しくは同項第二号に規定する要件に該当しないこととなつた場合において同項第三号に規定する要件に該当するとき、第三号受給者が同項第一号若しくは第二号に規定する要件に該当することとなつた場合又は第一号受給者若しくは第三号受給者が前項第一号若しくは第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当し、若しくは該当しないこととなつた場合には、職権により、又は当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づき、当該被爆者年金の額を改定する。

(被爆者年金の支給期間及び支給月)

第二十二條 被爆者年金の支給は、被爆者年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 前条第四項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始める。

3 被爆者年金は、毎月、それぞれその月の分を支給する。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)

第二十三條 被爆者年金を受ける権利は、当該被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡した場合又は第二号受給者に係る被爆者年金を受ける権利を有する者が第二十一条第一項第二号に規定する要件に該当しないこととなつた場合(同項第一号に規定する要件に該当することとなつた場合又は同項第三号に規定する要件に該当する場合を除く。)に、消滅する。

(時効)

第二十四條 被爆者年金を受ける権利は、五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(未支給の被爆者年金)

第二十五條 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給してないものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる同

順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(医療手当の支給)

第二十六條 都道府県知事は、第八条第一項の認定を受けた者であつて、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、医療手当を支給する。

2 前項に規定する者は、医療手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

3 医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、八万五千四百円とする。

4 医療手当の支給は、第二項の認定を受けた者が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、第一項に規定する要件に該当しなくなつた日の属する月で終わる。

(介護手当の支給)

第二十七條 都道府県知事は、被爆者であつて、厚生省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下この条において同じ。)により介護を要する状態にある者、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者(その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生省令で定めるものに該当する者を除く。)が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

(葬祭料の支給)

第二十八條 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、政令で定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるもので

ないことが明らかである場合は、この限りでない。

(被爆者年金額等の自動改定)

第二十九条 被爆者年金及び医療手当(以下この条において「被爆者年金等」という。)については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成五年(この項の規定による被爆者年金等の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該被爆者年金等の額を改定する。

2 前項の規定による被爆者年金等の額の改定の措置は、政令で定める。

(届出)

第三十条 第二十一条第二項の裁定を受けた者は厚生大臣に対し、第二十六条第二項の認定を受けた者は都道府県知事に対し、それぞれ、厚生省令で定めるところにより、厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、その支給を一時停止することができる。

3 都道府県知事は、医療手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく第一項の規定による届出をしないときは、その支給を一時差し止めることができる。

第五節 特別給付金の支給

(特別給付金の支給)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者(次条から第三十六条までにおいて「死亡者」という。)の遺族である者には、特別給付金を支給する。

一 昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した

第一条各号に掲げる者

二 昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九

第一類第七号

厚生委員会議録第八号 平成六年十一月二十五日

月三十日までの間に死亡した第一条各号に掲げる者(当該死亡した者の葬祭を行う者が、附則第三条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十二年法律第五十三号。以下「旧原爆特別措置法」という。)による葬祭料の支給を受け、又は受けることができた場合における当該死亡した者を除く。)

2 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

3 前項の請求は、厚生省令で定めるところにより、平成九年六月三十日までに行わなければならない。

4 前項の期間内に第二項の請求をしなかった者には、特別給付金は、これを支給しない。

(特別給付金の支給を受けることができる遺族の範囲)

第三十二条 特別給付金の支給を受けることができる遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2 死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡者の死亡の当時における子とみなす。

(特別給付金の支給を受けることができる遺族の順位)

第三十三条 特別給付金の支給を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序とし、父母及び祖父母については、死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第三十四条 特別給付金の額は、死亡者一人につ

き十万円とし、二年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(国債の償還金の支払)

第三十五条 前条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(準用)

第三十六条 第二十五条第三項の規定は、死亡者に同順位の遺族が二人以上ある場合における特別給付金の請求若しくはその支給又は第三十四条第一項に規定する国債の記名者が死亡し同順位に相続人が二人以上ある場合における当該記名者の死亡前に支払うべきであった同項に規定する国債の償還金の請求若しくはその支払若しくはその記名変更について準用する。

第六節 福祉事業

(相談事業)

第三十七条 都道府県は、被爆者の心身の健康に関する相談、被爆者の居宅における日常生活に関する相談その他被爆者の援護に関する相談に応ずる事業を行うことができる。

(居宅生活支援事業)

第三十八条 都道府県は、被爆者の居宅における日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行うことができる。

一 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の居宅において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業

二 被爆者であつて、精神上又は身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものを、都道府県知事が適当と認める施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他の便宜を供与する事業

三 被爆者であつて、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを、都道府県知事が適当と認める施設に短期間入所させ、必要な養護を行う事業

(養護事業)

第三十九条 都道府県は、精神上若しくは身体上又は環境上の理由により養護を必要とする被爆者であつて、居宅においてこれを受けることが困難なものを、当該被爆者又はその者を現に養護する者の申出により、都道府県知事が適当と認める施設に入所させ、必要な養護を行う事業を行うことができる。

第三章 平和祈念事業

第四十条 国は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を行う。

第四章 原子爆弾被爆者援護審議会

(設置及び権限)

第四十一条 厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療その他の被爆者の援護に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に原子爆弾被爆者援護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、被爆者の医療その他の被爆者の援護に関する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べるることができる。

(委員)

第四十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)
第四十三条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 費用

(都道府県の支弁)
第四十四条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用

二 第三十七条から第三十九条までの規定により都道府県が行う事業に要する費用

(費用の交付等)

第四十五条 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用を当該都道府県に交付する。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、前条の規定により都道府県が支弁する同条第二号に掲げる費用の全部又は一部を補助することができる。

第六章 雑則

(放射線影響研究所に対する助成)

第四十六条 国は、原子爆弾の放射能に起因する身体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査研究(以下この条において「原爆放射線影響調査研究」という。)の推進を図るため、この法律の施行の際現に広島県に主たる事務所を有する財団法人放射線影響研究所(以下この条において「研究所」という。)に対し、研究所が行う原爆

放射線影響調査研究に必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、予算の範囲内において、研究所が行う原爆放射線影響調査研究に要する費用の一部を補助することができる。

(譲渡又は担保の禁止)
第四十七条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)
第四十八条 この法律に基づく給付を受ける権利及び第三十四条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。

(非課税)
第四十九条 租税その他の公課は、この法律に基づく給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 特別給付金に関する書類及び第三十四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)
第五十条 偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく給付を受けた者がある場合は、厚生大臣が当該給付が都道府県知事により行われた場合にあつては、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、当該給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(戸籍事項の無料証明)
第五十一条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する者又は第三十一条第一項に規定する遺族である者に対し、当該市町村の条例の定めるところにより、これらの者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(広島市及び長崎市に関する特例)

第五十二条 この法律の規定(第五十四条を除く。)中「都道府県知事又は「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

(再審査請求)
第五十三条 広島市又は長崎市の長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(権限の委任)
第五十四条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部又は権限に属する事務であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長に委任することができる。

(省令への委任)
第五十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)
第五十六条 第四条に規定する健康診断、第六条に規定する指導又は第三十七条に規定する事業の実施の事務に従事した者が、その職務に関し知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らし、または、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第七条第二項各号に掲げる医療を行った者又はこれを使用する者が、第十四条第三項(第十八条において準用する場合を含む。)の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十四条第三項の規定による当該職員の実問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

(国債の発行の日)
第二条 第三十四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成七年八月一日とする。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)
第三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の廃止に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「旧原爆医療法」という。)第三条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請をして、いる者に係る当該申請は、第二条第一項の規定による被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧原爆医療法第三条第二項の規定により交付された被爆者健康手帳は、第二条第二項の規定により交付された被爆者援護手帳とみなす。

第五条 旧原爆医療法第四条の規定により行った健康診断に関する記録の作成及び当該記録の保存については、なお従前の例による。

第六条 施行日前に行われた旧原爆医療法第七条第一項に規定する医療の給付については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第七條第三項に規定する指定医療機関であるもの又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関であるものについては、第七條第三項に規定する指定医療機関又は第十五條第一項に規定する被爆者一般疾病医療

機関とみなす。

第八条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第八條第一項の認定を受けている者は、当該認定に係る負傷又は疾病について第八條第一項の認定を受けた者とみなす。

第九条 施行日前に行われた医療に係る旧原爆医療法第十四條第一項に規定する医療費又は旧原爆医療法第十四條の二第二項に規定する一般疾病医療費の支給については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第十六條第二項の規定により任命された委員である者は、第四十一條第二項の規定により任命された委員とみなす。

2 前項の委員の任期は、旧原爆医療法第十六條第二項の規定により任命された日から、起算する。

(原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二條第二項又は第三條第二項の認定を受けている者(旧原爆特別措置法第四條の二第二項の認定を受けている者及び旧原爆特別措置法第七條第二項の規定により医療特別手当又は特別手当の支払を一時差し止められている者を除く。)、は、第二十一條第二項の第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五條第二項又は第五條の二第二項の認定を受けている者(旧原爆特別措置法第五條の二第三項ただし書の認定を受けている者及び旧原爆特別措置法第七條第二項の規定により健康管理手当又は保健手当の支払を一時差し止められている者を除く。)、は、それぞれ、第二十一條第二項の第二号受給者又は第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第四條の二第二項の認定を受けている者(旧原爆

特別措置法第七條第二項の規定により原子爆弾小頭症手当の支払を一時差し止められている者を除く。)、は、第二十一條第二項の同条第三項第一号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五條の二第三項ただし書の認定を受けている者(旧原爆特別措置法第七條第二項の規定により保健手当の支払を一時差し止められている者を除く。)、は、第二十一條第二項の同条第三項第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二條第二項の認定を受けている者(旧原爆特別措置法第七條第二項の規定により医療特別手当の支払を一時差し止められている者を除く。)、は、第二十六條第二項の認定を受けたものとみなす。

6 前項の規定により第二十六條第二項の認定を受けた者とみなされた者に対するこの法律による医療手当の支給は、同条第四項の規定にかかわらず、平成七年七月から始める。

第十二條 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二條第二項又は第三條第二項の認定の申請をしている者に係る当該申請は、第二十一條第二項の第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五條第二項又は第五條の二第二項の認定の申請をしている者に係る当該申請は、それぞれ、第二十一條第二項の第二号受給者又は第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第四條の二第二項の認定の申請をしている者に係る当該申請は、第二十一條第二項の同条第三項第一号に規定する被爆者年金の額の加算に係る

要件に該当する第一号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第五條の二第三項ただし書の認定の申請をしている者に係る当該申請は、第二十一條第二項の同条第三項第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る要件に該当する第三号受給者に係る被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなす。

5 第一項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者(第三項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により同条第二項の認定を受けた者(以下この項において「原子爆弾小頭症加算適用者」という。))を除く。に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は旧原爆特別措置法による特別手当と、第一項及び第三項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者のうち請求により同条第二項の認定を受けた者のうち原子爆弾小頭症加算適用者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は旧原爆特別措置法による特別手当及び原子爆弾小頭症手当と、第三項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金(同条第三項第一号に規定する被爆者年金の額の加算に係る部分に限る。))は旧原爆特別措置法による原子爆弾小頭症手当とみなす。

6 第二項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は、旧原爆特別措置法による健康管理手当とみなす。

7 第二項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者(第四項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみな

された請求により同条第二項の認定を受けた者(次項において「保健手当加算適用者」という。))を除く。に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は、旧原爆特別措置法による保健手当とみなす。

8 第二項及び第四項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者のうち保健手当加算適用者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金は、旧原爆特別措置法による保健手当とみなし、当該保健手当の額は、旧原爆特別措置法第五條の二第三項ただし書に規定する額とする。

9 第四項の規定により被爆者年金を受ける権利の認定の請求とみなされた請求により第二十一條第二項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の被爆者年金(同条第三項第三号に規定する被爆者年金の額の加算に係る部分に限る。))は、旧原爆特別措置法による保健手当とみなし、当該保健手当の額は、旧原爆特別措置法第五條の二第三項ただし書に規定する額から旧原爆特別措置法第五條第三項本文に規定する額を控除して得た額に相当する額とする。

10 この法律の施行の際現に旧原爆特別措置法第二條第二項の認定の申請をしている者に係る当該申請は、第二十六條第二項の認定の申請とみなす。

11 前項の規定により第二十六條第二項の認定の申請とみなされた申請により同項の認定を受けた者に係る平成七年六月以前の月分の医療手当は、旧原爆特別措置法による医療特別手当とみなし、当該医療特別手当の額は、旧原爆特別措置法第二條第三項に規定する額から旧原爆特別措置法第三條第三項に規定する額を控除して得た額に相当する額とする。

第十三條 第二十一條第二項の規定により被爆者年金を受ける権利(この法律の施行後に支給事由が生じたものを除く。))の認定を受けた者(附則第十一條第一項から第四項までの規定により

裁定を受けた者とみなされた者を含む。に対する被爆者年金の支給は、第二十二条第一項の規定にかかわらず、平成七年七月から始める。

第十四条 平成七年六月以前の月分の旧原爆特別措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の支給については、附則第十二条第八項、第九項又は第十一項の規定を適用する場合を除き、なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行前に旧原爆特別措置法第七條第一項の規定によりされた届出は、第三十條第一項の規定によりされた届出とみなす。

第十六条 施行日前に受けた介護に係る旧原爆特別措置法第八條に規定する介護手当の支給については、なお従前の例による。

第十七条 施行日前に死亡した者に係る旧原爆特別措置法第九條の二に規定する葬祭料の支給については、なお従前の例による。

(健康診断の特例)
第十八条 原子爆弾が投下された際第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時その者の胎児であつた者は、当分の間、第四條の規定の適用については、被爆者とみなす。

2 厚生大臣は、速やかに、前項に規定する者の状況について調査しなければならない。

(罰則に関する経過措置)
第十九条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 旧原爆医療法第四條に規定する健康診断及び旧原爆医療法第六條に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に関して知り得た人の秘密をこの法律の施行後に漏らした場合においては、第四條に規定する健康診断及び第六條に規定する指導の実施の事務に従事した者がその職務に関して知り得た人の秘密を漏らしたも

のとみなして、第五十六條の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(老人保健法の一部改正)
第二十一条 老人保健法の一部を次のように改正する。

第四十九條中「十分の二」の下に「(原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)第十五條第一項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る医療等に要する費用については、その十分の三)を加え、十分の四の下に「(同項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る老人保健施設療養費等に要する費用については、その十分の六)を加える。」

第五十條中「に要する費用」の下に「(原子爆弾被爆者援護法第十五條第一項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る医療等に要する費用を除く。)を加え、老人保健施設療養費等に要する費用」の下に「(同項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る老人保健施設療養費等に要する費用を除く。)を加える。」

第五十二條中「十分の二」の下に「(原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)第十五條第一項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る医療等に要する費用については、その十分の三)を加え、十分の四の下に「(同項に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に係る老人保健施設療養費等に要する費用については、その十分の六)を加える。」

(地方財政法の一部改正)
第二十二條 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十條中第八號の四を削り、第八號の五を第八號の四とし、第八號の六を第八號の五とする。

る。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第二十三條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)第十二條第三項若しくは第十四條の四第一項」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)第十二條第三項若しくは第十四條の四第一項」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二條第四項若しくは第十四條の四第二項」を「原子爆弾被爆者援護法第十二條第四項若しくは第十四條第二項」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)
第二十四條 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第九條第三項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第二十五條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第二十六條 施行日前に行われた前条の規定による改正前の租税特別措置法第二十六條第一項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正)
第二十七條 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に改める。

(地方税法の一部改正)
第二十八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に改める。

第七十二條の十七第一項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十九條 法人の事業税の課税標準の算定に当たつての旧原爆医療法の規定に基づく医療の給付につき支払を受けた金額の益金の額への算入及び当該給付に係る経費の損金の額への算入については、なお従前の例による。

2 個人の事業税の課税標準の算定に当たつての前項の医療の給付につき支払を受けた金額の総収入金額への算入及び当該給付に係る経費の必要経費への算入については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)
第三十條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号十の二中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に、「被爆者健康手帳」を「被爆者援護手帳」に改め、「並びに」を削り、「質問させ」を「質問させ、並びに被爆者等に対して医療手当等を支給する」に改める。

別表第三第一号十の三を削る。

(厚生省設置法の一部改正)
第三十一條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に改める。

号)及び「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)」を削り、「及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)」を、「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)及び原子爆弾被爆者援護法(平成六年法律第 号)」に改める。

第六条第三号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改め、「並びに」を削り、「定めること」を定め、並びに被爆者年金を受ける権利を裁定し、及び被爆者年金の額を改定すること」に改める。

理由

国家補償的配慮に基づき、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講ずるとともに、原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するための事業を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成七年度において約千七百億円の見込みである。

厚生委員会議録第四号中正誤

ページ 段行 誤

三 四 三 成五年度 正 平成五年度

同 第五号中正誤

ページ 段行 誤

七 三 三 税法式 正 税方式

元 元 二 二 五 価額 正 価格

元 三 三 六 総体的 正 相対的

四 末 九 案文 正 条文

四 二 三 半面 正 反面

四 三 三 個別の 正 別個の

同 第六号中正誤

ページ 段行 誤

六 二 二 三 三 正 正

七 三 三 五 であろうか 正 であろう

二 二 三 三 始めて 正 初めて

七 四 三 三 御願ひ 正 お願い

三 三 四 六 いただきました 正 いただきました

同 第七号中正誤

ページ 段行 誤

三 一 三 三 御議論 正 御議論

七 三 三 三 三 御議論 正 御議論

二 二 三 三 三 御議論 正 御議論

三 四 六 八 引退生活 正 引退生活に

第一類第七号

厚生委員會議錄第八号

平成六年十一月二十五日

平成六年十二月五日印刷

平成六年十二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D